

令和 2 年舟形町議会
第 3 回定例会会議録

舟形町議会

令和2年舟形町議会第3回定例会会議録

招集年月日 令和2年8月27日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 9月2日 午前10時

応招議員(10名)

1番 叶内昌樹

6番 奥山謙三

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 斎藤好彦

5番 石山和春

10番 八 歙 太

不応招議員(なし)

令和2年9月2日（水曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和2年舟形町議会第3回定例会第1日目

令和2年9月2日（水）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
副町長	菅原正春	総務課財政係長	八畝幸仁
会計管理者	須貝孝子	デジタルファースト推進室長	沼澤一征
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小野芳喜	教育長	伊藤幸一
まちづくり課長	曾根田健	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	農業委員会会長	叶内栄一
住民税務課長	伊藤茂樹	代表監査委員	齊藤徹
地域整備課長	伊藤秀樹	監査委員事務局長	相馬昇

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬昇 主 事 伊藤優

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 本期受理の請願・陳情

陳情第3号 長尾地区道路についての陳情

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるた
めの、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する請願

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

日程第7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和2年第3回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。4番小国浩文君、8番叶内富夫君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

会期の発言は、奥山議会運営委員長よりお願いします。

議会運営委員長 それでは、私から、去る令和2年8月26日に開催された議会運営委員会において第3回定例会の会期について協議しましたので、報告いたします。

令和2年舟形町議会第3回定例会の会期は、本日9月2日から10日までの9日間とすることとしましたので、報告いたします。

議長 お諮りします。本定例会の会期は、奥山議会運営委員長報告のとおり、9月2日から10日までの9日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から10日までの9日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第3 諸般の報告並びに日程第4 議員派遣の報告については、議案書掲載のとおりですので、朗読は省略いたします。

日程第5 本期受理の請願・陳情

議長 日程第5 本期受理の請願・陳情を議題といたします。

陳情第3号 長尾地区道路についての陳情についてを議題といたします。

陳情第3号については、議会事務局長が朗読をいたします。

議会事務局長 それでは、朗読させていただきます。

本期受理の陳情。

受理番号3番、受付年月日、令和2年8月18日。件名、長尾地区道路についての陳情。趣旨、別紙のとおり。陳情者、舟形町長沢3189番地2、持ち分27分の1 八鍬惣吉相続人 八鍬勝昭様。

次のページ、お願いします。

<別紙>

<件名>

長尾地区道路についての陳情。

<趣旨>

今般、私の調査の中で国道47号亀割バイパスほか町道において、工事完成後も何十年間も所有権移転登記が行われないままとなっている用地が存在しています。

このような状況をご賢察の上、早期円満解決して、完成した立派な道路が地域住民から末永く愛されることを願い、陳情いたします。

記

<場所>

- ①舟形町長沢字長尾前3225番5、町道、八鍬庄助外26名、持ち分27分の1。
- ②舟形町長沢字長尾前3225番7、国道・町道、八鍬庄助外26名、持ち分27分の1。
- ③舟形町長沢字長尾前3228の5、国道、伊藤正昭外26名、持ち分27分の1。
- ④舟形町長沢字長尾前3228の6、国道、伊藤正昭外26名、持ち分27分の1。
- ⑤舟形町長沢字長尾前3228の7、国道・町道、伊藤正昭外26名、持ち分27分の1。

以上でございます。

議長 陳情第3号の審査については、舟形町議会会議規則第94条の規定により、産業振興常任委員会に付託をいたします。

次に、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する請願についてを議題といたします。

事務局より内容説明を願います。

議会事務局長 それでは、朗読させていただきます。

本期受理の請願。

受理番号1番、受付年月日、令和2年8月21日。件名、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する請願。趣旨、別紙のとおり。陳情者、新庄市大字本合海1127の9、山形県教職員組合最上地区支部 支部長 小国 毅。紹介議員、荒澤広光議員でございます。

以上です。

議長 請願第1号につきまして、紹介議員の朗読説明を願います。

2番 <件名>

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する請願

<趣旨>

新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源確保をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供たちの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2021年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

以上、地方自治法第124条の規定により、請願書を提出します。

請願項目。

- 1、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上であります。

議長 請願第1号の審査については、舟形町議会会議規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第6 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、令和2年第3回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄、何かとお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

先月28日、猛暑の中、秋田県出身の参議院議員で総務大臣政務官の進藤金日子先生が舟形町のホーヤ沢揚水機場の被災現場を視察されました。進藤先生側から舟形町の森町長にお会いしたいという連絡があり、このため当日の予定を変更し、ホーヤ沢揚水機場の現場に駆けつけました。私から進藤先生に舟形町の被災状況をドローンで撮影した動画や私が撮影した洪水状況の動画などを使って説明し、災害復旧に対する支援を要望しました。

進藤先生にお会いするのは今度で3回目になります。1回目は、平成30年の災害復旧支援を県選出国會議員に要望するため上京したときであります。予定にはなかったのですが、大蔵村安彦副村長に懇願され、同行、議員会館の進藤事務所を訪問し、予備の要望書を提出したところ、進藤先生自ら舟形町の災害状況を視察に来町され、さらに役場において災害復旧の支援を要望することができました。2回目は、自民党二階幹事長に災害復旧の支援を要望させていただいたときに、二階幹事長と同行され、新庄に来られた際、そして先月28日であります。

いずれも災害復旧の支援と要望であります。今回は、付け加えて一般単独災害事業債の該当要綱を改正していただき、さらには4月に遡って適用していただいた結果、一般財源で出さなければならなかった、すみません、金額を訂正していただきたいんですが、7,090万円を借入れすることができ、その償還額の85.5%、6,062万円が交付税参入されることとなり、今年度借入れ予定額6,000万円を含めると1億3,060万円の85.5%、約1億1,200万円の財源を確保することができましたことの御礼を申し上げます。

これには伏線がありまして、昨年7月の参議院選挙の応援で来られた和歌山県出身で海南市長を2期務められ、地方自治に精通されている石田真敏総務大臣に、最上広域並びに最上町村会として要望する機会をいただきました。司会を担当していた伊藤重成県議から「時間が少し余ったから」と、「森舟形町長、何かないか」と急に振られまして、予定になかった要望をさせていただきました。

内容は、平成30年8月、2度にわたる災害復旧に対する財政的支援、具体的には一般単独災害債を農地災害にも該当させていただきたいとの要望でありました。平成30年8月豪雨災害のように全町にわたり被災した場合には、町の技術者及び測量設計会社の数の少なさからくる物理的問題で、補助災害に申請する査定設計書ができない状況にありました。また、農地の被害箇所数が900か所を超える多さのため、町発注を諦め、補助金による復旧といたしました。

起債の現行制度では、補助災害をベースに制度設計されており、被災者に対する復旧補助金では起債の対象とならないため、補助災害の補助金並びに起債の償還による交付税措置も見込まれないなど、財源確保が難しい状況を説明し、起債制度（農地災害が一般単独災害復旧事業債の該当事業となること、また、補助金による復旧も該当事業となること）を改正して

いただくようお願いをいたしました。

予定にない要望をしたため、その後、紆余曲折、県も巻き込んで大きな問題となりまして、何度となく県と農林水産省及び総務省に事情経過説明と要望協議をした結果、町の窮状、災害の激甚性をしんしゃくしていただきまして、改正していただきました。さらに、国では年度途中の制度改正は行われないのが原則であります。今年2月、駄目元で前総務大臣石田真敏事務所と起債を所管する総務大臣政務官の進藤金日子事務所を訪問し、年度途中の制度改正と4月に遡って適用してほしい旨、強く要望してまいりました。その結果、年度途中に制度が改正されるとともに、4月に遡って適用されることとなりました。

このことにより、令和元年度において一般財源で充当していた財源のうち、ここも訂正していただきたいんですが、7,090万円を一般単独災害事業償として借入れすることができ、その償還額の85.5%、6,062万円が交付税参入されることとなり、町負担は1,028万円まで軽減することができました。今年度、借入れ予定額6,000万円を含めると、約1億1,200万円の財源を確保できましたことは、石田真敏先生、進藤金日子先生をはじめ関係各位のおかげと、感謝の念に堪えません。

議員各位におかれましても、特段のご配慮をもって、平成30年豪雨災害における財政措置を講じていただいた前総務大臣石田真敏衆議院議員及び山崎秘書、進藤金日子先生および馬籠秘書、石田真敏衆議院議員につないでいただいた加藤鮎子衆議院議員の皆川秘書、関根秘書、また、町の立場に立ってご尽力いただいた総務省から県に出向しておられる後藤財政課長、さらに市町村課長で前庄司副町長にお目にかかる機会があれば、町民を代表し、約1億1,200万円の御礼を申し上げていただきますようお願いを申し上げます。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、6月定例議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

(1) 舟形大蔵戸沢間道路整備促進期成同盟会の開催について。

7月22日水曜日、舟形大蔵戸沢間道路整備促進期成同盟会が大蔵村ふるさと味来館を会場に開催されました。

本会は、舟形町、大蔵村、戸沢村の3町村で構成され、町村道の県道昇格と関係県道の整備促進を図ることを目的としております。来賓として伊藤重成県議会議員と小松伸也県議議員のご出席の下、会の予算決算等を審議した後、両県議会議員へ要望書を提出いたしました。要望書には、舟形町として、町道福寿野岡矢場線、福寿野沖の原線の県道編入、県道舟形大蔵線の福寿野地内の交差点等の改良の3点について要望をしたところであります。

(2) 7月27日からの大雨による被害状況について。

7月27日、28日の天気概況は、梅雨前線が東北地方に停滞し、前線上の低気圧が日本海から東北地方に接近しました。前線や低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、28

日を中心に大雨となり、山形県においては最上川上流域の長井市、東根市、村山市において200ミリを越す地域があるなど、これまでの日降水量の記録をはるかに超す大雨となり、29日には最上川中流で氾濫が発生し、県内各地に大きな被害をもたらしました。

舟形町におきましては、国土交通省堀内観測地点の24時間当たりの降雨量は132ミリと、平成30年8月豪雨の際の290ミリに比べ少ない状況ではありましたが、最上川の水位が28日火曜日午後3時に氾濫注意水位の4.4メートルに達したため、午後4時より堀内第2樋管の水門を閉め、内水排水作業を開始しました。さらに水位が上昇し、避難判断水位の7.6メートルに近づいたため、堀内川端地区に避難勧告を午後9時45分に発令しました。午後10時55分には、氾濫危険水位の7.8メートルに近づいたため、避難勧告を避難指示に切り替え、排水作業現場より消防団を撤退させました。また、堀内第1樋管においても内水排水作業を開始せざるを得ない状況で、29日午前1時より作業を行っております。午前5時には水位が8.81メートルに達し、太折地区で住家全壊1棟、堀内地区で半壊1棟、床下浸水2棟、その他、非住家床上浸水5棟の被害が発生しました。

農作物の被害については、町の西南部地区を中心に水稻の冠水、土砂流入など、約58ヘクタール、園芸作物についてもキュウリの流出、アスパラガス、ウルイ、ニラ、ネギ、トルコギキョウなど、多くの品目で浸水が見られ、農作業小屋や農業用機械の浸水、ハウスの全壊1棟など、被害額は約4,800万円を超えております。

また、公共土木施設の被害については、河川1か所、道路12路線15か所、被害額2,300万円、農地農業用施設の被害については、農地12か所、農業用施設10か所で被害額1億850万円、林道3路線4か所、被害額740万円、水道施設1か所、被害額30万円、合計約1億3,920万円に及んでいる状況です。

こうした中、30日には、吉村県知事、須藤防災くらし安心部長ほか、県関係者が来町され、被災状況を確認しております。堀内橋においては、最上川の状況と被災状況について説明し、知事からは、関係機関と連携しながら全力を挙げて復旧に取り組んでいくという回答をいただきました。

また、8月4日には、農林水産省東北農政局中東次長が来町されました。役場3階会議室において、農作物及び農地、農業用施設の被災状況について、ドローンで空撮した動画や写真により説明し、あわせて国に対して復旧に関する要望を行ないました。次長からは、国では令和2年7月豪雨に対する総合的な支援対策を準備しており、今後、丁寧な説明を行いつつ事業を展開すると回答をいただきました。

(3) 職員非常招集訓練・避難所開設訓練の開催について。

8月1日土曜日、全職員による非常招集訓練及び避難所開設訓練を実施しました。これは、大型で非常に強い台風の上陸を想定した状況の中で、舟形町地域防災計画に基づき、災害発

生時における職員の非常招集体制と新型コロナウイルス感染症予防対策も含めた避難所の運営体制を構築するために実施したものです。

非常招集訓練においては、昨年導入したデジタル防災行政無線の職員招集メールと電話連絡で訓練を行いました。訓練では、警戒1号配備から警戒2号配備への移行体制の確認、職員の参集までの所要時間等について確認を行いました。

次に、指定避難所の舟形町中央公民館と舟形小学校において避難所開設訓練を実施しました。訓練は、舟形町指定避難所運営マニュアル及び山形県避難所における新型コロナウイルス感染予防ガイドラインに基づき、避難所の開設準備から受付、避難者の誘導、各避難スペースの収容人員数の確認を行いました。訓練の検証では、受付の検温や健康状態チェックカードの記入に想定以上に時間を要したことや、受付での3密の解消、体調不良者との動線の確保、資機材不足などの課題があり、今後改善してまいりたいと思います。

(4) 最上小国川流水型ダム竣工式について。

8月3日月曜日、最上小国川流水型ダム竣工式がダムサイト左岸を会場に開催されました。

本ダムは、洪水被害に苦しんできた赤倉地区の人命と財産を水害から守ることを目的とし、洪水調節専用の流水型ダムとして、全国で5例目、東北では初の建設となりました。堤高41メートル、堤頂長143メートルの重力式ダムで、総事業費88億3,000万円で平成20年度から令和元年度まで12年をかけて整備されました。

ふだんは水をためないため、水質の悪化がなく、環境に優しいダムと言われております。竣工式には吉村県知事、和田政宗国土交通大臣政務官、加藤鮎子衆議院議員、芳賀道也参議院議員が出席し、記念植樹、堤名碑除幕、テープカットが執り行われました。

(5) 知事と最上管内市町村長との意見交換会について。

8月5日水曜日、最上総合支庁で知事と最上管内市町村長との意見交換会が行われ、新型コロナウイルス感染症と7月の豪雨災害の2つについて意見を交換しました。

1点目の新型コロナウイルス感染症については、コロナ禍による影響と対応策として、国の地方創生臨時交付金を活用して町が行なっている経済対策や感染症予防対策などを説明しました。

2点目の7月の豪雨災害については、被害状況と対応として、町内全域における農作物や農業用施設等の被害状況や最上川流域の避難状況、冠水状況などを説明いたしました。また、最上川の増水時に堀内橋を車で通過したときの光景や音は「橋が壊れてしまうのではないかと心配した」という地域住民からの声も多くあったことをお伝えし、堀内橋の早急な架け替えをはじめ、災害復旧への支援について要望を伝えました。

(6) 堀内元気安心ふれあい協議会、通称「はまぐりの貝」の設立総会の開催について。

8月5日水曜日、舟形町農村環境改善センターにおいて、地域運営組織、堀内元気安心ふれ

あい協議会、通称「はまぐりの貝」の設立総会が開催されました。

町では、平成29年度から今年度までの4年間、国の地方創生交付金を活用して住民主体の地域づくり推進事業に取り組み、平成30年度には町内会ごと、令和元年度は旧小学校区を中心とした地区ごとにワークショップを開催し、地域における課題と自分たちが主体となることができることや将来の夢をまとめた「地区びじょん」を作成しました。地域運営組織は、各町内会や団体等が連携し、「地区びじょん」で掲げた課題解決を目指していくものであります。

町としては、今後、町内4地区での組織構築を目指してまいります。今年度は堀内地区の町内会長はじめ各団体からこの事業の趣旨をご理解いただき、モデル地区として取り組んでいただいたものであります。

このたびの設立は、新庄最上管内では金山町の中田地区に次いで2例目となります。今年度末には活動報告会を予定しており、他地区における組織構築の参考事例になることを期待しているところであります。

(7) 戦没者追悼式について。

8月15日土曜日、猿羽根山の忠魂碑前において、令和2年度舟形町戦没者追悼式を行いました。

毎年、舟形町遺族会の会員が参加しての戦没者追悼式が開催されてきましたが、戦後75年目を迎え、会員の高齢化に伴い、会の運営が厳しくなったことで、令和2年3月31日をもって解散したため、今年度より新しい形での追悼式として開催いたしました。

当日は、八楯町議会議長にも出席をいただき、さきの大戦で亡くなられた方々に対して不戦の誓いのメッセージを拝読し、哀悼の意を表して黙禱と献花を行いました。また、町民に対して、防災無線による黙禱のお知らせを呼びかけいたしました。

(8) 舟形中学校運動会の開催について。

8月29日土曜日、舟形中学校運動会が行われました。

例年4月の行事であります。今年度はコロナ禍によりこの時期の実施となりました。今回は、感染症予防と熱中症予防の観点から午前からのみの開催となり、観覧者の制限や、競技内容も工夫した中での運動会でありましたが、生徒たちの精いっぱい取り組む姿は例年と変わらず、最後は、やり切った満足感が感じられる素晴らしい運動会でありました。

以上、8件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、報告案件について1件、補正予算の専決処分に係る承認案件について1件、一般会計及び特別会計補正予算について2件、定住自立圏の形成に関する協定の変更について1件、条例の制定について2件、令和元年度各会計決算の認定が7件、人事案件が2件、以上16件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

なお、6月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

日程第7 一般質問

議長 日程第7 一般質問をお受けします。順次発言を許可します。4番小国浩文議員。

4番 おはようございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私からは2点について質問をさせていただきます。1つ目がふるさと納税の現状と今後の展望は、2つ目は特定災害による半壊家屋等の解体補助について。

では、1つ目のふるさと納税の現状と今後の課題は。

本年度4月から、これまで長年、業務委託をしていました舟形町まちづくり公社から、振興公社内に新しくできた舟形町ふるさと納税サポートセンターに業務委託されたようですが、なぜこれまで舟形町まちづくり公社が培ってきたふるさと納税業務の委託先を舟形町ふるさと納税サポートセンターに変更しなければならなかったのか、伺います。

また、現在のふるさと納税の状況及び今後の展望を伺います。

2つ目として、特定災害による半壊家屋等の解体補助について。

国において、今後は特定災害で半壊した家屋等の解体費の大半を補助すると発表しました。これまでは原則、全壊を解体補助対象とし、災害規模に応じて弾力的な運用がなされてきました。

今後、所有者においては、特定災害家屋等の解体費用の負担が生じず、解体は市町村が業務委託等を行うこととなります。その費用の9割超を国が補助し、残りを市町村が負担するとした恒久的な仕組みとするとありますが、これに対して町としての考えを伺います。

町長 それでは、4番小国浩文議員の「ふるさと納税の現状と今後の展望は」についてのご質問にお答えします。

最初に、ふるさと納税業務の委託先の変更に至る経過については、今年3月の議会全員協議会において説明している内容となりますが、理由としては大きく2点です。

1つ目は、今年3月末をもって業務契約期間の満了を迎えたこと、2つ目は、総務省からの通知や法律改正により、返礼品は地場産品で寄附額の3割以内、返礼品の送料や広告費、事務委託に係る費用などを含め、寄附額の5割以内というルールの中、寄附金額について伸び悩んでいる状況にあったことが上げられます。

このような理由から、町が100%出資している株式会社舟形町振興公社に業務を委託し、スムーズな指示、管理によって当該業務の効率化を図り、寄附金の増につなげたいと考えたも

のであり、あわせて株式会社舟形町振興公社の経営基盤の強化にもつながるという考えに立ってのことです。

次に、現在のふるさと納税の現状と今後の展望についてであります。8月24日現在の寄附金額は約1億6,300万円となり、昨年度実績である約1億1,900万円を超えて順調に推移しております。今後につきましては、目標の3億円を目指してまいります。

次に、特例災害による半壊家屋等の解体補助についてのご質問にお答えします。

まず初めに、特定非常災害についてご説明を申し上げます。

特定非常災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被災者の行政上の権利、利益の保全等を図るために措置を講ずることが必要と認められるものが発生した場合に、政令で指定される災害であります。

この「著しく異常かつ激甚な非常災害」とは、1、死者、行方不明者、負傷者、避難者等の多数発生、2、住宅の倒壊等の多数発生、3、交通やライフラインの広範囲にわたる途絶、4、地域全体の日常業務や業務環境の破壊など、総合的に勘案し判断されており、これまでで阪神淡路大震災、東日本大震災、令和元年度台風19号等が指定されており、今回の災害が7例目となります。

被災した住宅の解体撤去は所有者の負担で行うことが原則ですが、これまでも全壊した住宅の解体撤去については市町村が行う災害廃棄物処理事業の一環として、所有者の承諾を得て公費負担で行うことが可能でありました。

今回の災害を受けて、環境省廃棄物適正処理推進課長より、災害廃棄物処理事業の取扱いについての通知が発出され、災害廃棄物処理事業については災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象として特定非常災害に指定され、かつ、大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害に限り、市町村が災害廃棄物として処理することが適当と認め、解体の必要があると判断した場合、半壊の家屋の解体撤去も含むことが明示されました。

山形県に確認をしたところ、今回の豪雨災害は補助対象となり得るとの回答でありましたので、町としては今回の豪雨災害など、特定非常災害に指定された災害に対し、必要な要綱等を整備し、解体、撤去を公費で行ってまいりたいと考えております。

4番 それでは、再質問をさせていただきます。

1番目に、業務委託の費用と、返礼品の割合が5割から3割に下がったわけですが、その3割の中に事業費、事務委託も含めて3割という認識なんですか。私は物が3割だと考えていたんですが、その辺は、違いは、含めた3割という認識でよろしいんでしょうか。

町長 返礼品が3割で、返礼の事務手数料、委託料も含めてですが、それも含めて5割以内、3割・5割というルールができたものであります。

4番 では、分かりました。

それでは、前のふるさと公社から振興公社に委託が変更になったわけで、その事務経費の軽減も含めてということで変更になったんだと思いますけれども、ふるさと公社から振興公社に委託先が変更になってどのくらいの経費の節減を見込んでいるのか、分かるのであればお願いします。

町長 質問の意図を確認するために、反問権で質問してよろしいでしょうか。

先ほど答弁書のほうでも申し上げましたが、経費の削減というふうなことについては私のほうで申し上げておりません。1つは契約期間が過ぎること、それからふるさと納税の寄附金額が下がってきていることなどを含めて、私どものほうではまちづくり公社から振興公社にするというふうなことを申し上げております。

先ほど申し上げましたとおり、業績も昨年度よりも今の段階で上がっている状況の中で、まちづくり公社のほうにあえてその委託先を向けてやれというふうなことなんでしょうか。その質問の意図をお聞かせいただきたいというふうに思います。

4番 質問の意図としましては、この事務委託に関わる経費、費用なども含めて、その経費分が減額になったということはここには書かれていないので、私のほうの間違いだったと思いますが、それは訂正させていただきます。

次に、ふるさと納税が5割から3割に変更に、伸び悩んだ時期はいろいろな意味で全国的な、例えば大阪の泉佐野市みたいなところが、何というかな、私たちから言えばとんでもないキャンペーンを張って、とにかく集めるだけ集めろという趣旨でやったように私は感じておるわけですが、やっぱりそういうルールを逸脱した自治体が最高裁でもまた復帰したわけでありましたが、今後はでも3割という縛りはやっぱり日本全国では統一されているんでしょうね。統一されていると思いますので、その辺をお伺いします。

町長 はい、そのとおり統一されております。

4番 次に、では泉佐野市みたいな、ああいうやり方が今後ないという確認なんですけれども、ただ、1つ新たな問題が出てきているわけです。農林水産省による特産品の販売を支援するふるさと納税に対して、分量を増やしてやってもいいという法制度が出されたようなんですけれども、これに対しては町としてはどういうふうに考えているんでしょうか。

町長 コロナ対策の一環として、その地域の特産品について売れないということで、それに対する補助金が出るというふうなことになっております。そうした結果、その自治体では例えばホタテの話とかが出ておりましたけれども、補助金を頂いたために仕入価格が安くなるということで、3割の制限に引っかからないと。もしくは、量を今までの倍に出せるというようなことがあって、新聞、それからテレビ等でも取り上げられております。しかしながら、一方で、それについては3割・5割というふうに総務省で出した通達を逸脱するものではないかというふうなこともございます。

町としましては、そのいつと時の取組と申しますか、そういった仕方ではなくて、しっかりと今後も舟形町を応援していただく、ふるさと納税をしていただく、そういうサポーターを増やしていきたいというふうな考えの中でやっていきたいというふうに思います。

ただし、舟形町のふるさと納税の根本については、お米が主流でございますので、そのお米の米価が下がった場合については、その返礼品の割合が若干上がることもあるかなというふうには思いますが、いずれにしまして、補助金が入ってくるために3割品の返礼を増やすというようなことは今のところ町としては考えておりません。

4番 そうしますと、町としてはこういうルールにはのっとらないで、あくまで王道を行くという考えではないかなと私は理解しております。やはりこういう規制の形骸化と申しますか、それを無視してまた前のようにふるさと納税の奪い合いが始まって、ふるさと納税そのものの根幹が崩れるのを私は一番危惧しているわけです。やはりこういう地方自治体のまず財政的に豊かでないところに対してのこういう政策だったと私は理解しておるんですけども、やっぱり国からすればそういうふうにしてもとんでもない市とかが出てきて、このふるさと納税そのものがなくなるようなやり方では大変まずいと思いますので、やはりここはルールにのっとってやっていただきたいと思います。

また、この補助金に対しては町としては今後もこういう割増しのようなものは考えていないということだったので、その辺は理解しております。

次に、高知県の奈半利町において町担当職員らによる汚職事件が発覚し、ふるさと納税から除外されたという案件が出ておりますけれども、町としてはこのようなことにならないような対策をマニュアル化じゃないんですけれども、そういうものはつくっておられるんでしょうか。

町長 その点については、まちづくり課長より答弁をさせていただきたいと思います。

まちづくり課長 現時点において、そのようなマニュアルは作成しておりませんが、ふるさと納税の返礼品の調達に関しては委託先である舟形町振興公社のほうに全てお任せしている状況ですので、職員と業者によるそういった問題等は一切ありません。

以上です。

4番 そういう問題はないという認識で。ただ、やっぱり気をつけなければならないのは、自分たちがふるさと公社にお願いする立場なのは分かりますけれども、やはり癒着とか、いろいろな面で何がしかの問題が発生することも想定の中に入れておかないと、任せているから大丈夫なんだという考え方では、私はまずいと思うんですけれども、その辺はこれからつくっていく考えはあるのかお伺いします。

町長 ふるさと納税の返礼品特産物等の仕入れに係る癒着というふうなことについてのご質問でありますけれども、今のところそのいずれの返礼品についてもお米であったり、それから振

興公社のほうの特産品というふうなことが多くありますので、さらにはお肉については舟形町を中心とした山形牛というふうなことでありますので、そこに余り癒着が発生するような特産品というのはないのかなというふうに思います。そのガイドラインをつくれというふうなことであるようでございますので、他市町村並びにいろいろなところを参考にさせていただいて、どういったものがあるのか、必要なのかも含めて検討をさせていただきたいと思っております。

4番 その辺はよろしくお願いたしたいと思っております。

また、この答弁書にありますように、8月24日現在で1億6,300万円、確かにこの現場は大変よく頑張っているのかなという思いであります。また、これが5割から3割に減っているわけで、実質的な歩留まりというか、当然上がってきているものと思っておりますが、今後もしやっぴり昔みたいに7億円だ、10億円だなんていう、あんな夢物語のようなものを私自身が、あればいいんでしょうけれども、なかなかそういうものには向いていかないというのではないかと。3億円、4億円になったら大変すばらしい、ふるさと納税の事務の頑張りに期待して、今後も、まだ道半ばでありますので、3月までに何としてでも頑張りたいという思いで、今回のふるさと納税についての質問をさせていただきました。

それでは、次に半壊家屋等の解体補助について質問をさせていただきます。

この事業はまだ始まったばかりなので、前のやつもあると認識しておりますけれども、やはりその新しいやつに対応して、舟形町でのこのたびの災害において、先ほど町長答弁の中で全壊と半壊と、とありましたけれども、この舟形町の半壊等が今回の対象になるのでしょうか。

町長 全壊の方については公費での撤去を望んでおりますが、半壊の方についてはリフォームして現在もそこに住まれておりますので、公費の撤去というふうなことはございません。

4番 そうしますと、今回の災害においては半壊が解体はしないということで、この該当にはならなかったという認識で分かりました。

ただ、毎年のように災害が起きているわけですが、特に水害。これからますますこのリスクが高まってきているのではないかという私の思いでありますので、今後こういうものも活用しないのが一番なんですけれども、やはりそれに備えるやり方もこの町としても当然、今後対応していくという考えなんですけれども、大規模災害に対しても今後の町としてはそういうものに対してきちっとした体制を整えていくという考えでよろしいのでしょうか。

町長 今回の半壊が該当するというのは、先ほど答弁書のほうでも申し上げましたが、特定非常災害特別措置法の該当になった場合というふうなことでありますので、通常の災害等で半壊になった場合については、国の支援をいただけませんので、そこは該当しないというふうなことだというふうに思いますので、その点について全ての災害でそのことが適用になるとい

うふうなことではありません。

4番 その辺も私もちゃんと理解しているつもりです。言葉足らずだったのかもしれませんがけれども、やはりさっきも言ったとおり、ないにこしたことはないんですよ、こんな災害なんていうのは。ただ、やっぱりこれも想定の中に入れておかないと、想定外はないわけでありますので、やっぱり今後このような大規模災害に対してきちっとした町としての対応を行っていただきたいという思いで質問をさせていただきました。

これで私の質問を終わります。

議長 以上をもって、小国浩文議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、6番奥山謙三議員。

6番 それでは、通告書に従い、一般質問を行いたいと思います。

(1) としまして「洪水予測地図改定の進捗状況は」、(2) 「企業版ふるさと納税の活用を進めよ」と題して行いたいと思います。

まず最初に、洪水予測地図改定の進捗状況は。

今年もゲリラ豪雨により全国各地で甚大なる被害が多発しています。山形県においても最上川の氾濫による被害が発生しましたが、幸いにも人的被害がなかったことは、行政による早め早めの情報提供と避難誘導によるところが大きかったと思っています。

令和元年12月定例会で、私は現行基準に基づく洪水マップの早期整備と周知について一般質問を行いましたが、回答は、令和2年度中に作成し、町ホームページに公表、全世帯に配布するとのことでした。令和2年度半ばですが、昨今の状況に鑑みると、早急に作成する必要があると考えます。

①作成の進捗状況はどうなっているか。

②洪水想定は主要な河川を対象にしていると思いますが、実際の避難行動では小さな水路があふれることなども考慮する必要があると考えるが、検討されたのか。

③予測地図をより有効に活用するためには、地域住民の理解と訓練が必要と考えます。特に新型コロナウイルスの感染症のリスクに伴い、新たな避難体制の構築が求められていますが、周知の進め方はどのように行うのか。

以上について質問します。

次に、企業版ふるさと納税の活用を進めよ。

企業版ふるさと納税は、応援したい自治体の地域活性化事業に寄附した企業の税負担を軽くする制度です。寄附額の最大9割が法人税や法人住民税などから差し引かれる仕組みとなっています。適用されるためには、受け入れる自治体の地域活性化事業が国の認定を受ける必要があるとされています。政府は、特産品の販路拡大のほか、観光振興や情報通信技術（ICT）といった分野に詳しい社員が地方に派遣されることを期待しています。企業にとって

は人材育成や地方での人脈づくり、自治体側も人手不足の緩和につながると考えています。

当町においても活用すべきと思うが、町の考えは。

以上です。

町長 それでは、6番奥山謙三議員の「洪水予測地図改定の進捗状況は」についてのご質問にお答えします。

まず、1点目のご質問についてですが、現在、住宅地図をベースとしたハザードマップの作成を行っております。ハザードマップには最上川と最上小国川の浸水想定区域、町内の土砂災害警戒区域、町内4か所のため池が決壊した場合の洪水想定区域のほか、災害時の非常持ち出し品、公共機関の連絡先等の情報も盛り込んで、年度末には完成の予定であります。

次に、2点目のご質問ですが、小さな水路等につきましては、町内全ての水路を調査することは困難であり、他市町村においても明示できていないのが現状であります。このため、ハザードマップに町内の水路を盛り込むことは検討しておりません。町内会や自主防災組織ごとに、これまで水があふれた箇所や実際に避難する際に注意を要する箇所などをご確認いただき、ハザードマップに追記していただければと思います。

最後に、3点目のご質問ですが、町で作成したハザードマップに町内会や自主防災組織で確認した危険箇所を盛り込んだハザードマップを作成し、避難訓練をしていただければ、より効果的にハザードマップを活用でき、また、周知につながるものと思っております。

次に、「企業版ふるさと納税の活用を進めよ」についてのご質問にお答えします。

本事業は、企業が応援したい自治体の地方創生に係る事業に寄附をした場合に、企業における税負担の軽減と自治体における地方創生を推進する制度で、平成28年度から始まったものであります。

取組についてはこれまでも検討してまいりましたが、寄附に対する返礼品がなく、最大6割の税の軽減効果であります。しかしながら、令和2年4月1日の制度改正により、税の軽減効果が寄附額の最大9割となり、企業へのメリットが拡充された制度となりました。

また、企業版ふるさと納税を企業から受けるためには、自治体において地方再生計画を策定し、国からの承認を受ける必要がありましたが、同改正により地方版総合戦略から抜粋した内容の地方再生計画による申請が可能となるなど、自治体が行う事務手続の簡素化も図られました。

さらに、国では、今年度中に企業版ふるさと納税・ヒト版として認定された地方創生に係る事業に企業が人材を派遣した場合には、その人件費を寄附とみなすという制度も改正し、運用される見込みとなっているようです。

ご質問にもあるように、自治体が地方創生に取り組む上で必要な分野に詳しい人材を確保し

やすくなり、事業に取り組む上で大きな推進力となることが期待でき、企業においても税負担の軽減だけでなく、社員のキャリアアップなどに活用できるものと見られます。

具体的な制度設計については現時点では示されておりませんが、町では第7次総合発展計画の短期アクションプランと兼ねている第2期舟形町総合戦略に掲げた事業に対して、この企業版ふるさと納税並びにヒト版をどのように活用し、地方創生の推進を図れるかと、あわせて事業に賛同してくれそうな企業の選定及び働きかけについて検討してまいりたいと考えております。

6番 まず最初に、洪水予測地図改定の進捗状況についてですけれども、確かに令和2年度中に完成し、全戸に配布するという前回の質問での答弁でありましたが、今回の回答では年度末にできるというふうな回答であります。もう少し早めることができないのかというふうな質問であります。

というのは、昨日9月1日、防災の日ということで、NHKラジオではハザードマップの重要性を一日放送しておりました。要は、ハザードマップをきちっと地域住民が理解することによって、早め早めの行動ができるし、そしてまた、自分たちの危険度もチェックできるというふうなところで、もう朝から夜までハザードマップについての活用を行っておりましたし、ワークショップ、ラジオでも開催をしている状況の中で、もう少しこのハザードマップの作成、今回は千年に一度の災害を想定しての作成というふうなことでありますが、もう少し早めにやっぱり作ることができないのか、そして一刻も早く町民の方々に、全世帯に配布することができないのか、この辺についてまずお聞きしたいと思います。

町長 その点については、住民税務課長より答弁させていただきたいと思います。

住民税務課長 今現在、住宅地図のほうに国や県からいただいたデータの落とし込みの作業を実施しております。それをもって再度うちのほうで再確認をするという手順と、あと、たしか2番議員のほうからご指摘のあった避難所の関係も載せる予定でございますが、現在のところ、そこの収容人数とか、あとコロナの関係でもありますし、ちょっとその辺も滞っているような状況です。何とか早めにはしたいと思いますが、今のところ年度末を予定してございます。

6番 今の答弁の中で、避難所の関係の話が出てきたのでちょっと確認ですけれども、今回8月の町の広報紙のほうに指定避難所での訓練を実施したというふうな記事が掲載されておりましたが、この場での訓練の内容を見ますと、コロナウイルス感染症の対策も講じながら訓練を行ったというふうな内容であります。この地区公民館等のこの一時避難所と指定避難所の使い分けはどうなっているのか、この辺、聞きたいと思います。

町長 その点についても、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 いわゆる一時避難所につきましては、緊急指定避難場所という形になりまして、

とりあえず緊急の状態から避難していただくという避難所になります。指定避難所につきましては、避難の期間が長くなり、長期間を要する場合に、町の公共機関等を指定しているような現状になります。

6番 今の回答では、この地区公民館等を一時避難所として使っていくんだというような考え方ですね、今の答弁ですと。そうしたときに、今回の新型コロナウイルス感染症とのこの対応をしていくための地区公民館等での一時避難所のこの避難の仕方というようなところも非常に重要になってくるような感じがしますが、この辺についての町の対応、どういうふうに考えているのか。

町長 指定避難所と一時避難所、運用の仕方については住民税務課長より答弁がありましたとおりなんですが、基本的には今のコロナ対策を考えていきますと、一時避難所にそこに全てコロナ対策をして避難するというふうなことは不可能であります。

したがって、町としましては、一時避難所はあくまで、例えばどうしてもというふうな場合に緊急的にそこに集まっていたら、そこからすぐに町の指定避難所のほうに移動していただくというふうなことで、単に集合場所としての考え方を基本的には持っているところでございます。

6番 今の町長の答弁を聞いていると、単なる集合場所としての活用だから、新型コロナウイルス感染症対策に関することは何も勘案する必要がないというふうな答弁のように感じますが、この辺についてはどうなのでしょう。

町長 現在、8月1日のコロナ対策の避難所開設訓練をした段階で、指定避難所もガイドラインに沿って設置するというのがかなり難しいという状況があります。まずは指定避難所をしっかりと、その体制をつくらないうちに一時避難所までというふうなことは、今のところ無理だというふうに思います。

したがって、町としましては、一刻も早く指定避難所の新型コロナウイルス感染症対策をしっかりとした上で、余裕があればというふうなことなんですが、開設訓練の中でも資機材を含めかなり厳しい状況でありますので、基本的には一時避難所というふうなものではなくて、指定避難所のほうに真っすぐ避難をしていただくように町としてはお願いをせざるを得ないだろうというふうに思っております。

6番 そういうことを聞いているのではなくて、各町内会には自主防災組織もあるわけです。そこで訓練も行っているわけです。そうしたときに、この新型コロナウイルス感染症対策も考えたこの自主防災の運営の仕方、この辺について町のほうで指導があってもいいんじゃないかというふうなところを聞きたいんです。

町長 そういう質問の内容でありましたら、前の最上総合支庁長、現在の県庁の防災くらし安心部長という須藤部長のほうにそういった意味で町のほうに指導に来ていただきたいというふう

うなことで要請はしておりますので、まずは指定避難所の運営というふうなものと、さらに自主防災組織、町内会ごとのそういった対策というふうなものについて指導いただくよう、県のほうにもお願いをしているところであります。

6番 大変前向きな回答をいただきましたが、ぜひ町内会長、もし自主防災組織がないところについては町内会長でもいいと思いますし、自主防災組織があるところについてはその自主防災組織の代表の方、集めていただいて、やっぱりコロナ禍での一時避難所の仕方というふうなものを、私、福寿野ですけれども、福寿野で自主防災組織を立ち上げたときには、県の防災アドバイザーをしております千川原公彦さん、あの人に来ていただいて詳しく説明、町内会の大多数の人が参加していただいて話を聞いた経過があります。そういったところを町全体で1回はコロナ禍におけるこの一時避難所の仕方といいますか、この辺についての勉強会といいますか、この辺を1回はやるべきじゃないかというふうに思っております。

今、町長のほうから具体的に名前も出していただいた県の方もおりますので、ぜひこの辺についてやっていただきたいというふうに思いますが、町の考えは。お聞きしたいと思います。

町長 すみません。反問権を使ってまたちょっと私のほうで確認をしておきたいんですが、今、一時避難所の運営なのか、先ほど質問があったときには自主防での避難訓練という話がありました。私は避難所として一時避難所を使うというふうなことではないというふうに申し上げておりますので、そのこのところ、どちらのほうのことを言われているのか、その質問の内容をお聞かせいただきたいなというふうに思います。

6番 質問の趣旨は、今回ハザードマップを作った段階で、このハザードマップの理解を深めるための学習会も含めて、この町内会長やらこの自主防災組織の代表の方々に話を聞いていただいたらどうでしょうかというふうな提案なんです。

町長 分かりました。そうすると、基本的にコロナ禍における避難の仕方というふうなことでアドバイスをというふうなことでよろしいということですよ。（「ハザードマップ」の声あり）だから、ハザードマップというのは、ここまで浸水区域であったり土砂災害の影響を受ける区域だというふうなものを示されているので、どこに避難をすればいいかというふうなことがあるわけで、その避難の方法についての訓練というふうなことでアドバイスというふうなことで理解してよろしいというふうに。

6番 今回、町から出るハザードマップについては、答弁の中にあつたとおり、小さい水路等については勘案していないというふうな答弁でありましたよね。そういったところについて、やはり自主防災組織あたりで、あるところについてはやっぱり自分たちでこの水路の危険度についても話し合う必要があるだろうというふうに思っております。

そういった中で、そういうふうな場をつくっていただく中で、よりこのハザードマップを理解し、町のハザードマップ上では何ら危険がないけれども、自分たちが再度調査した結果、

危険があるというふうなところをやっぱり自分たちで学習するためには、町のほうでこういうふうな場を設定してもらえないかというふうなことです。

議長 暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時29分 再開

議長 会議を再開します。

6番 では、確認ですけれども、ハザードマップができた段階での住民説明会はやってくれるというようなことで、コロナは関係なくして、そういうような理解でいいんですか。

町長 今のところ、する予定であります。

6番 次ですけれども、ちょっと具体的な内容に入っていきますけれども、町内4か所のため池等が決壊した場合と言うんだけれども、その4か所というのはどこどこだか、教えてもらいたいと思います。

町長 その件については、地域整備課長より説明をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 4か所のため池については、元パリス幼稚園の山側のほうの平林ため池、あと福寿野公民館のところの福寿野ため池、あと太郎野の一番こっちから行くと最後の家のほうの山側太郎野ため池、あと富田の湯の入ため池、4か所になります。

6番 その4か所については、その地域の方々には危険というふうな理解には立っているということでもいいんですね。

町長 前回のハザードマップの中でもそういうふうには示されていると思いますので、そういう認識はあるものというふうに思っております。

6番 今回の8月号の町の広報紙のほうに非常にいい内容がありましたので、この辺でもう少し詳しく聞いていきたいというふうに思います。

「防災力を高める」ための欄に、この新しい舟形町のハザードマップを作成、全世帯に配布、さらには地域防災計画の基本理念として「安心して住める環境づくり」を推進、そのためには住民一人一人の自助、家族や地域社会、あと自主防災組織との共助の強化、あと行政による公助、これを適切に機能させることにより防災力を高めていくことが重要であるというふうに掲載されておりますが、もう少し詳しくこの自助、共助、公助の在り方についてお聞かせいただきたいと思います。

町長 災害の基本としましては、やはり自分の身は自分で守るのが原則であります。そういった中で、平日頃から非常持ち出しの部分であったり、そういった努力をしながら、あと常にこれから配布されるハザードマップを見ながら、どこに危険が潜んでいるかというふうなことをまずは認識していただく、さらに自主防災組織等で地域として周りの人たちの手助

け、要は避難困難者等についての援助というふうなものが必要だというふうに思っております。

公助については、先ほど申し上げましたとおり、指定避難所であったり、防災力を高めるための国土強靱化計画に基づくそういった防災対策事業等を進めていくこと、さらには今建設中であります福祉避難所、さらには防災拠点施設等により防災力を高めることが重要かというふうに思っております。

6番 町長が答弁で言ったとおり、そのとおりであります。私が聞きたいのは、この防災力を一人一人が高めていく、そのためには自助、共助、公助というふうな区分を理解していただくというふうなところが非常に重要になってくるかと思いますが、この辺を町のほうで進めていく手順といたしますか、この辺についてもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

町長 手順というふうなものはないというふうに思っております。基本的にはやっぱり自主防災組織で地域の問題としてそれを抱えていくというふうに課題解決をしていくというふうなことが大事だというふうに思います。

やはり行政側でやらせられているうちには、災害は他人事だというふうに思うというふうなことがありますので、まずはしっかりと自分の身は自分で守ると。防災袋とかヘルメットとか、そういったものの整備そのものをしっかりとさせていただく。その上で地域としてここが危ない、この人については災害時には支援が必要だとかというようなことを検討していただくというふうに思っております。

やはり行政側で余り一方的にいきますと、先ほど申し上げましたとおり、他人事だというふうなことが防災の研修の中でも言われております。公的なところについてはしっかりと防災力の中でのその大きな部分を担うと。細かいところについては、しっかりと自分の問題だというふうに認識をしていただくことが大事だというふうに言われておりますので、その点について行政側でいろいろと余り手出しをしないというのも一つ、みんなで考えるいい機会になるのかなというふうに思っているところでございます。

6番 非常にこの町長の答弁は消極的だなというふうに感じております。というのは、今回、人的被害がなかったというのは、やはりあれだけ防災無線でいろいろな情報を絶えず流したことが今回の人的な被害が発生しなかったというようなところが一番の大きな理由だろうというふうに思っております。

むしろ逆に、やっぱりああいうふうないろいろな情報を流してほしいし、今回のこの災害が今後、人的なものに及ぼさないようにするためには、やっぱり町でやれじゃなくて、きっかけづくりを町でやってほしいというふうに考えているだけです。そのきっかけづくりというのが、ハザードマップを活用した学習会を自主防災組織なり町内会でやってほしいとか、もう少し強く働きかけていくというようなことは町のほうでもできるかというふうに思います。

が、全て町のほうで段取ってやれじゃなくて、このようなハザードマップを作ったから、ぜひこの地域の中でやってほしいというようなところの働きかけを町内会長なり自主防災組織の代表の方々に強く言うということはできないのでしょうか。

町長 なかなか質問している内容と答えている内容と、かみ合わないところがあるかもしれませんが、回答書の中でも申し上げておりますが、以前に9番議員の斎藤議員からも言われました。地域防災計画が大事だというふうなことで、自主防の段階で地域防災計画をつくるように町のほうとしては進めていくというふうに申し上げております。

したがって、やらないというふうなことではなくて、やはり先ほどの質問の内容でいくと、自助、共助、公助の中で一人一人の防災意識を高める、あるいは防災力を高めるというふうに言った中ではどうしたらいいのかというふうな質問だったというふうに思っておりますので、まず個人の防災意識の高まりが重要だろうというふうなことの観点から回答をさせていただいたところだったんですが、行政側のほうが後ろ向きだというふうな質問をされたんですが、そういうことではなくて、基本的に自主防についても地域防災計画をきちんとつくっていただくというふうなことで、そのことについては進めております。

そういった中で一人一人の防災力、全体の防災力を高めるためには、一人一人の防災に関する意識を高めることが重要だというふうなことで答弁をさせていただきましたので、決してやらないというふうなことでもありませんし、議員がおっしゃられるとおり、ハザードマップを今度、年度末に配布するので、それに基づいてそれを契機にしてするというふうなことは、そのとおりだというふうに思っております。

6番 そのように進めていただきたいというふうに思いますし、早期のハザードマップの完成をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、「企業版ふるさと納税の活用を進めよ」でありますけれども、ちょっと町長、以前ですけれども、ITのかなりなかなか聞けないような話を自分だけが聞くのはもったいないというふうなところで職員にも聞かせたいというふうな話を聞いた記憶があるんですが、このときのIT企業の話はどういうふうな感じだったのかお聞きしたいと思います。

町長 これは道路の期成同盟会というか促進大会の中で、グーグルの本社の方が来られてお話を聞いたというふうなことであります。その中で非常にいい話だったものですから、職員をグーグルのほうに連れていってお話を聞くことができました。

これからはやはりデジタル化というふうなものの考え方をしていかなければ、情報の発信力もできないし、グーグルといろいろなデータ、ビッグデータというものを活用すれば、自治体でのいろいろな有効活用ができるというふうなことでありますので、今年度よりデジタルファースト推進室を設けながら、町のICTの活用、デジタル化の推進課というふうなことに取り組んでいくというふうに決定したところでございました。

6番 今町長がおっしゃられたとおり、やはりICT化、このデジタル活用というふうなものが非常に今後重要になってくるかと思いますが、これに基づき舟形町では早速、専門の室を設けて対応してきているところではありますが、やはりこの内容についてはより専門的なことが必要になってくるのかなというふうに考えます。舟形町では幸いにもリングローさんがおりまして、その方々の、その会社のアドバイス等もいただいているようではありますが、この機会にやはりこの推進室長に、リングローさんでも結構なんですけれども、より明るい方をそういうふうな企業から派遣してもらってやったらどうなのかなというふうに感じているところでもあります。

そういった考えに至ったというのは、現地報告で福島の磐梯町で外部のほうからデジタル責任者として専門の人を派遣していただいているというふうなことがあります。ここら辺を考えていくと、やはりこのデジタル化は推し進める必要があるというふうなことを考えていくと、ぜひ町長のつながりをもって、リングローさんでもいいし、その他のところでもいいですけれども、より専門的な方を代表として置く考えはないのかお聞きしたいと思います。

町長 まず、結論から申し上げますと、その考え方はないです。やはり管理職としてその課の課員をまとめるというふうな部分でいくと、行政側の人間にならざるを得ないだろうというふうなこと、やはり守秘義務等、いろいろと制約がございますので、その点についてはなかなか管理職というふうな部分で室長に置くというふうなことはないかというふうに思います。

今現在、デジタルファースト推進室のほうにつきましても、職員の中でNDソフトを経験して役場に入られた方、それから県のほうでICTの推進をしていらっしゃった方、さらにリングローさんから樫本さんということで来ていただいて、その推進をしているところでもあります。そういった意味でおきますと、今の段階でもかなり民間の力が入っている推進室だというふうに思っております。

やはり今、デジタルファースト推進室につきましては、個別の細かいところではなくて、町として今後デジタル推進、ICTをどうやって推進していくかという計画づくりを今年度と来年度で行っておりますので、そういった計画に基づいて、例えばそのセクションでこの専門的な知識が必要だとなれば、それは企業からお借りするというふうなことは可能かと思いますが、現時点でその室長というふうな者について民間からの方を入れるという考え方はございません。

6番 時間がないので、一例として挙げただけでありますので、町のほうでこの企業版ふるさと納税を活用できるような形で今後検討していただきたいというふうに思います。

あと一つ参考までで、活用するかしないかは町の判断で結構ですけれども、この舟形町でも空き家が多く発生しております。そういった中で、一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会というのがあります。このところは自分たちでお金を出してやってくれるというふうな

協議会のようにありますので、ぜひこの全国空き家アドバイザー協議会の活用も検討をしていただければなというふうな提案をもって一般質問を終わりますが、この最後の質問について何か町、町長の考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

議長 時間です。

以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時02分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。2番荒澤広光議員。

2番 それでは、まずは7月に発生した大雨により最上川が氾濫し、浸水被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告書に従い、2つの一般質問を行います。

1つ目は、「がん検診受診率向上の取組が課題」、2つ目は、「大雨被害・抜本的な対策が急務」と題し、一般質問を行います。

まず、初めに今日は、がん征圧月間でもありますので、「がん検診受診率の向上の取組が課題」について、最初に質問を行います。

舟形町では、病気の早期発見・早期治療、健康寿命の延伸を目的として、健康づくりサービス事業を行っております。主な補助として、①人間ドック料金の補助事業。41歳、51歳、61歳の方については、無料で受けられる節目がん検診事業。②対象年齢の方が500円で受けられるワンコインがん検診事業。③健康診断料金の補助事業。④子宮頸がん・乳がん検診償還払い事業。⑤歯周疾患検診料金の補助事業。

以上のような様々な保健福祉のサービスを行っていますが、健康診断対象者数に対して受診者数が少ないのが問題だと思います。

添付資料に令和元年度の健康診断受診状況、過去のがん検診受診状況をまとめました。特定健診、人間ドックの受診率は85%以上の高い受診率になっております。しかし、毎年1月に役場に提出する「家族健康診断申込書及び健康診断予定調査」申込書に未記入の方が、2,533人中503人、19.9%の方がおります。この503人、19.9%の未記入の方へのフォローが必要だと思います。

令和元年度のがん検診受診状況は、胃がん検診が28%、大腸がん検診が40%、肺がん検診が47%の実績です。胃がん、大腸がん、肺がん検診については、このままの伸び率でいけば、令和7年度までの目標達成または近づくものと推察いたします。

2年に1回、検診対象の乳がん検診は、平成30年度実績が28%、子宮頸がん検診は20%と低い実績で、令和2年度からワンコインがん検診サービスが始まりましたが、過去の推移を比較しても受診率が向上しておりません。「広報ふながた4月号」でも紹介されていますが、さらなる周知が必要だと思います。

県ホームページ2016年度版データでは、山形県の平均寿命は、男性が80歳、舟形町は80.2歳と県の平均寿命を上回っています。女性の平均寿命、県平均が86.3歳、舟形町は85.9歳と、残念ながら下位に近い現状となっています。

以上のような現状から、健康診断、がん検診の受診率を向上し、早期発見、早期治療をすることにより平均寿命も向上し、一家の大黒柱、働き盛りの若い方ががんで亡くなってしまったという話を聞きます。

舟形町で亡くなった男性の死因のトップが、がんで約26%と最も多く、がんで亡くなる方が1人でも少なくなればと思います。

第7次総合発展計画基本目標「いつまでも元気で笑顔が溢れるまち」、「100歳元気プロジェクト」の実現に向けての具体的な方策を伺います。

2つ目ですけれども、大雨被害・抜本的な対策が急務。

7月末に発生した豪雨に伴う最上川の氾濫により、近隣市町村でも大きな被害が再び発生してしまいました。舟形町でも、住宅への浸水、田畑への冠水、河川からの越水による水田被害、農道の崩落、揚水ポンプの冠水、取水口の崩落等々、大きな被害が発生しました。

舟形町では、平成28年8月の台風9号による被害、平成30年8月には2度にわたる大雨被害、令和元年10月には台風19号による被害、今年は7月の豪雨被害と、毎年のように大雨による大きな被害が発生しています。その都度、町の迅速な対応で農地、農道等の災害復旧を行っていただきましたが、同じ場所が繰り返し災害に見舞われているのも現状です。

主な原因としては、長時間で局地的に、今までに経験したことがないような雨が降り続くことが主要因と誰もが思っていることと思います。

このような大雨に対応し被害を最小限度に抑えるために、最上川、その支流の河川で繰り返し被害のあった場所に関しては、川に堆積した土砂の除去、支障木の伐採、蛇行の多い場所では護岸の整備、かさ上げ等の抜本的な対策を行い、スムーズに流れる川を取り戻すことが急務と考えます。

農業経営者が働く意欲を失わず、未来永劫まで生産活動ができるように、県・国と早急な検討が必要だと思います。これからの具体的な町の方策を伺います。

町長 それでは、2番荒澤広光議員の「がん検診受診率向上の取組が課題」についてのご質問にお答えします。

第7次舟形町総合発展計画においては、議員ご指摘のとおり、「いつまでも元気で笑顔が溢

れるまち」を基本目標の第1番目に掲げ、その基本目標の下、短期アクションプランの重点プロジェクトの1つとして、乳幼児期から高齢期に至るまで、一人一人に応じた健康づくりに取り組み、健康感や生きがい感を高め健康寿命の延伸を目指す「100歳元気プロジェクト」に取り組んでいるところであります。

さて、議員から示されている、がん検診受診状況のうち、令和元年度分の最新の集計データを申し上げます。まず、胃がんは検診対象者数が2,844人、受診者数が677人、受診率が23.8%、大腸がんは検診対象者数が2,794人、受診者数が969人、受診率が34.7%、肺がんは検診対象者数が2,351人、受診者数が1,224人、受診率が52.1%となっております。

当町における死亡原因の第1位はがんであり、平成25年度から連続となっております。特に、肺がん、胃がん、大腸がんが割合として多くなっております。そのため、がんの早期発見、早期治療を目指して、町が実施する、肺・大腸・胃がん検診を対象として、個人負担が500円で受診することのできるワンコイン検診を昨年度より実施し、今年度からは、子宮・乳がん検診にも補助を拡大しているところであります。議員お示しのデータにもあるように、胃がんについては受診率が下がっておりますが、肺がん検診と大腸がん検診については受診率が向上しており、制度が始まったばかりではありますが、一定の効果があるものと思われまます。健康診断申込みのときの通知や広報ふながたなどで、ワンコイン検診の周知に努めているところではあります、なお一層周知に努めてまいります。

次に、申込書に未記入の方がいる方への対策についてですが、今年度は国民健康保険事業において、特定健診の未受診者対策として、はがきによる勧奨を実施しております。まず、5月に373人に通知を出して、それでも未受診の方には9月に2回目のはがきによる勧奨を行う予定であります。ただし、社会保険等の国民健康保険以外の方への勧奨はできていないのが実情で、その対策は以前より課題となっているところですが、最上保健所などとの会議を通じて対応策を検討していきたいと考えております。

また、子宮・乳がん検診については、今年度から500円で受診できることとなったことの周知も兼ねて、対象者916人一人一人に対して受診の勧奨を文書による郵送で実施しているところであります。

このほかに、検診の結果を本人に通知するときには、地区公民館などを利用して、保健師による健康教室を開催しながら、一人一人に受診結果の配布を行っており、こうした取組で健康づくりに対する意識を高めていくことも、受診率の向上には有効と思われるので、地道ではあります、今後も丁寧に取り組んでまいります。

いつまでも元気で健康に生きることは誰しもの願いです。このことを実現するため、100歳元気プロジェクトの推進も含め、一人一人がもっと自分の健康づくりに対する意識を高めていただき、そしてがん検診の受診率が向上するように取り組んでまいります。

次に、「大雨被害・抜本的な対策が急務」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、平成28年度以降、河川の越水による農業被害が同じ場所で繰り返し発生している現状でございます。特に松橋川や堀内川は河川幅が狭く急流で、水の出と引きが早く、いわゆる鉄砲水となり、農地を削り取り石や流木を残していくため、大きな被害となっております。

このような状況に対応するため、県では平成29年度から平成33年度までの5年間を対象とした「河川流下能力向上計画」を策定し、早期に対策が必要な河川の一連区間において、集中的に対策を実施することとしております。

さらに、平成30年8月の豪雨被害における河川の堆積土砂・支障木対策の課題に対応するため、経年的な堆積土の撤去と支障木の伐採が必要な箇所の対策に加えて、主要道路が並行する箇所や本川合流部などの堆積土砂・支障木対策、上流部からの土砂流出防止対策を実施し、減災に向けた取組を推進するため、「河川流下能力向上緊急対策計画」を策定いたしました。

これに基づき、舟形町においても流下能力向上対策として、松橋川と堀内川の合流部の河道改修工事や、小国川及び松橋川の堆積土砂の撤去が実施されており、対策の必要な箇所については、順次進めていく計画となっております。

併せて、護岸のかさ上げ、河川勾配の改修等が必要な箇所についても、河川管理者と連携し情報共有しながら流下能力の確保、越流対策も進めてまいります。

2番 それでは、何点か答弁書を確認しての内容を質問させていただきます。

まず、最初ががん検診のほうですけれども、令和元年度の受診率は把握できました。そこで、未実施者373人の方に勧奨はがきでフォローをいただいているようだけれども、それでも受診していただけないという方は何名ほどいるのか、把握していればお聞きしたいと思います。

町長 その件につきましては、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 私のほうから回答させていただきます。

373名のうち、はがきを出して、その後申込みがあったという方は、分かっているのが9名の申込みがございました。残りの364名の方にまたこの9月に再通知をする予定となっております。

2番 373人中、残念ながら9名の方から回答をいただけなかったというふうな内容、9名が回答していない。（「逆だ」の声あり）すみません。373人中、9名。すみません、9名の方が申込みをした。残念ながら9名しか申込みをしていないというふうなことですよね。なので、残りまだ364名いますので、さらに9月の中で案内を差し上げるというふうな回答だと思うのですけれども、そのはがきをわざわざ役場のほうで出しているのですけれども、もらっている方はこれほど少ないというふうな現状が皆さん分かっていないと思っています。私だけが、あるいは自分だけがというふうな頭があるので、そういうふうな申込み者が少な

いのかなと思っているのですけれども、そういうふうな認識は、役場としてはどういうふうな認識を持っているのかお聞きしたいと思います。

町長 その件につきましても、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 はがきによる通知ということで、なかなか9名しか応じてもらえない、勸奨に対して申し込んでもらえなかったというのが現実であります。この辺につきましては、町長の先ほどの答弁の中にもありましたけれども、個人個人が健康づくりに対してもっと取り組んでいただけるように、もっと違ったアプローチも必要なのかなというふうに考えているところではございます。健康教室なりで保健師のほうで実施したり、地域健診なども行っている中で、さらにそういった周知なり取組強化を図っていききたいというふうに考えているところではございます。

2番 昨年の7月の広報紙に、がん検診の受診率のまとめがありました。それに対して令和7年度の目標値が何%というふうな書き方があったのですけれども、三十数%というような受診率が、ほかの近隣の市町村と比べ、また山形県と比べて、舟形町はどうか、低いのか高いのか、その辺もちょっと分かるように広報紙等々でお知らせすれば、もっと上がるのではないかなと思うのですけれども、その辺はどのように考えておられるかお聞きします。

町長 今、荒澤議員から提案ありました件についても検討させていただいて、やはり一人一人の意識がこの受診率を上げるというふうなことに大事だというふうには思いますが、とりあえずこの件については、行政側でも誘導していきたいというふうには思っております。せっかくいろいろなワンコイン受診とか制度をつくってはいるのですが、そのことがうまく周知されていない、もしくは個人個人に伝わっていないというふうな部分もあるようでございますので、その点を昨年から取り組みながら、そういう安価に受診できる制度とともに、それを周知することにも取り組んできておりますので、今荒澤議員がおっしゃられたことについても検討して、調査をしながら掲載できることについては掲載をして、舟形町の受診率の向上に努めていきたいというふうに思います。

2番 受診率に関しましては、山形県は全国でトップクラスの受診率になっているようです。舟形町が残念ながら低い結果になっていますので、山形県全体の足を引っ張るような格好になっていますので、その辺の見方をぜひ周知していただきたいと思います。

あと、もう一つですけれども、令和7年度までの目標値が、胃がん、大腸がん、あとは肺がんということで目標設定されていますけれども、これは例えば令和2年、令和3年、各年ごとの目標値というのは設けてあるのかどうかお聞きいたします。

町長 その件につきましては、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 舟形町では、平成28年度に定めました第2次舟形健康21という健康づくりの計画がございまして、ここではいろんな数字を決めておるのですけれども、今議員おっしゃった、

がんの目標値につきましては、この平成28年から10年の計画でありまして、最終年の平成37年、今は令和7年度でございますけれども、の目標値は定めてございますけれども、毎年度の1年ごとの数字というのは設定しておりません。

2番 やはり目標というのは、届くような目標を毎年毎年目の前になれば、なかなか達成しづらいのかなと思いますので、ぜひ来年度になるのかどうなのか、ちょっと把握していませんけれども、ぜひ、目標設定が可能なのかどうかお聞きしたいと思います。

町長 その件についても健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 毎年の検診の件につきましては、特定健診による指導、そちらのほうの目標値というのは定めております。がん検診につきましては、子宮がん検診、あと乳がん検診などは2年に一遍というふうなこともございますので、1年ごとの設定というのは今年度の実績などを加味しながら、内部の資料として定めるのが適当なのかなというふうに考えておりますので、その辺は上司と相談しながらちょっと対策を進めていきたいというふうに考えます。以上です。

2番 やはり目標値に関しましては、今年度あるいは昨年度の実績を基にしてプラスの3%を目標とするのか、5%を目標にするのかは、担当の部署できめていただいて、やはり目標値がなければなかなか前に進まないというふうなところがあると私は思っていますので、ぜひ目標の設定をよろしくお聞きしたいと思います。

あと、もう1点ですけれども、今役場でいろいろはがきの勸奨とかいろんな努力をしておりますけれども、これは役場ではこういうふうな努力をしているんだよというふうなことも、一般住民の方へアピールしても悪くはないと思うのですが、その辺はどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

町長 その件についても、やはり受診率を上げるための1つの対策だというふうには思っております。先ほど健康福祉課長からありましたけれども、373人に通知を出して9人の申込みしかなく、また364人が再通知だというふうなことも、やはりお知らせをすれば、もう少し受診者が増えるというふうなこともあるかなというふうに私も考えております。

我々はやはり行政のほうでいろんなその受診をする制度をつくって終わりではなくて、実際に町民の健康のためというふうに、私も100歳まで皆さん元気で生きていただきたいというふうな思いがあるものですから、できる限り受診というふうなものについてはやっていただきたいというふうな思いもありますので、制度をつくって実際に町民の方が受診してまでが、やはり町の責務であろうと。さらにそこからの健康相談というふうな問題も発生するというふうなこともありますので、そういった考えの下でこういった、今議員さんからご指摘のあったようなことも広報でお知らせをしていきたいというふうに思います。

2番 やはりぜひ役場でも、こういうふうな努力をしているというふうなことを一般の住民の方

に周知をぜひしていただければ、受診率が幾らかでも向上するのかなと思います。

もう一つですけれども、今年の健康診断に関しましては、新型コロナウイルスの感染症の影響等々で、当初立てた計画、スケジュールよりもかなりずれてきているのかなと思いますけれども、その辺の挽回策といいますか、計画、練り直したものがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

町長 その点について、健康福祉課長より答弁をさせていただきます。

健康福祉課長 お答えいたします。

議員おっしゃられるように、当初は令和2年度につきまして、4月から各地区におきまして健診の日を設定しておったのですけれども、コロナの影響がございまして、4月、5月、6月は実施を見送りました、7月から実施を再開しております。それぞれ4月、5月、6月に行えなかった分を7月以降に割り振りし直しまして、ご案内を差し上げて健診を進めているところでございますので、後半のほうに日程的には詰まってくるような形にもなりますけれども、なるべく皆様から受診していただけるような日程を設定して計画をし直してございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

2番 確認ですけれども、最終的には今年度末までに、当初計画した健診を受けてもらうというふうな認識でよろしいでしょうか。

町長 健康福祉課長より答弁をさせていただきます。

健康福祉課長 そのような挽回するという考えで、認識で結構だと思います。

2番 個人的には、私は多分12月とか1月に毎年行っているのですけれども、4月、5月、6月にできなかった地区、特に長沢方面かなと思っているのですけれども、そちらの方は例えば来年の4月あるいは5月、6月の中で、例えば10月にしてまた約半年後にして、当初のスケジュールに戻すというふうな認識でよろしいでしょうか。

町長 その点についても健康福祉課長より答弁をさせていただきます。

健康福祉課長 日程につきましては、例年よりも詰まってくることはありますけれども、4月、5月の分につきましても年度後半のほうに設定し直してございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

2番 ぜひその辺に関しましては、地区の方々あるいは対象になっている方々の承知をいただきながら計画を立てて、元に戻るようなローテーションにしていきたいと思います。

次に、2つ目の大雨被害に関してですけれども、先ほど答弁の中で、河川流下能力向上計画というふうな計画を県のほうで作成して動いているようですけれども、平成29年から平成33年度、令和3年度までの5年間の計画で、早期に対策な河川を集中的に対策するとありますけれども、早期に対策が必要な河川は、本町では松橋川と堀内川の合流点だけなのか、そのほかにもあるのかお聞きしたいと思います。

町長 その点につきましては、地域整備課長より答弁をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 松橋川、堀内川のほかに、最上小国川も対象河川になっております。あと、老の沢川、桧原沢川、実栗屋沢川も対象になっております。以上です。

2番 今の計画期間ですけれども、平成29年度から平成33年、令和3年度ということで、あと1年しかこの計画はないようですけれども、当初計画では延べ160キロの河川というふうなものに対して、今のところ120キロに対して改修したというふうなデータがあるようですけれども、これは残り1年しかないのですけれども、その辺の進捗の状況が分かっているならば、お聞きしたいと思います。

町長 その件につきましても、地域整備課長より答弁をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 県の計画の状況ですが、県全体で240か所、220キロに計画が変更されていることがあって、令和元年度では85か所、65キロを実施しており、順調に進んでいると認識しているところでございます。以上です。

2番 当初の5年間での計画はほぼ達成するというふうな今ほどの回答だと思いますが、皆さん見る限り、まだまだ手をつけなければならない箇所がもっともっとあると私も思っております。その辺に関しましては、町から県に要望あるいは陳情等々をすることができるのかどうかお聞きしたいと思います。

町長 その点につきましては、毎年毎年その要望を行っているところでございます。特に写真を撮りながら、ここがこういう状況でありますというふうなことで、毎年県のほうには要望をさせていただいているところでございます。

2番 やはりこれは、災害が起きてしまうと莫大なお金が発生してしまうと思います。逆にメンテナンスも毎年毎年やって積み重なれば莫大なお金になってくるとも思いますけれども、災害が起きてからのお金と、毎年毎年メンテナンス、修繕にけるお金ということで、最初のほうはかなり大変だと思うのですけれども、ぜひメンテナンスして川を維持していくというふうな考え方に変えていかないと、災害は少なくならないと思いますけれども、その辺の認識をぜひお聞きしたいと思います。

町長 やはり昨今の災害の発生状況等を鑑みて、県のほうの考え方も今まで以上に川のメンテナンス、先ほど言っています河川の流下能力の向上計画、さらに緊急対策計画というふうなことで、そういったことのほうにシフトしてきているというふうに私どもも思っております。ただし、それがまだ全て実施されていないというところに問題があるというふうに思いますし、県の予算というふうなこともあるものですから、なかなか一概に進んでいかないというところはあるかと思いますが、引き続き町としましては、町民の安全・安心のために必要な要望を続けていきたいというふうに思っているところでございます。

2番 今後ともぜひ積極的に県あるいは国なりにアピールして、河川が本来のスミーズに流れる

川が取り戻せるように、ぜひ粘り強く今後ともお願いして、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長 以上をもって、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、9番齋藤好彦議員。

9番 それでは、私からさきの通告に従いまして、2点についてご質問をさせていただきます。

まず、初めに「コロナ禍での避難所対応は万全か」と題してご質問をさせていただきます。

本年7月初めに九州、中部地方を中心に発生した豪雨災害に続き、7月末には山形県を集中豪雨が遅い、2年前本町に大打撃を与えた大災害の再来かと心配されましたが、本町にとりましては、人的被害もなく安堵したところでした。しかしながら、これまでの災害とは様相が異なり、50年、いや100年に一度とも言われるほどの、これまでに経験したことがない豪雨災害になってしまいました。

このような中、以前から提唱してきた避難所の感染症対策など新たな環境整備は万全であったのか、避難者への対応は十分であったのか懸念いたしております。新型コロナウイルス感染症が終息していない状況下において、今後の災害時の避難所対応、避難の方法など重要になってくると考えます。特に一時避難所の運営体制など早急に検証し、改善すべき点などは早急に対処し、万全を期す必要があると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「災害に備えた森林整備を」と題してご質問をいたします。

さきの7月豪雨における被害状況を見るに、林地の土砂崩れが原因となった流木による農業・水産業の被害額が膨大になっております。増水時に最上小国川や最上川におきましても、数え切れないほどの流木を確認することができました。流木は河川付近にある住宅はもちろんのこと、様々な工作物などを破壊し被害を拡大させる要因にもなっております。

今後も災害発生箇所の予測が困難である実情の中、県が推進している「やまがた森林ノミクス」における「川上」の取組としての適正な森林経営は、土砂災害、林地の荒廃をある程度抑制することは可能と考えます。また、災害時の迂回道路として確保する必要がある林道の整備にも森林管理制度は有効であり、災害時の被害を最小限に抑制する観点からも、早期に本制度の具体的な取組をすべきあると考えます。本町の森林管理制度の取組状況と町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、9番齋藤好彦議員の「コロナ禍での避難所対応は万全か」についてのご質問にお答えします。

避難所における感染予防対策につきましては、県から示されている「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき行うこととしております。

ガイドラインについては、避難所での受付の際、一人一人の身体的距離を確保し、健康チェックカードにより発熱の有無や体調を確認することとなっております。また、避難者のスペ

ースは、個人または家族ごとに1メートル以上、できれば2メートルを離し、要配慮者や発熱のある方など体調不良の方がいれば、独立した部屋を確保し、その専用の避難スペースへ誘導することとなっており、トイレなども一般の方と分けるよう明記されております。

こうしたスペース的な問題、受付や体調不良の方への対応に必要な職員の配置など人的な問題を考えれば、現時点では、指定緊急避難場所、いわゆる一時避難所での対応は困難と考えております。そのため、避難が必要な場合は、これまでどおり一時避難所ではなく指定避難所への避難を呼びかけ、一刻も早く、土砂災害警戒区域、浸水想定区域内より避難していただきたいと思っております。

町では、8月1日に中央公民館及び舟形小学校において、新型コロナの流行時を想定した指定避難所の設置訓練を県のガイドラインに基づき実施いたしました。避難所運営スタッフ4名と交代スタッフ4名、計8名で、約20名の避難者を受け入れる訓練でしたが、受付や避難スペースの設置に時間を要し、また受付での避難者名簿、健康状態チェックカードの記載にも想定以上の時間を要しました。災害対策本部の人員も確保しなければなりませんので、これ以上指定避難所に人員を配置することは困難な状況のため、受付方法等を改善して、ガイドラインに沿った指定避難所の運営体制を確立してまいりたいと思っております。

訓練は、中央公民館及び舟形小学校において、ガイドラインで示されている避難スペースに基づき、一般の方の収容人数と発熱のある方など体調不良者専用の収容人数の確認も行いました。その結果、実際に収容可能な人数は、防災計画に明示している想定収容人数を大きく下回ることとなりましたので、今後は舟形小学校ピロティや福祉避難所の活用が必須となると考えております。

また、短期間分のマスク、消毒液、石けん等は整備しましたが、感染症対策のパーテーションやその他必要資機材の整備ができておりませんので、今後とも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し整備していく方針であり、指定避難所の運営を万全にしてまいりたいと考えております。

次に、「災害に備えた森林整備を」についてのご質問にお答えします。

これまで豪雨の際には土砂崩れが発生し、流木が甚大な被害をもたらしております。議員ご指摘の適正な森林経営とは、やまがた森林ノミクスでは「川上」の取組として森林施業の集約か、主伐後の再生林、新たな森林管理制度の推進等を定めておりますが、特に土砂崩れに対しては間伐を行うことが効果的であると考えております。

林野庁は、適期に間伐を行うことで、森林の下層植生や落枝落葉により地表の侵食が抑制され、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐとしております。同時に、主伐後に再生林を行い、森林資源を循環利用することで土砂災害を未然に防止し、多面的な機能が持続されるとしております。そのため、町ではやまがた緑環境税を活用した間伐事業

などに取り組んでまいりました。

また、林道については、災害時の迂回路としては適さないと考えております。残念ながら災害時には、路面の決壊や路肩の崩落などが発生しやすく、災害のたびに通行止めをせざるを得ない状況であります。現状から申し上げて、災害時に安全に通行できるとは言い難い状況であります。

ご質問のありました、本町における森林経営管理制度の取組状況につきましては、今年度は森林環境譲与税を活用しまして、今後の森林経営についての意向調査の準備に着手している状況であります。具体的には、森林に関するデータや航空写真などの情報等が閲覧できる山形県森林情報管理システムを導入し、それをを用いて本制度の対象となる森林の洗い出しを実施しているところであります。これらの作業終了後、進め方を検討していくこととなります。

その後の手続については、私有林人工林のうち、適切な管理が行われていない森林を対象に、今後の経営について意向調査を実施いたします。それにより、制度の対象となる森林を把握して集積計画を策定し、森林所有者から町に経営管理権を設定します。一方で、県が募集し認定した、意欲と能力のある林業経営者に対し、町が対象森林とのマッチングを図ってまいります。その後は、林業経営者により管理が行われ、伐採後には売却益の一部が森林所有者へ配分されることとなります。

この一連の手続については、林業に関する専門的な知識が必要であることから、業務を行っていくためには直接雇用するか外部委託することが必要と考えております。

しかしながら、斎藤議員には昨年の12月定例会でも答弁しましたように、同制度を推進するための主たる財源として森林環境譲与税を国では想定しておりますが、本町の場合、民有林面積が少ないため、県の試算では交付額が最大となる令和6年度においても、年間584万2,000円と交付額が少なく財源が不足する状況であります。

そのため、本町としましては、職員については必要な知識等を習得するため、研修等を通じて研さんを重ねながら、引き続き実施体制の検討を進めてまいります。

これらと併せて、森林環境譲与税が森林を有する市町村に多く配分されるよう、算定方法の見直しについて、引き続き国に要望を行ってまいります。

9番 今定例会の質問者の質問事項がほとんど災害の関係でありまして、いかにこのたびの豪雨災害が過去に例を見なかったものかと、なかったという、物語っているように感じておりまして、被災されました皆様方に衷心より心からお見舞い申し上げたいと思います。

それでは、二、三再質問をさせていただきます。

国では、災害時に市町村長が発令する避難勧告を廃止しまして、避難指示に一本化しております。しておりますというか、そういう閣議を決定してございますが、今後、町長は避難勧告を出していたタイミングで避難指示を出すことになるわけでございますが、この発令によ

りまして、危険な場所にいる住民はすぐに避難をする必要があると書き物にございます。この避難する必要があるという、その表現が非常に難しいといひますか、避難指示等が発令されれば、口答で自主防災組織の方なり消防団の方なり、口答伝達が基本かとは思ひますが、この自主判断、避難するための自主判断なり自己判断、このあたりについて、強制力はないかと思ひますけれども、町長はどのようにお考えなのか、そのあたりからお伺ひします。

町長 避難勧告と、それからその前に出される避難準備情報というものがございます。要は、避難する準備に時間を要する方々については、もうその前に、避難勧告が出る前に準備をしていただきたいというふうなものもございます。それらを含めて、町としては積極的に早めに出していきたいというふうに考えているところでございます。今回、国のほうで紛らわしい避難勧告と避難指示を一本化していただいたのは、我々としては非常にありがたいというふうに思っておりまして、強制力がないというふうにおっしゃられましたけれども、強制力があるというふうに私は思っておりまして、避難指示が出た場合については、一斉に避難をしていただきたいというふうなことで、個人個人の判断ではなく、出た際については皆さん、その地域の方々は避難をしていただくというふうなことで考えているところでございます。

今回の堀内橋の件についても、先ほどの答弁の中で申し上げておりましたけれども、行政報告の中で申し上げましたが、氾濫危険水位の7メートル80になる前の避難予定水位、7メートル60でございました。その30センチ下の段階で、7メートル30の段階で避難勧告を出させていただいて、7メートル60でも多くの方々が避難をしていただいたと。さらに、氾濫危険水位が7メートル80でありましたので、さらにもう少し上の方々、避難範囲を広げていただいて避難をしていただいたというふうなことで、実際に氾濫はしなかったのですが、町民の安心を考えると空振りは恐れるなというふうな指導もございますので、できるだけ早めに避難をしていただくよう、特に、いつもなのですが、避難指示というものが夜間に出されることが多く、そのため避難弱者といひますか、お年寄りの方々等については非常に危険を伴うというふうなこともありますので、できる限り明るいうちに早めに避難指示を出していきたいというふうに私は思っているところでございます。

9番 今回のこの最上川の氾濫といひますか、大災害でございまして、早めにとということで、町長も常日頃、空振りはしないようにとということで、しても恐れるなといひますか、早めに早めにと、心がけておるようでございまして、今回この避難地域は堀内地区に限定されておりますが、今回この堀内地区での避難勧告は夜の9時45分、そして避難指示が10時55分、隣の大石田町の氾濫のマスコミの報道がございましたが、大石田におきましては、氾濫の6時間前に避難指示を出して、もう避難をしておると。そういうこともあって、今回あれだけの浸水被害もあったのだけれども、人的被害は免れたというような専門家の話もございました。

今町長が早め早めと話してございますが、この大石田から比べれば、大石田は上のほうでございませぬけれども、この9時45分の勧告なり10時55分の指示というのは遅かったということではないのでしょうか。

町長 多分、大石田さんもそうなのですが、気象台の台長さん、それから大石田、尾花沢までは最上川中流というふうなことで、新庄河川事務所の範囲になります。新庄河川事務所の所長さんから情報がホットラインで入るようになっております。私どものほうに気象台の台長から入ったのは10時ぐらいで、今後、今までにないぐらいの上流部に雨が降ったために、氾濫の可能性があるとというふうなことで連絡をいただきました。新庄の河川事務所のほうからは、11時過ぎに連絡をいただいたというふうなことで、大石田が越えそうであるというふうなことで次は堀内なので、まずはしっかりと避難対策を検討していただきたいという話をもらったのが11時でありましたので、それよりはこちらのほうでは河川事務所の所長さんから電話をいただいたときには、もう既に避難を済んでおりますというふうなことで報告をさせていただいたというふうな経過でございます。

9番 時間的に詳しくは私、把握しているわけじゃないのでちょっと申し上げられませぬけれども、先ほど申し上げましたように、大石田ではもう6時間前に避難をしているわけですよ。それはマスコミの報道によりますと、今おっしゃった河川事務所からホットラインがあって、各町村でしたっけか、その首長さんにこの事務所長さんから電話があるように仕組みになっているというので、それを受けて大石田では避難指示を出しているんですよ、6時間前に。そこから何時間か経過した後、河川事務所からその電話が9時なり10時ごろ来たということであれば、それはしようがないかもしれませぬけれども、その来る前に、本部長としてあの状況を見て、もう少し早めに明るいうちに避難ができなかったのか、避難指示が出せなかったのか、そのあたりをちょっと思ったものですから、そのあたりをお伺いしたわけでございます。そのあたりもう一度お願いします。

町長 先ほど申し上げましたとおり、新庄の河川事務所の所長からいただいた時間は、先ほど言ったとおり11時過ぎでございますので、やはりその地形のつくりというものが違うというふうに思っております。大石田町の町のところについては、特殊堤というコンクリートで造られたものがあります。そこにつきましては、堀内と同じでありますので、恐らく大丈夫だったかというふうに思うのですが、それ以外の上流部でありますとか下流部につきましては、堤防が特殊堤ではなく、築堤されておるものがあるように聞いております。

そうした中で、ちょっと話はズレるのですが、大蔵の白須賀のところの堤防はあるのですが、目標計画高に達していない暫定堤防というふうなことで、本来の堤防はもう少し高くしておかなければならないのですが、今そこまでできていないというふうな堤防もあるようです。

大石田のほうの豊田地区とか、あそこら辺がそうなのかはちょっと私も分かりませぬけれど

も、そういったその状況、状況に応じて、新庄河川事務所のほうから大石田さんのほうには早めに連絡が入ったのかなど。私どものほうについては、地形的な河岸段丘で特殊堤というふうなことを鑑みていただいて、その情報は11時頃になったというふうなことだというふう

に思います。

いずれにしましても、私たちのほうの災害対応のほうとしては、最上川の水位を逐次見られる状況になっておりますので、それらを我々も見ながら台長のアドバイス、それから河川事務所の所長さんのアドバイスを受けて、避難指示を出したというふうな状況でございます。

9番 様々な仕組みと申しますか、そういうのがあって、その時間的なタイムラグというのですか、それがあって、11時近くその避難指示になったようでございますが、分かりました。

それでは、このたびの避難の指示でございますが、先ほど言いましたように、堀内地区に限定されておりますが、このたびの災害で舟形町の避難率は幾らだったでしょうか。

町長 その件につきましては、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思っております。

住民税務課長 今回、避難勧告を出しました地区の対象世帯と人数のうち、1名の方のみちょっと熱があつて避難所に行かなかったという結果ですので、おおむね大体100%近い方が避難してございます。

9番 ちょっと聞き取れなかった、率では何%なのですか。

住民税務課長 対象が多分、すみません、正確な数字、ちょっとあれですけども、対象は多分38名になるかと思っております。それで、避難なされた方が37名になりますので、おおむね100%に近い数字だと思っております。

9番 かなりその、何ていいますか、最上川の氾濫というのがすごいもう実感といえますか、それで避難された方が多いということで、大変よい傾向だと思っております。通常、その避難率というのは5から6%なんだそうですね。今回、大石田町でも26%だそうですね。今課長の話をお聞くと100%近いということで、大変その避難勧告・指示に対して、町民の方が災害意識といえますか、高く持っているということで安心をしたところでございますが、そういうデータをちゃんとしっかりと把握をしておいて、今後のその防災計画なり避難行動の指針なりに役立てていただければなど、いかになくちゃいけないんじゃないかなと思つて今、質問したところでございますので、今後ともそういうデータでの把握といえますか、記録といえますか、そのあたりもしっかりしていただきたいと思つておるところでございます。

次に、ちょっと再質問が質問の趣旨から離れてしまったので、感染のほうに戻りたいと思つておりますけれども、答弁書にございますが、避難感染対策の下での避難所スペースのことでございますが、問題があつて、先ほど6番議員の質問にもあつたようですが、一時避難所ではなく指定避難所のほうに誘導しておりますというか、呼びかけていくという答弁でございました。話は先ほど6番議員の説明でも分かりましたけれども、緊急を要するときに一時避難所

に一旦集まって、そこは集合場所だと先ほど町長はおっしゃいましたけれども、集まって、じゃあ遠いところに、指定避難所に行ってくださいと、その緊急を要するときに、はい、遠くまで行きなさいと、それはちょっと言えないんじゃないかなと。その一時避難所がそういう対応をできない状況だという話でございますが、そうであれば、その一時避難所について改修なり改築をするなり、感染症対策なりして、ある程度収容ができるような形にするのが本来の行政ではないかなと。ここはできないから、じゃあ遠くに行ってくださいと、そういう誘導では、この緊迫した時間、先ほど言ったその指示なり勧告なりの一応出た、短時間の中での行動は無理ではないかなと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

町長 先ほども答弁で申し上げましたが、一人一人の避難スペース、さらには受付をするときのスペース等々を考え、さらに体調の悪い人のほうの確保と、別の部屋をしなければいけない、さらには便所も分けろというふうなことでありますと、地区公民館でそれをするというふうなことはほぼ不可能かと。現在、やってみて中央公民館ですら厳しいというふうな状況でありました。それで、さらに舟形小学校の体育館とその一部分を使ったのですが、それでもそういう国のガイドラインを適用すると非常に厳しいと。体育館の下のピロティも整備を進めながら、そこも利用しなければ、避難がちょっとできないというふうな状況でありました。

ということを鑑みますと、地区公民館、一時避難所の整備をしろというふうなことは、現時点では無理というふうに思います。まずは、指定避難所のほうの資機材がまだ整備をされていない状況でございます。パーティションをして隔離をする、離すというふうなこと自体も、非常にまだその仕切る物すらもない状況でありまして、現在災害が発生し避難指示を出した場合には、コロナ対策は最低限のことしかできないというのが今の現状でございます。

何とか臨時交付金の2次補正分を使いながら、今年度末までには整備をしたいというふうには思いますが、やはり日本全国コロナ対策での避難所運営というふうなことで、同じような資機材を多く求めているというふうな現状もございまして、早急にそれを整備することもできないというふうな現状でございますので、それをさらに広げて各一時避難所までというふうなことについては、これはもうほとんどできないというふうに断言せざるを得ないだろうというふうに思っているところでございます。

9番 町長の話は分かりますが、一時避難所は様々大きさ、各町内会の公民館の大きさも様々、ばらばらですね。大きい公民館もございます。2階建ての公民館もございます。そういう2階建ての公民館であれば、幾らかでもそういう、何ていいますか、改善、修繕すれば、そういうコロナ対策、感染症対策のその避難所にも活用できるのではないかなと思って質問をしたところでございます。

指定避難所だけそういうふうに改善・改修をして、ちゃんとした体制を整えるという話も分かりますけれども、それでいっぱいになったら、今度またどこかに避難しなくちゃいけない

わけですから、そのためにもそういう各町内会の一時避難所、改修なり改善ができる建物であれば、そのあたりも対応すべきではないかなと思っているところでございます。

指定避難所のこれからの改修ということで、環境改善センター、生涯学習センター、舟形小学校等々、第2次補正で計上してございますが、富長交流センターも指定避難所ですよ。今回、富長交流センターのその改修・改善の第2次補正が案として上がっていなかったのですが、あれはあれでもう完全に使えるということで、富長交流センターは外しておるのでしょうか。お伺いします。

町長 その点につきましては、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 富長交流センターにつきましては、1次のほうに計上できていないという分類の中で、今回の2次と同じように、たしか案では一千何百万円ほど富長交流センターのほうの改修のほうも入れてございます。

9番 失礼しました。2次の補正の分だけ環境改善センターなり生涯学習センター、舟小しかちよつと見てこなかったのですが、大変失礼しました。分かりました。

では、質問を変えます。8月1日に避難所の開設訓練を行っております。答弁書にもございますが、様々課題があるようでございます。受付なりスペース確保に時間を要しているということでございますが、決められた人員配置、限界があろうかと思えますけれども、そういうことであれば、その地域の町内会の方々とか自主防災の方々とかに声をかけて手伝っていただいて、そういうスタッフになっていただくという方法はないのでしょうか。

町長 まさに斎藤議員のおっしゃるとおりで、職員の対応ではまず無理だろうというふうなのが、今回の実施訓練の中でありました。特に3密を避けての受付業務、先ほど言いましたけれども、名簿を書いて健康診断のカードを出すというふうなことに時間がかかって、その避難者役の職員20名をつくったのですが、その中には体調不良者とか、その体調不良者の家族というふうな役割を持たせてしたのですけれども、20人並んだだけで外に出してしまうというふうなことで、災害時、雨が降ってきたときに外に3密を避けて並ばせることができないだろうというようなこともありながら、やはり顔の見える人、誰がというふうなこととかがやはりはっきり分かる地区の住民の方、自主防の方々がやはりそれを手伝っていただかないと、スムーズにいかないだろうというように私も見ていて感じました。

やはりこれは行政側と自主防と一体となってこの避難所を運営していかなければ、とてもじゃないけれども、避難所に入れない避難者のほうが物すごく多くなってしまうだろうというふうな予想でありましたので、まさにそのように今後、自主防災組織、町内会ともお話をさせていただいて、協力を願わざるを得ないだろうというふうに思っています。

9番 時間もありませんが、最後にしますが、答弁書では感染症対策のその機材がまだ完璧でないということでございますが、交付金を使いまして早急に整備をしていただきたいと思います。

いるところでございます。

次の質問でございますが、森林の関係でございますが、答弁書にもございますが、町としても間伐が大変効果的だということで、町として間伐事業をやっておるといふ答弁でございますが、どんな形でやっているのかお伺いします。

町長 その件につきましては、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思っております。

農業振興課長 町としましては、やまがた緑環境税を財源としまして、県が実施する緊急間伐事業のほうに取り組んでいるところです。

9番 それは分かったのだけれども、例えば私が山を持っています。私の山を間伐するのに、町がお金を出しているの。ちょっとその辺仕組みが分からないのだけれども。

町長 その点につきましても、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思っております。

農業振興課長 その事業の実施については、県が事業主体でございまして、町としてはその負担を出していないのですけれども、県が森林組合等に発注をしまして間伐を実施する箇所を町のほうに照会をかけます。町としてはその要望のある、多いところについて推薦というか、その地区を実施していただきたいというふうに森林組合のほうにお伝えし、間伐が実施されるというふうな形になっております。

9番 何かよく分からないけれども、町としてはじゃあ関わっていないの。県の事業なの。県がやって町に報告が来るだけなの。じゃあこれまで町として、この町、舟形町の森林で間伐をした面積はどれくらいあるのですか。

農業振興課長 町としては、場所の選定に関わっております。そちら、要望のまず提出をして、それで町としてどの地区が間伐をすべきかということの地域の要望もありまして、そちらを推薦しているというふうな形で町としては関わってございまして、過去5年間の実績を見ますと、約30ヘクタールの間伐を実施してございます。

9番 答弁書を見ますと、何かいかにも町がどんどんやっているような表現でございましたので、ちょっとお伺いしたところでございます。

時間もありませんので1点だけ。今回のこの森林管理制度でございますが、答弁書によりますと、県のシステムを導入しまして、今後、森林の洗い出しから意向調査、管理権の設定、最終的に森林経営者による管理という、様々なプロセスがございまして、何年ぐらいかかる事業なのでしょうか、これは。

農業振興課長 国のほうで定めているのは、意向調査について15年以内に終了してくださいというふうな形で定めがあるようです。各市町村の状況、まちまちなのですが、町としても準備を進めている状況です。

9番 すみません、時間がなくて。終わります。

議長 以上をもって、斎藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時23分 散会

令和2年9月3日（木曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和2年舟形町議会第3回定例会第2日目

令和2年9月3日（木）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
副町長	菅原正春	総務課財政係長	八畝幸仁
会計管理者	須貝孝子	デジタルファースト推進室長	沼澤一征
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小野芳喜	教育長	伊藤幸一
まちづくり課長	曾根田健	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	代表監査委員	齊藤徹
住民税務課長	伊藤茂樹	監査委員事務局長	相馬昇
地域整備課長	伊藤秀樹		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬昇 主 事 伊藤優

議事日程

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 開会

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長 日程第1、昨日に引き続き、一般質問をお受けします。順次発言を許可します。

1番 おはようございます。

通告書に伴い、次のとおり通告いたします。

質問の主題といたしまして、(1)安心安全の道路整備について、(2)河川公園の利活用促進について、と題して質問したいと思います。

それでは、(1)安心安全の道路整備について。

県内における交通事故の発生件数は、令和元年度で4,292件と過去5年平均でマイナス2.8%の増減率であります。宮城に次いで東北地方で山形県はワースト2位となっております。交通事故は年々減少傾向ではあるものの、半数は高齢者の事故であります。一方で、高齢者の運転免許証の自主返納者数が5年間で約3倍となっており、これが交通事故の減少に結びついていると思われま。

舟形的の交通事故の発生件数は、県内比較では少ない統計となっておりますが、引き続き町の交通安全運動の啓発活動強化や、高齢者においてはサポカーで安全運転を促し、交通事故防止に常に高度な注意力が求められています。

さて、近年の道路管理においては、交通事故防止対策の一環として、道路の危険箇所をカラー舗装する地域が多くなっています。今後、舟形町のさらなる交通事故減少のため、道路環境においてもカーブに近い横断歩道等や信号機の設置されていない横断歩道、または町道や生活道路から幹線道路と交わる箇所、さらには自転車歩行者道の途切れている箇所からの路側帯において交通事故防止に多大な効果を上げているカラー舗装化やドットラインを設置してはどうかと考えますが、町長の意見を伺います。

続きまして、(2)河川公園の利活用促進について。

令和2年度は、世界中で新型コロナウイルスが蔓延し、いまだに終息の兆しが見えず、感染率の多い地域と少ない地域との温度差は基準が示されないまま個人判断の対応が余儀なくされている現状です。

そのような状況で、梅雨も明けられないような猛暑が続き、舟形町のアユパーク舟形(河川公園)の小国川沿いには多くの鮎釣り人でにぎわい、またプールや海水浴に行けない家族連れ

や学生が多く見受けられました。その中でもひときわにぎわっていたのは、改修した噴水広場と小国川の浅瀬のようでした。しかし、残念なことに、鮎型水路には水が流れておりませんでした。舟形町の川辺にある安心して安全な川遊びや水遊びが堪能できる場所として、さらなる推進に向けて取り組んでいければよいと思うのですが、町長の意見を伺います。

以上でございます。

町長 おはようございます。

それでは、1番叶内昌樹議員の「安心安全の道路整備について」のご質問にお答えします。

まず、舟形町の交通事故発生状況ですが、平成26年から平成30年度までの5年平均では年16.2件、令和元年度は13件で、5年平均、令和元年ともに県内5番目の少なさとなっております。発生箇所別に見ますと、令和元年では国道3件、県道4件、町道5件、駐車場1件、事故類型別では、人対車が2件、車両相互7件、車両単独4件、季節別では、降雪期である12月から3月の事故は6件、非降雪期の4月から11月の事故が7件となっております。降雪期の事故においては、国道47号線の車両相互が3件、県道の人対車両1件、車両相互1件、町道の車両単独が1件で、非降雪期は、県道の車両相互2件、町道の車両相互1件、車両単独3件、駐車場の人対車両1件となっております。

ご質問の交通事故防止対策のカラー舗装、ドットラインの設置についてであります。これらは道路交通法施行規則等に定められたもの以外の法定外表示等に当たり、設置について警察庁交通局通達「法定外表示等の設置指針について」で示されているところであり、この指針は、法定外表示等が無秩序に設置され、法廷の道路標識等の整備効果を低下させないよう、一定の効果があるものについて設置の統一を図り、適正な交通管理に資することを目的としております。

通達によりますと、ドットラインは信号のない交差点で、自動車の通行部分を明示することが望ましい場合に設置することができるとあります。カラー舗装については、スクールゾーン等の区域内の道路、歩行者及び自転車利用者の保護のための効果の認められる区間及び部分、バスレーン関係、自転車通行空間関係等が示されております。

これを踏まえ、ドットライン、カラー舗装を設置する道路を検討しますと、まずドットラインですが、侵入を間違えやすい等、通行部分を明示しなければならない交差点等は特になく、また積雪期はラインが隠れてしまい、かつ除雪によってすぐ削れてしまいますので、設置は効果的でないと考えます。

次に、カラー舗装ですが、議員ご指摘のとおり、交通事故の抑制と交通管理上有効な施策として推進されておりますが、本町においては冒頭に述べましたとおり、令和元年の町道での交通事故が5件で、内訳は車両相互1件、車両単独4件でありますので、歩行者等の保護という面ではあまり効果が期待できないと考えております。また、ドットライン同様、路面へ

の表示は積雪期は隠れてしまい、また除雪で破損してしまうため、既存の道路標識等で十分な効果を発揮すると考えております。

しかしながら、交通安全対策は地域住民、警察、公安委員会、道路管理者が連携して進めるものでありますので、皆様のご意見を伺いながら、地域の実情に合った効果的な交通安全を進めてまいります。

次に、「河川公園の利活用促進について」のご質問にお答えします。

鮎型水路については、揚水ポンプのタイマーの不具合により水が流れていない状況が長期間続いておりますが、現在は修繕し通水を再開しております。

本河川公園は、最上管内有数の公園であり、町の観光スポットの一つでもあります。昨年度は、多目的広場のアスファルト舗装、チャイルドランドの遊具の新設復旧を行い、今年度は多目的広場のペイント事業を進めているところでございます。コロナウイルスの影響により、工程を変更し、今年度はデザインのみを行い、来年度にペイントすることとしましたが、より魅力ある公園になることを期待しているところであります。

今後も、今までどおり皆様に愛される公園であるよう維持していきたいと考えております。

1番 交通事故等の詳細を明記していただきましてありがとうございます。この件につきましては、確かに事故件数等は少ないと思いますけれども、今後の対応として、これから高齢者が免許を返納したりとかした場合には、歩行困難だったりすると、やっぱりシルバーカーだったりシニアカーだったり電動車椅子等に乗る機会が増えるのではないかという観点から、このカラー舗装等についての質問をしたわけです。

実際、最近で見ますと、やはり日中歩きますと、シニアカーで結構路肩を走行する、歩道を走行するというふうな感じは見受けられて、やっぱり歩行者と一緒に扱いになるものですから、免許を取得している人と、免許を持っていない方の乗り方もまるっきり違ってきます。実際やっぱりシニアカーというのは電動で動くものであって、正直言って危険な乗り物でもありますので、それを交通事故防止対策というよりも、やっぱりそういう方たちが、ここを走っていいんだよみたいなライン上があるといいのかなと思っただけでも、その点についてどうお考えでしょうか。

町長 シルバーカー等がというふうなことでございますけれども、町としては自主返納を進めるという代わりにサポカーを推奨するために町で補助金を出しております。また、国のほうでも昨年の12月からそういった制度が国のほうでも拡充されたというふうなことでありまして、その一方でシルバーカーというのも承知しているところでございますけれども、その方々のために町道の部分を全てカラー舗装するというふうなことは、やはり現実的には無理なのではないかというふうに思います。やはり、そのシルバーカーを運転する方々が交通安全に注意していただいて通行していただくというふうなことが、一番の交通安全に対する注意だと

いうふうになっているところでございます。

1番 町道、県道等を全てという形ではなくて、利用箇所が多い場所にしてはどうかという考えだったんですけれども、やはり、例えば舟形と国道の13号線と交わるヘイベイさんの丁字路から、横断歩道的なものが4か所あるわけです。でも、新庄側に向かうところは、新庄側に向かう場所の横断歩道は一切ない場合があって、歩行者が横断歩道を渡るのが当然というか、横断歩道ない場所を別に渡ってもいいようなことはあるんですけれども、やはり乗り物に乗っている限り、多分まんさくさんとかに買い物に行くときに、やっぱり外側線というか歩道じゃない路肩走行でずっと行く方を最近見受けられたのでした。やはり乗っている方の目線から見るとどうなのかなという、その路肩を走行すると。だから、そういう箇所によってですけれども、そういうことができないのかという形でちょっと提案したんですけれども、その点についてはどう思いますか。

町長 十字路部分とか丁字路部分の町道側にカラー舗装することは可能かと思いますが、今ご質問の内容ですと、まんさくまで買い物に行くというふうなことでいくと、国道の部分でカラー舗装するというふうなことになりますと、当然管理が違いますので、それは私どもではできないというふうなこともありますし、その部分というふうなことでいきますと、長沢地区から堀内地区まであります。そういったところの部分というふうなものがどこに適用されるかというふうなこともありますし、やはり現実的にはなかなか厳しいものがあるのではないかとこのように思います。

シルバーカーに限定してというふうなことではなくて、やはり先ほど申しあげましたとおり、車両事故が多発するような場所についてはカラー舗装の検討も必要かというふうには思いますが、現在先ほどの答弁書で申しあげましたとおり、交通事故の件数が少ない中でございますので、そういったところを考えますと、今のところさほど緊急性のある事案であるというふうには思わないところでございます。

1番 要するに、事故等が起きない限りには、そういう対応はできないということではよろしいのでしょうか。

町長 そういうふうに申しあげているのではございません。その費用対効果を考えていただいて、まずシルバーカー等交通安全の啓蒙活動は、行政側でも交通安全母の会、安協舟形支部等々その啓蒙活動はしております。その中で、そのことをすることが、例えば安協舟形支部とかそちらのほうから上がってくれば、我々も検討するというふうなことがあるんですが、今叶内議員から言われておりますけれども、そういったことについてはまだ要望も聞いておりませんし、どれだけのその必要性があるのかというふうなことをしなければいけないというふうに思います。事故が起これなければやらないのかというような発言とお聞きしましたがけれども、そういうことではなくて、本当にそれが必要なのかどうかを、いろんな関係機関とも

相談しながらやる必要があるというふうに申し上げておるところでございます。

1番 確かに、公安委員会等の道路管理者等と地域住民も含めた中での方向性かなと思っております。公安委員会というか警察のほうにもちょっと聞いたんですけれども、要望があれば、その内容によっては設置できるという答えをいただきましたので、もし今後そのようなことがあれば検討していただきたいと思います。

それに続きましてですけれども、今と同じようなことになってしまうんですけれども、信号機のない横断歩道等のカラー舗装、除雪で削られてしまうと、前の自転車のときも言われたんですけれども、実際でも国道でも県道でも設置されている場所が多く見受けられるわけですけれども、昨年度の9月定例会で4番議員さんの質問であった町道舟形3号線の拡幅工事についてちょっとお伺いしますけれども、そこから13号線に抜ける通りの一時停止ラインが、今現在見えないことと、あとはやはり横断歩道と直結している場所であって、舟形から行く郵便局さんの看板がちょっと障害になって、やはり見づらくなっているという形で、なおかつ上りの出口という形で、どうしてもぎりぎりまで車が出るようなことを多々見受けられるんですけれども、やっぱりそういうところの歩道のラインと停止ラインもしっかりしていないと、今後どうなのかなと思うところであって、あとはその去年9月中旬から測量調査を実施し、一応本年度に用地改修して工事着工ができるようにと考えておりますという答弁だったんですけれども、その進捗状況というのをちょっとお伺いしたいんですけれども、どうでしょうか。

町長 進捗状況については、地域整備課長より答弁をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 舟形3号線の進捗状況につきましては、現在設計おおむね終わりました、用地等の確認を作業を進めているところでございます。

以上です。

1番 そこはもう拡幅ってどの程度広がる感じ、車が行き違いできるぐらい広がるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

町長 3号線があります第2町内会からの要望につきましては、沼澤建具屋さんのところに空き地がございます、そこで多くの車が交差できたんですが、土地の所有者により丸太を置かれたというふうなことで行き違いができなくなってきたというふうなことの要望を受けまして、その反対側の沼澤さんの田んぼを、その車両が行き違えるスペースを確保するというふうなことでありますので、全面的な改修というふうなことではございません。

1番 一つ提案でありますけれども、戸沢地区の津谷地区、駅前から拡幅工事した際に、路肩にブルーラインで拡幅工事とともに行った経緯もありますけれども、もし可能であればそういうことも実施してほしいんですけれども、その考えも今はないという形でよろしいでしょうか。

町長 道路改良工事、拡幅工事ということよりも、先ほど申しあげましたとおり、今まで車両が行き違える場所があったんですが、そこが先ほど申しあげましたとおり行き違えることができなくなってきたために、ある程度の幅員を確保するためというふうなことでありますので、入り口、出口についてはほとんどいじられないというふうなことでありますので、叶内議員のおっしゃられるそのカラー舗装というふうなものについては、戸沢の例を挙げられましたけれども、戸沢とその拡幅工事の規模、性質が違うものというふうに思いますので、今のところはそこをカラー舗装する考え方はございません。

1番 あと、先ほどそこからの出口、13号線までの出口が両方とも十字路的なもので、町道のほうには停止ラインが今ない状況なんですけれども、それは今後、ついていいのか分からないんですけれども、その辺はつくのか、つかないのかちょっとお聞きしたいです。

町長 現在、停止線等のペイント工事等の計画があるというふうなことで聞いておりますので、詳細については地域整備課長より答弁させていただきたいと思います。

地域整備課長 停止線等の設置なんですけれども、道路パトロール等で状況を確認した上で、必要な箇所、しなければならぬ箇所を判断しまして、設置する方向で現在進めているところでございます。

以上です。

1番 できれば、町内全体でその歩道と関わる、幹線道路に関わる所をカラー舗装できなければ、やっぱり停止線をしっかり定着できるようにお願いしたいと思います。

それでは、続きましてアユパークのことについてお伺いします。

今年の夏に、すごい猛暑の中、私も何度か行ったときに、鮎型水路の水が流れていないのが何でなのかなと思ってずっと不思議に思っていて、誰に聞いても分からないということで、地域整備課に行ったときに、いや動いているはずだよと言って行ったんですけれども、全く水が流れていない状況でしたので報告したままでした。これがタイマーとかの不具合等は、現場を確認とかしての作業なのか、それともボタン一つで動くのか、その辺お聞かせください。

町長 その点については、地域整備課長より答弁させていただきたいと思います。

地域整備課長 鮎型水路のタイマーにつきましては、スイッチングによりまして8時から17時までという形で設定されていたところでございます。ただ、先ほど町長答弁したとおり、不具合でそれがうまく作動していなかったという状況でございました。

以上です。

1番 実際、じゃあ作動の確認等は行っていないということで、実際動いているか分からなかったということでもよろしいんでしょうか。現場を確認していないという形でよろしいんでしょうか。

地域整備課長 すみません、大変申し訳なかったんですけども、現場の確認が遅れてしまったという状況でございました。

以上です。

1番 今回、噴水場でたくさんの子供たちが水遊びしていたわけですけども、何で鮎型水路にいないのかなと思ったら、やっぱり動く水が楽しいのか、すごい噴水の遊びが楽しいみたいな感じで見えていたんですけども、一つ問題的なものが、やっぱりそこに人が集まるということは、子供、鮎釣り人、あとは家族連れ、自転車等々が集中した場所になったわけです。アユパーク全体の自転車歩行道路のライン上も今消えている状態であって、駐車スペースとかは、実際ヘリポートのところは駐車禁止という看板はあるんですけども、その駐車できるのか、できないのかをちょっとお伺いします。

地域整備課長 ヘリポート周辺は駐車禁止になっております。

以上です。

1番 では、ヘリポートのところだけが駐車禁止で、ほかは駐車はどこに止めてもいいという形でよろしいでしょうか。

地域整備課長 できれば県道ののり尻のほうにきちんと並べで停車していただければありがたいと思います。

以上です。

1番 今回そういう楽しい場所ができたことにより、人の集まるスペースになったわけです。ちょっと私も行って気づいたんですけども、子供たちが走り回ったりしている中で、ましてや日陰もない中で、町内もちろん町外の方、車でいらっしゃる方々が円を描くように車を止めているわけです。そうすると、子供たちを見ている部分もあるんですけども、やはりそこにはその遊び場だけではなくて鮎釣り人の駐車もあったりとか、やっぱり車と人といろんなものが交差する場所になってしまったわけです。その点、やはり看板、ライン引くのはちょっと大変だと思うんですけども、何か看板でここに止めてくださいみたいなものが必要なのかなとはちょっと思ったんですけども、その辺についてどうかお伺いします。

地域整備課長 看板等の設置につきましては、状況等を再度、利用状況、駐車状況を確認しながら検討していきたいと思います。

以上です。

1番 できれば事故が起きる前に、やはりそういう町内、町外の方もいらっしゃるようなので、やっぱりそういう区分的なものがしっかり明確になっていないと、何か接触事故とか起きたときには大変なのかなと思って聞いたところでした。

それとともに、あと今後の例えばチャイルドランドの公園、来年度はペイント事業進めているようなことですけども、やはりその自転車優先道路のライン引きとかそういうのという

のは今後検討したり、例えばその噴水ができたことにより、その自転車優先道路のライン上を変更するとか、そういう考えとかはあるんでしょうか。

町長 今のところ考えておりません。

1番 そうすると、ラインも引かないということでもよろしいでしょうか。

町長 28年、30年というふうなことで災害あって、ようやく復旧をしてきている状況であります。そういった中で、どの程度の必要性があるのかというふうなことを勘案しながら、まずはしっかりと足元を固めながら、その上でその利用者の方々が利用しやすいような公園の形にしていきたいというふうに思っております。

1番 災害等もあって大変とは思いますが、やはり利用者が集う場所の区画分けを、看板等でもいいので設置していただけたらと思うところです。

それと、チャイルドランド脇のせせらぎ水路の水場ですけれども、チャイルドランドを調べると浅瀬で遊べる場所という形でありますけれども、浅瀬というのはもう河川のほうの浅瀬という認識でよろしいでしょうか。小国川の浅瀬という形の遊び場という形でよろしいでしょうか。

地域整備課長 浅瀬で遊べる場所というのは……すみません、ホームページに記載されているようなんですけれども、河川のすぐ脇、公園のすぐ脇の浅瀬など安全な場所ということでもよろしいかと思えます。

1番 浅瀬といっても全部浅瀬には感じるんですけれども、やはり洪水が起きたときに、毎年のように洪水起きているわけですけれども、そのたびにもう川の形状が変わるわけです。それで、今のせせらぎ水路のほうも、やはり水の供給がなくて、毎年重機で水を確保しているようなんですけれども、その辺もうちょっと画期的な考えとかはないのかお伺いします。

町長 多分議員さんがおっしゃられているのは、県道側とチャイルドランドの間の水路のことを言われているのかなというふうに思うんですが、チャイルドランドを整備する上で、あそこに水路が必要だった理由としましては、裏の山揚水機場に導水をする必要があったというふうなことで、県との協議の中でそこも使うんだというふうなことでせせらぎ水路というふうになっているかと思えます。

今課長のほうからもありましたけれども、川に入って遊ぶなというのが小学校、中学校通しの指導方針でありますので、原則川で遊ぶというものについては、子供同士では禁止というふうなことで、保護者がついてというふうなことになるかというふうに思います。そういった観点の中で、先ほど申しあげました裏の山揚水機場に導水する水路につきましては、先ほど申しあげました理由等により、せき止めてそちらのほうの水路に来るようにするというのが現在の状況でありますので、それをさらに画期的なというふうなことになりますと、裏の山の揚水機場の受益者の方々といろいろ相談をしないと、その形状変更等については難し

いかというふうに思います。

1番 いや、形状の変更ではなくて、そこに水が行かない状況が多々あることで、重機等による水入れをしているのに伴って、どうなのかなという質問だったんですけども、まあ山のほうに水を揚げていっているのは分かっていますけれども、その毎年費用がかなりかかるのかなとちょっと思っただけであります。

このチャイルドランドについては、ここ数年猛暑等続く中で、子供たち等もいろんな町内、町外からも結構な人が来るような中でありますので、毎年とは言いませんけれども、鮎型水路のほうには逆にあまり人がいなくなったような感じになったので、何かちょっとアイデアとかあれば、何かミストを流すとか滝を造るとか、いろんな考えありますけれども、やっぱり動くものが多分楽しいと思うので、その辺の検討もよろしくお願いします。

以上で質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

3番 おはようございます。

それでは、私からは「防災・減災対策について問う」という質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、7月の豪雨災害によりお亡くなりになりました皆様のご冥福をお祈りするとともに、被災されました多くの皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興を願うばかりでございます。

去る7月3日から4日未明にかけ、九州各地が線状降水帯の発生により大量の雨が降り、熊本県球磨川が氾濫し、特別養護老人ホーム千寿園が濁流により被災し、入所者の14人が犠牲になったほか、西日本各地にも大きな甚大な被害が生じました。

7月28日からは、東北地方でも大雨により被害が出ました。山形県内では、梅雨前線や低気圧の影響で広い範囲で豪雨に見舞われ、29市町村で少なくとも2,000人以上が避難したと報じられました。

総務省消防庁による被害の状況は、7月31日現在で全国34件に及び、死者82名、行方不明4名、負傷者28名、計114名の人的被害と、住家被害1万7,551棟、内訳は全壊が270棟、半壊576棟、一部破損885棟、床上浸水7,676棟、床下浸水が8,174棟というのが報告されています。

舟形町では、平成30年8月に一月で二度の豪雨による洪水の被害、令和元年10月は台風19号、今年は7月の豪雨被害と、50年に一度、100年に一度などと言われる災害が現在では当たり前のよう発生している状況です。公共施設、農業施設、農地、宅地等の被害、福祉避難所に指定されている福祉施設の光生園、徳州苑なども浸水被害を受けています。最上小国川と舟形川の合流上部に位置する光生園を含む舟形第4（向屋）地区の内水対策について、今後どのように考えていくのか町長に伺います。

平成30年9月定例会で質問した土砂災害発生防止対策についての答弁は、「土砂災害による

被害を最小限に食い止めることが重要で、満杯状態や流木等で危険な状況にある堰堤については早急な対策を講ずるよう県に強く要望する」であったが、その後の動向が見えていないがどうなっているのかお伺いします。よろしくお願ひします。

町長 それでは、3番伊藤欽一議員の「防災・減災対策について問う」についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の光生園を含む舟形第4・向屋地区の内水対策ですが、この区域は小国川の洪水浸水想定区域になっており、避難勧告の適切な発令や住民の主体的な避難が期待される区域であります。

浸水想定に対し堤防が低い現状では、避難を最優先に考えるしかありませんが、短期的には小国川の堆積土砂のしゅんせつ、長期的にはなりますが、河川改修を含めた築堤も今後検討していかなければいけないと考えております。

次に、満砂状態にある砂防堰堤のしゅんせつ等、危険な状況にある堰堤の早急な対応についてですが、平成30年8月豪雨では、長尾地区において土砂が堰堤を超え、農業用水路や町道に流出し、町道が一時通行止めとなりました。長尾地区には堰堤が複数あり、国及び県が管理しており、被災直後の現地調査で、堰堤が満砂状態であることを確認し、町と長尾町内会が翌年3月に国及び県に堰堤の機能回復と強化の要望を提出しております。

また、災害発生以降、国及び県は現地を毎年複数回定期的に確認し、現在堰堤上部に崩落地やナラ枯れ等が見られず、岩盤が露出していることから安定しているとの判断に至り、しばらく様子を見ることとなりました。それを受け、本年7月27日に長尾地区公民館において、地域住民に対して説明会を開催しております。今後も、国及び県から年複数回現地確認を行っていただくとともに、異常があれば対策をしていただくこととしております。

県土整備部関係の砂防堰堤は、県で定期的な点検により状況を確認しており、舟形町及び最上管内においては、満砂等で機能上支障が出ている砂防施設はないというふうなことであります。

なお、砂防堰堤については、満砂状態になっても、堤体から上流にかけて平場が形成されるため、災害時は平場での土石流等の減速と堆積、平常時は堆積した土砂が水とともに徐々に流出するというサイクルで機能が維持されていると言われており、満砂すなわち砂防機能の喪失とはならないと聞いておりますが、国、県と情報を共有し、連携しながら土砂災害防止対策に努めてまいります。

3番 何点が再質問させていただきます。

まず、小国川の洪水浸水想定区域というのは、舟形町の地域、どの地区にどのくらいあるのかお知らせいただきたいと思ひます。

町長 ハザードマップに関わることでございますので、住民税務課長より答弁をさせていただきます。

たいと思います。

住民税務課長 国及び県で作成している浸水想定区域図であります。最上小国川沿い、あと最上川沿い、ほぼほぼ浸水する箇所が多数あって、何か所というふうなことにはならないと思います。おおむね河川の近くについては浸水するという形になってございます。

3番 この向屋地区は、もう完全に洪水浸水想定区域になっているというふうなことで、今の答弁ですとほぼほぼ全部がなっているというふうなことの答弁のようですけれども、やはりその浸水想定区域、本当に危険なほどこなのかというのは、やはり行政としても把握していなければならないのではないかなと。平成30年に起こった洪水で、越流した箇所とかいろいろそんな段階で調査なされたのかなというふうに思っているんですけれども、その舟形町内でこの第4の向屋地区以外に、例えば十二河原の河川公園とか長沢の橋の下流とか、そういった区域を想定したところはないのかお聞きします。

町長 昨年、県から千年に一度のハザードマップ、浸水想定区域が示されております。昨日の一般質問にもありましたけれども、あとまた議会の中で一部紹介をしたかもしれませんが、大変な浸水想定区域でありまして、例えば伊藤議員のいる内山町内会で行くと、内山の駅の下の部分については浸水想定だというふうなことでありますので、そういったことでいきますと、現在の舟形第3の町営住宅を含むあの一体、さらには向屋地区の一体等々、相当の浸水区域というふうなことであります。そういったものを改めて昨日も申し上げましたとおり、地域に出向いてこういう浸水区域が想定されているというふうなことで説明を申し上げたいというふうなことでございます。

3番 その件はいろいろあると思うので、それではこの向屋地区に光生園を建設に当たって、その答弁の中で、堤防が低いというふうな現状を分かっているにも関わらず、そこに光生園を建設したわけですが、今回質問で光生園の建築をどうのこうのというわけでもないんですけれども、建築する際にそういった水に対しての想定するいろんな意見等々はなかったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

町長 光生園は舟和会の施設でございまして、町としては建設費の償還に対する利子補給という形で補助金を出している程度でございますので、あそこに場所決定になったというふうな理由等々については、残念ながら私どもの中では今のところ詳細については承知しておりません。

3番 行政では関与していないというふうなことで理解させていただきます。

それで、あそこに関して避難勧告の適正な発令や住民の主体的避難が期待される区域であるというふうな認識であるなら、長期的でなくてもっと早くからやっぱり検討し、実施していかなければならなかったのではないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

町長 先ほども申し上げましたとおり、千年に一度の浸水区域が昨年県より示されたものですから、そのような浸水区域が増えたというふうなことでございます。また、向屋地区の町で住宅を一番最初に造ったところでございますが、その築堤については県のほうにも要望をしているところでございます。ただ、やはり住宅が連担している地域でもありまして、そういったことを考えながら県のほうでの築堤というふうなものが今のところずっとされてこなかったというふうなことだというふうに思っております。

3番 全て県にお任せのような感じでは受けられるんですけども、やっぱりもっと町としても強い要望、要求してもいいのかなというふうには思っているところでございます。やっぱり千年に一度で、昨年のこの洪水浸水想定区域がというふうな答弁でございますけれども、その以前にも、もう平成30年にもそういうふうなあそこはなっているわけでございますし、どう見ても誰がみてもちょっと低いのかなというふうな感じで見られるわけでございます。

そんなことで、今ちょっと言われた県のほうにある程度お任せというふうなことでございませうけれども、もう一つここに短期的には堆積土砂のしゅんせつというふうな改革というかその改修の意見もございませうけれども、ただあそこにJRが走ってしまして、橋脚があるはずで、果たしてそれほどしゅんせつできるのかなというふうには思うんですけども、そこら辺の考え方を伺います。

町長 平成30年度に光生園も浸水したわけですが、その原因は小国川ではなくて、舟形川が越水したというふうなことが原因だというふうに認識しております。そういった中で、舟形川のしゅんせつもお願いしましたし、そういったことについて強く県のほうには要望をしているところでございます。したがって、県任せというふうなことではなくて、現状をしっかりと県のほうに伝えてやっているつもりでございます。そこをまずご理解いただきたいというふうなことで、それからしゅんせつについても、以前加藤憲彦議員さんがいらしたときにもしゅんせつを一部していただいた経緯があります。そういった中で、その災害対策というふうなことを今までもやってきたというふうなことだというふうに思っております。

また、以前ですとなかなか河川のしゅんせつについては、漁協さんのほうの許可が得られないうふうなこともあって、県のほうでも手を出せずにいたんだと思いますが、漁協さんのほうについては、地域住民の安全が一番だというふうなことで、しゅんせつも認めていただけようになりましたので、昨日一般質問でありました河川緊急対策計画等々で、それらについて県のほうでも対応していただけるというふうなことだというふうに思います。

ただ、その築堤計画については、やはり家屋の移転というふうなものもありますし、千年に一度というものの浸水区域が示されたのが昨年で、県でも今までは百年に一度の降水確率に基づく計画というふうなことで計画があったために築堤が進まないというふうな現実もあるのかというふうに思います。そういったもろもろの状況を見ながら、今後も強く県のほうに

要望してまいりたいというふうに思います。

3番 舟形川の越水というか、それがやっぱりあそこの内水の処理だと私は思って、ここに内水というふうな文言をつけて質問したわけでございます。あそこに関して、あそこというかしゅんせつに関しては、昨年漁協さんのご協力も得ながらというふうなことで、砕石組合で小国川で舟形町管轄で3か所ほどやっているようでございます。やっぱり、しゅんせつによって大変よかったなというのが一番に的確に分かったのが、鮎まつり会場のあそこの公園だと思います。やっぱりあそこに関して、しゅんせつしたことによって、かなりその川幅が広がったことと、河床の流下断面が広がったことによって、洪水のときの越水というかあそこに水が上がらなくなっているというふうな、一番的確にわかるのがちょうどあそこ、見えるところではあそこかなというふうに思います。

そんなことで、漁協さんも大変協力的というふうなことでございますので、これからもやっぱりそういう危険な箇所に関しては、町からも要望として出していただいて、しゅんせつをできるだけ進めて、被害を最小限にする減災のためにもどんどん進めていってほしいなというふうには思っているところでございます。

人的被害がないのが第一であるというのはもちろんそうなんですけれども、人的被害がなくても農地の被害とか、やっぱり毎年同じような方が同じようなところが災害に遭っているわけなので、昨日2番議員の質問にもあったように、抜本的にやっぱり考えていかなければならない。同じような人が、同じ地区がその洪水に毎年のように被害を受けるというふうなことがあっては私はないというふうに思います。やっぱりそこら辺も強く県、国に要望して、同じ方が同じような目に遭わない、そういうふうな対策をどんどん講じていていただきたいというのが願いでございます。私もヘグリという地区で、洪水で田んぼ冠水しましたけれども、やはりその身になった者でしか分からない苦労というのはございますので、そこら辺も町長酌み取りいただいて、今後強く県、国に要望活動をしていただきたいというふうなことでございます。

随分国でも河川整備に関して予算もつけているようでございます。県のほうも、そこら辺も河川整備計画、最上川水系の最上圏域河川整備計画というふうなことで、随分一生懸命になっているようなところもございまして、併せて舟形町もそれに乗り遅れないように一生懸命やっていただきたい。町長の行政報告の中でも、いろいろ国等々に出向いて大変予算を持ってきているところは大変評価したいところでもありますけれども、もっともっとというのは非常に酷かなというふうには思いますけれども、まずは舟形住民の安全・安心のためにもう一肌脱いでいただきたいというふうな思いでございます。

それでは、続いて長尾町内の町民に説明会を開いたというふうなことでありますけれども、できればちょっと私もそれに関して質問した一人でございますので、その途中経過とか進捗

状況などをお知らせいただければありがたかったかなというふうに思っているところではございます。ただ、確認したいのが、ここで言う説明会で説明したという箇所が、私の思っているところとちょっと違うのかなというふうに思っているところでございます。私の前回質問したのが、水上沢の県砂防でございますけれども、今回のこの説明会を開いたのはどの砂防なのかお聞きします。

町長 水上沢は、伊藤清太郎さんの上のところの沢でございますけれども、そこについても県のほうには要望しているところです。先ほどその状況等については申し上げましたとおり、県のほうの見解でございました。

今回、長尾町内会と私と真室川にあります森林管理最上支署の一ノ宮所長さんにお会いしてお願いをしてきたところは、中の山に行くところの沢の県と国の森林、林野庁の二つの違った管理をしているところの砂防堰堤の関係でございます。

3番 今町長おっしゃったように、説明会があったのはちょうどあの内山のいわゆるみねやまというあそこに裏手にある沢というふうに思っております。やっぱり、平成30年にあそこ通行止めになったというふうな答弁書あります。そこが土砂によって町道が通行止めで、ヘグリ地区が道路が冠水して通行止め、中の山という地区が、一時的ではありますけれども陸の孤島にこれはなっているところでございます。

今答弁書で問題がない、これから状況を見ていくというふうなことがあるんですけども、土砂が崩れたということは、そもそもが問題があるのかなと、その対策をしなければならぬのではないかとこのふうには私は思うんですけども、いかがなんでしょうか。

町長 農業振興課長が国、林野庁の最上支所の方々、さらには県の方々と一緒に現地を見て、さらには説明会に行っておりますので、詳細等については農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思えます。

農業振興課長 現状をご説明いたしますと、30年の災害が発生しましてから30年度そして令和元年度、そして今年度と複数回にわたりまして現地を確認しましたところ、岩石、岩が見えていまして、その上にコケが生えております。ですから、さらには土砂が崩落等していないというふうな状況が確認されている状況でございます。

3番 答弁書にも書いておりますけれども、あとは洪水というか豪雨でも落ちないというふうな県と国の判断がそのようなことになっていると思うんですけども、そこまで判断して次なったら、人災なのかなというふうにはちょっと考えるところでもありますけれども、そういうふうな判断であれば致し方はないんですけども、ただやっぱり住民感情としては、そういうふうなことになったのであれば、今後ならないように対策を講じていただきたいというのが長尾の会長さんの考えでもあるようでございましたが、そこら辺今後町内会等会長さんはじめ、やっぱり長尾だけでなくいろんな地域、こういうふうな想定される場所はあると

思うので、その情報交換というか、何か最近このコロナでなかなか会議が持てないというふうなこともありますけれども、この情報の共有をやっぱりやっていただきたいというふうなことでございます。

あと、今回の災害に関して、一番大きいのがその防災はそうなんですけれども、減災、いかにその災害を未然に防ぐというか最小限にするかというのが、私は必要なのかなというふうに思います。先ほど町長答弁しましたけれども、その水上沢に関してですけれども、私も何回となくあそこに入りました。土砂はある程度平らにはなっているんですけれども、流木と倒木で何か所かせき止められて、やっぱり洪水になったらそれが一気に下りてくるのかなというふうな感じを受けました。以前にも、そこしゅんせつと倒木処理をやっていただいたという経緯がございますけれども、これから要望しているのではあると思うんですけれども、これからどういったもっと強い要望をしていくつもりでございませうか。

町長 議員さんの思いというふうな部分はあるんですが、7月27日に答弁書に書いたとおり、国、林野庁からも、それから県のほうからも来ていただいて、地元の町内会長はじめ地区の方々から、その話を県と国の話を聞いていただいて、地元の方は納得しているというふうな報告を受けているんですが、今伊藤議員から言われると、そこは対応していただきたいというふうなことはあるんでしょうけれども、今現状の状況について、きちんと今のところは地元のほうでも納得をしているというふうなことでありますし、しっかりその状況についてもドローンで撮影をしながら、県それから林野庁のほうでは対応していただいているというふうなことでありますので、それについてもう一度ちょっと説明会の内容については農業振興課のほう、課長から答弁をさせていただきますが、水上沢については、先ほど答弁書のほうにありますとおり、県のほうで定期的にパトロールをしているというふうな状況でありますので、そのパトロールの経過を見ながらしていかなければいけないのかなというふうに思っております。県のほうで、まだ大丈夫だというものについて、こちらで強く要望というふうなことで言っても、県のほうで見ているから大丈夫ですというふうに言われるだけでございますので、そこについて引き続き要望はしていくものの、強い要望とか、すぐ結果を出させるようなというふうなことについては、その県のパトロールの状況等をこちらでもお聞きしながら対応をしなければいけないというふうに考えているところです。

説明会の状況と、それから長尾町内会の会長さんをはじめ長尾町内会の人たちのちょっと状況について、振興課長より説明をお願いしたいと思います。

農業振興課長 説明会の状況でございますが、長尾町内会の役員さんを中心に、町内会長はじめ出席をしていただきました。現状、その堰堤が複数ございまして、その管理しているところが東北森林管理局のほうと、あと県の森林整備課のほうと二つに分かれているものですから、国と県と町のほうで共に開催するような形で説明会を開催してございます。

その中で、やはりこの現状説明をし、毎年複数回見ていただいているということで、町内会の方々も、何もしてもらっていないのとは全く違って、一旦は安心していただけました。これからも引き続き現場のほうを確認していただきたいということを要望されました。

それで、国のほうの状況を申し上げますと、要望書を提出いただきましたので、町長と町内会長さんということで提出していただきましたので、もちろんその県、国のそのヒアリングというか要望には上がっております。それで、東北森林管理局のその治山事業のヒアリングの中で、やはり優先順位が高いほうから採択はされていくということがありまして、長尾町内会の分については、まだすぐには着工とか何かの計画はないんですけれども、引き続き状況を見ていきまして、何か異常があったら対策を検討していくというふうな形で回答を得まして、町内会長さん方もそのとおりにお願いしたいというふうな形で、長尾公民館の中で話し合いが終わったところでした。

以上です。

3番 今課長が述べられたことは、ある程度確認はしていました。しかしながら、なかなか進まないのが現状かなというふうに思います。

戻りますけれども、水上沢に関しては、下流に3軒民家がございます。その今課長答弁の沢には民家がないので、それなりに土砂は前回も大した、通行止めはなったんですけれども、そうでもなかったのかなというふうには思います。ただ、その民家に関して、あるところに関しては、やっぱり手をこまねているのではなくて、要望はしている、県が大丈夫だと言うから大丈夫だろうではなくて、住民の安全・安心を守るために、もっと有効な手だてというか、努力をもっとしていただきたい。私ができることがあれば協力はしますけれども、そういったことでやっぱり県管理でございますので、県のほうに強く言って、その安全・安心を担保していただきたいというふうに思います。

答弁は要りません。質問を終わります。

議長 以上をもって、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

これをもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本会議は明日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時15分 散会

令和2年9月4日（金曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

令和2年舟形町議会第3回定例会第3日目

令和2年9月4日（金）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
副町長	菅原正春	総務課財政係長	八畝幸仁
会計管理者	須貝孝子	デジタルファースト推進室長	沼澤一征
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小野芳喜	教育長	伊藤幸一
まちづくり課長	曾根田健	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	代表監査委員	齊藤徹
住民税務課長	伊藤茂樹	監査委員事務局長	相馬昇
地域整備課長	伊藤秀樹		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬昇 主 事 伊藤優

議事日程

- 日程第1 報告第4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第2 承認第9号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について
- 日程第3 議案第49号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第5号）について

- 日程第4 議案第50号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第51号 新庄市との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第6 議案第52号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第53号 舟形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 認定第1号 令和元年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和元年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 令和元年度舟形町水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 開会

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 報告第4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長 日程第1 報告第4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 議案書の9ページをお開きください。

報告第4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり報告するとともに、監査委員の審査の結果、その意見は別紙のとおりである。

令和2年9月2日提出。舟形町長。

記。

1. 健全化判断比率。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、令和元年度決算が黒字であったので、実質赤字比率、連結実質赤字比率について数字はございません。括弧内の数値でございますが、注釈にあるとおり、早期健全化基準の数値を示しております。この比率を超える場合は財政健全化計画の策定義務や外部監査等の導入を求められる等の基準を示したものでございます。

次に、実質公債費比率については、平成29年度、平成30年度、令和元年度、3か年の平均値で13.1%、前年度比0.6%の増加となっております。

次に、将来負担比率については27.6%、前年比0.6%の上昇となっております。

2. 資金不足比率でございますが、舟形町の農業集落排水事業会計、公共下水道事業会計、水道事業会計いずれも黒字のため、資金不足の比率に数字はございません。

次に、10ページに移っていただきます。

監査委員より提出されました令和元年度財政健全化審査意見書でございます。

2の審査結果についてのみ朗読させていただきます。

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

次に、11ページをご覧ください。

監査委員より提出されました令和元年度経営健全化審査意見書でございます。

これにつきましても、2の審査の結果についてのみ朗読させていただきます。

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

報告第4号については以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第2 承認第9号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

議長 日程第2 承認第9号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、簡潔にお願いいたします。質疑ありませんか。

9番 それでは、16ページです。11、1の1でございます。

災害復旧費でございますが、まず1点目が、この財源の中でその他の特定財源73万4,000円、分担金でございますが、これは受益者負担金ということなんでしょうか、そのあたりをお伺いします。

総務課財政係長 16ページのその他の特定財源につきましては、戻っていただきまして15ページの歳入のほうにございます分担金、農地・農業用施設災害復旧費分担金73万4,000円ということとで、受益者から頂く分担金になってございます。以上です。

9番 この分担金というのは、施設4か所ほどあったわけですが、トータルで73万4,000円、それぞれの施設の分担の割合というのはあるんですか。

地域整備課長 施設の分担の割合につきましては、各施設、測量設計につきましてはかかった経費の2割、工事費につきましては工事費から国の補助金を差し引いた額の1割、補助残の1割として計算して算出しております。以上です。

9番 分かりました。そうしますと、この4か所、仮設なり応急処置をやったわけでございますが、これで全て工事は完成していると思っておりますが、本工事がなった場合に、またこの分担金

というのは発生するんですか。

地域整備課長 揚水機場3か所と取水口が1か所で計4か所の応急、専決の箇所になるわけなんですけれども、揚水機場1か所と取水口1か所につきましてはまだ工事が残っておりまして、取水口1か所につきましてはさらに付け加えますと仮工事で水を揚げているような状況で、災害査定、国の査定を受けた後に本工事となりますので、負担金が発生するような形になってきます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

9番 同じ16ページ、下の11、3の1です。公共災害復旧費の中で、ちょっと分からないので聞きます。右のほうに説明ございますが、下から2番目の災害状況記録業務委託料というのがございます。この委託料というのは、どこに委託をして、どのような記録をするものなんでしょうか。

住民税務課長 この災害状況記録業務委託料につきましては、災害の状況を2名の方がドローンで撮影して、今ホームページに掲載しておりますが、その委託料2名分になります。

議長 ほかにありませんか。

6番 10ページ、地方債の補正です。ここで4,600万円を4,880万円ということで280万円増額しておりますが、これを増額した理由というのは、教えてください。

総務課財政係長 今回計上させていただきました歳出の農業用施設災害復旧事業につきましては、全て補助災害という扱いで取り扱っております。その工事費に係る分については国の補助金が約8割程度見ているわけなんですけど、残り2割について、国の補助災害復旧事業債という事業債を充当することができるという制度設計となっております。農業施設災害復旧事業につきましては、その補助残というふうな、町が負担する分の9割に充当することができまして、その9割5分が地方交付税算入ということで戻ってくる制度を活用して予算を編成させていただいたところでございます。以上です。

6番 大変有利に後から地方交付税で返ってくるということなんですけれども、その交付税額が増えるというのは今回激甚指定になったということで増えるという理解でいいでしょうか。

総務課財政係長 補助災害復旧事業債につきましては、もともと国の制度化されているものでございまして、激甚指定の有無については関係ない制度となっております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第9号を採決します。承認第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第9号は原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第49号 令和2年度舟形町一般会計補正予算(第5号)について

議長 日程第3 議案第49号 令和2年度舟形町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、簡潔に願います。最初に、歳入についての質疑を行います。歳入についての質疑ありませんか。(「なし」の声あり)

議長 続きまして、歳出の第1款議会費から第6款農林水産業費についての質疑を行います。

9番 それでは、16ページです。2の1の5、財産管理事業費で庁舎の警備の関係が新しく変わっているようですが、この説明書を見るとシルバーの方から業者へ変更するという話なんです、その業者というのはどこなんでしょうか。

総務課長 委託業者につきましては、ALSOK(アルソック)山形株式会社になります。

9番 今までシルバーの方をお願いしておいて、その業者に切り替えたという何か理由というのは何なんでしょうか。

総務課長 シルバーから警備会社に移行したという理由でございますが、昨年度まで休日等の戸籍等の受け付け業務も含めた形での日直業務をシルバーさんに委託してございました。様々住民の方々からご意見を賜りまして、もっとスムーズな受け付けであったり適正な日直業務というご意見をいただきまして、この4月からそういったところを解消するべくアルソック山形株式会社に適正な宿日直業務をお願いしたいということがございまして、変更したものでございます。以上です。

9番 スムーズな対応といえば、町にいらっしゃる方、OBの方とか雇った、そのほうがアルソックから来るよりはそっちのほうが早いんじゃないかなと思うんだけど、そして業務も精通しているわけだから、シルバーの方、今までの方のほうが私はいんじゃないかなと思うんだけど、シルバーの方が不足しているという話も聞いていますけれども、そういうスムーズな対応をするのであれば今までどおりでよかったのかなと思うので、そのあたりどうなんでしょうか。

総務課長 様々な業務の中でも戸籍の受け付け業務であったり庁舎全体の警備、巡回であったりということがございます。戸籍の受け付け等につきましては、町OBの方ということもござ

いまして、能力的にも経験があったりとかという利点もございますが、委託先が変わったアルソックでもほかの郡内の町村の警備を担当しておりまして、こういった宿日直業務についても実績がございまして、十分に対応できるという判断があつて変更に至つたものでございまして、アルソックでも十分に支障なく対応できるものと判断した上での変更でございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

2番 17ページになります。17ページの空き家対策事業に関係して質問いたします。

当初予算は900万円だつたと思います。計画では10件、さらに2件が増えて今回27万円という補正の額だと思いますけれども、ここ数年で、ここ3年間で、空き家及び住宅及び附帯建物ということで50棟ほど解体をされているようですけれども、町の中ではまだ管理不全な状態にある危険な空き家という建物ほどのぐらにあるのか、把握していれば教えていただきたいと思います。

住民税務課長 管理不全、昨年調査しましたが、まだ四、五十件ほど残っているような状況であります。

2番 今のところ2件という解体を追加の予定ですけれども、さらに、相談になっている方はいるのかどうか、その辺も教えていただきたいと思います。

住民税務課長 2件のほか、相談は受けておりますが、ご本人のまだ意思表示がございませんので、今回必要な分だけ計上させていただいております。

議長 ほかにありませんか。

3番 16ページ、2の1の1、一般管理事業の中で、ここに最上8市町村合同新聞広告、補正が114万9,000円、一般財源114万9,000円でございますが、その事業の内訳を見ますと最上8市町村の合同新聞広告49万5,000円、人事給与システム65万4,000円ありますけれども、最上8市町村合同新聞広告についてお伺いします。

総務課長 この内容でございますが、7月29日に山新に掲載されました企画名が「県内35市町村、コロナ対応と今後の施策特集・新庄最上版」の費用となっております。新型コロナウイルス問題の対処や今後の施策展開について、県内全市町村を対象にして詳しく紹介したいというご提案をいただきました。最上町村会がこの内容について協議をしていただきまして、6月30日に開催されました町村会の例会で承認された事項と、こういった経過によって今回の補正となつたものでございます。

3番 これは、新聞は山新ということですか。7月29日のやつということで、この49万5,000円、これは1回だけ49万5,000円ということよろしいですか。

総務課長 そのあたりの金額で1回限りと承つてございます。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、同じく16ページの2・1・22の新型コロナウイルス感染症の中の学校ICTのマイナス330万円、この事業は1次補正の3,000万円強の予算の中に入っていたものだと思うんですけども、そこの中のマイナスになった理由、これについて説明をお願いします。

教育課長 教育用器具費の減額分でございますけれども、タブレット端末の入札を行いまして、こちらの教育用器具費の入札により請差が発生しておりまして、その分減額が出ております。今回、委託料の増額も同時に補正上げておりますけれども、そちらと相殺という形で、同額の分を今回請差出た部分から減額させていただいたところです。

7番 その請差が出たということですけども、請差の使い道、コロナウイルスで来るお金だと思うんですけども、これを新たに教育関係に使おうと思っているのか、それとは全く関係のない、全く関係ないというか、コロナ関係のほかの部署に使おうと考えているのか、そこら辺のところを再度質問させていただきます。

教育課長 この2款の学校ICT整備事業につきましては、国のGIGAスクール構想に基づく補助事業のために補正した事業でございます。ですので、こちら補助金が全て絡んでおりまして、今回請差等は出ておりますけれども、そのほかのGIGAスクール構想の事業が終了、その中で認められる事業のみを考えておりまして、請差が出れば、その分、最終的にはその分は使わないということで考えております。

議長 ほかにありませんか。

6番 16ページ、2の1の5、財産管理費の中で財政調整基金積立金1億2,000万円とありますけれども、その内容を見ますと取崩額で1億1,025万6,000円、そして積立てで1億2,000万円ということで、令和2年度において取崩額が1億1,000何がしあって、令和2年で1億2,000万円積立てするという理解でいいのか、その辺お聞きします。

総務課財政係長 17ページにございます財政調整基金の積立金の状況でございます。

まず財政調整基金につきましては、当初予算の段階で1億110万円を取り崩して当初予算を編成したということになってございます。5月から7月につきましては普通交付税ですとか繰越金の一般財源がまだ確定していない状況でございましたので、5月から7月の一般財源についてはまたしても財政調整基金の取崩しをもって補正予算を編成したということになってございます。その額が915万6,000円ございまして、これまでの取崩額の合計が1億1,025万6,000円となっております。

財政調整基金につきましては、町の財政運営をはかる上で非常に重要な基金であると認識しておりますので、今まで、これまで取り崩した額については積戻し、戻しておきたいという財政上の考えもありましたので、その取崩額を若干上回る1億2,000万円を今回補正予算で積み戻させていただきたいと考えておるところでございます。以上です。

6番 結果的には増やしたということのようですが、令和元年度末における現在高が4億

7,990万円ほどありまして、今回1億2,000円積増しすることによって現段階における財政調整基金の残高というのは幾らなんでしょうか。

総務課財政係長 今回の補正予算で1億2,000万円を積立てすることによります令和2年度末の現在高の見込みでございますが、4億8,964万6,000円になると見込んでおります。以上です。

6番 先ほどの説明の中で非常に大切な基金であるという回答がありましたが、今後、将来の実質公債費比率が増えていくという中で、この基金について今後町としては増やせるのであればどんどん増やしていくという考えなのか、そこら辺お聞きしたいと思います。

町長 財調に多く積んでおくということについては、財政運営上大変重要だということで、今、財政係長からありましたけれども、それはそのとおりであります。

ただ、一方で、今、国のほうで、地方創生絡み、さらには国の中央の地方制度審議会というものがございまして、国が借金いっぱいしているのに地方自治体における財調の残高がいっぱいある、要は国は借金しているんですが、地方については貯金をいっぱいしているというようなことで、交付税の見直しという話も出てきております。

したがいまして、町としては2年前から財調の金額をある程度4億円から5億円ぐらいのところを制限をしております、大半を公共施設の整備基金のほうに多く積み増しているという現状がございます。いずれにしても、先ほど冒頭で申し上げました財調の基金につきましては財政運営上必要なものということで、しっかりとその基金残高を確保していきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

9番 20ページ、4款です。4の1の5です。21ページの一番下でございます。

健康増進事業で骨髄移植ドナー助成事業というのがございます。県補助で14万円、町の単費14万円で28万円の事業のようでございますが、具体的にこの28万円でどのような、その方に補助といたしますか、するのか、そのあたりをお伺いします。

健康福祉課長 4款の骨髄移植ドナー助成事業費補助金でございますけれども、これにつきましては、町内の方でドナー登録をしていた方がいらっしゃいまして、その方が適合しまして、ドナー移植をすることになりまして、その検査費用であるとか入院費用を助成するというものでございます。

今回の予算につきましては2名分ということで計上させていただきましたけれども、1日2万円の7日分まで助成が出るということで、1名14万円、もう1名分、合計で28万円ということで計上させていただきました。県から2分の1、町から2分の1ということでの助成対象となっております。以上です。

9番 この医療をするにどれくらいのお金かかるか分かりませんが、かなりかかるんじゃないかなと思うところがございますが、この助成というのは、1人1日2万円の7日分で終

わりといいですか、もう出せないという事業なんですか。

健康福祉課長 血液検査とか適合前の入院とかいろいろあるようですけれども、人によって違うようでもありますけれども、7日で打切りということになってございます。

9番 そうしますと検査に1日2万円なり7日分という話ですが、実際にそうなった場合に町なり県の補助というのは何もないと、そういう事業といいですか、そういう仕組みになっているんでしょうか。

健康福祉課長 この助成対象となる方は、ドナー、骨髄を提供する側の方への検査とか入院の費用の助成ということですが。提供を受ける側、骨髄移植を受ける側ではなくて、ふだんからどなたかに提供しますよというドナー登録をしている方に対しての助成金でございます。

議長 9番議員、よろしいですか。

4番 16、17ページ、2の1の22、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行防止事業とありますけれども、ここに記載されているのは季節性のインフルエンザだけのようですけれども、今後、またコロナウイルスのワクチン等も開発ってきているようですが、それがもしできたら国では全国民に接種させるというような話も出ておりますけれども、それが出たときにはここにももちろん追加になってくるという事業でしょうか。

健康福祉課長 現在、コロナウイルスのワクチンについては、私どもも国のニュースで出ている、マスコミから出ている情報しかございません。それが接種についてはどうなるのかというのはまだ国レベルで協議なっている段階でありますので、今からどうなるのかというのは今の段階では何とも申せない状況となっております。

4番 それは分かりますけれども、ここに新型コロナウイルスと明示されているものですから、その関連があるのかということで質問させていただいたわけでありませう。

健康福祉課長 ここに書いてある新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行防止というのは、コロナウイルスとインフルエンザの病状が似ているものですから、コロナウイルスで病院に行かなければならないのかインフルエンザで行かなければならないのか混乱することによって治療が遅れたりとか、実際インフルエンザだったのに病院で受け付けてもらえなくて重症化したとかってないように、インフルエンザの予防接種を受けていただいて、インフルエンザを受けているので多分コロナじゃないかという判断をしやすくなるようにここに載せてございますので、コロナウイルスワクチンのことはまだ全然、この考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、18ページ、ページをまたぎます、18ページの民生費の3・1・9の介護保険事業の中の19ページの一番下の会計年度任用職員報償、次のページに行って3・2・3の保育所の会計年度任用職員報償、また次のページに行きまして商工費の中の7・1・1の観光総

務事業の中の会計年度任用職員報償、この3つが出ているようですけれども、これはただ単純にあれですかね、年度途中で会計年度任用職員を雇用したという意味なのか、でなければ、年度途中でこういった臨時補正が必要になった理由を説明をお願いします。

総務課長 会計年度任用職員の補正でございますが、当初予定していた会計年度任用職員の増減であったり、また年度途中で採用が必要だったという部署についての補正ということで、それぞれが重なったもののご理解をいただきたいと思います。以上です。

7番 それでは、3項目、3か所ありますので、雇用が必要になった、雇用していたけれどもプラスになったという、もう少し詳しい説明を、この3か所について説明をお願いします。

総務課長 それでは、3款1項9目の介護保険事業費の介護保険事業、こちらについては1名の増のご理解をいただきたいと思います。次に、21ページの3目の保育所費の会計年度任用職員につきましては、年度途中の増減ということで、当初予定した方々の勤務体系であったりとか年度途中での保育所での措置児童、これら等の変更に伴う分の精査をした関係での増減のご理解をいただきたいと思います。それから、商工費の23ページでございますが、こちらについては1名の増のご理解いただきたいと、以上です。

7番 そうしますと、20ページ、21ページの保育所、この業務内容が変わったので増になったという説明のように受け止めましたけれども、特に一番上の72万2,000円の増額になるくらいの部署変更というのが現実的にあるのかなということなんです。つまり会計年度任用職員を年度当初から雇う上ではその業務というのは決まっているんじゃないかなと思うんですけれども、普通なら、年度途中でこれだけの増になる業務というのはどういうものなのか、こういう質問をさせてもらいたいと思います。

健康福祉課長 保育所費の中の子育て支援センター事業の中の会計年度任用職員の報酬でございますけれども、ここの職員については3名体制でやっておるんですけれども、この4月から、その前に、保育所では昨年あたりからインフルエンザでありますとかノロウイルスでありますとかそういった感染症が広がった時期も冬の時期にございました。そういったこともありまして、今、子育て支援センターには3名体制で職員おるんですけれども、そのうちの1名の方が看護師の資格を持っていらっしゃる方で、保育所でもそういった感染症の予防ということも力を入れていきたいということで、週に2日ほど看護師職の方に保育所でお仕事していただいております。その関係上2日分、抜けた部分について別の方にその間支援センターに勤務していただくということで、その2日分が4月から増になってございますので、その分の増加分を今回補正していただいたという形になってございます。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、24ページの8・3・1の河川費……、行ってねえか、勘違いしました。ごめんなさい。

議長 ほかにありませんか。

6番 16ページと17ページ、2の1の5、財産管理費の中で登記等証明手数料30万8,000円とありますけれども、その内容を見ますと、ひだまり第2分譲地売買に伴う所有権移転登記に要する経費の増ということなんですけれども、役場で移転登記する場合に発生する経費、または今回買ってくれた方も当然経費が発生するのかなと思いますが、役場が持つ内容と個人が持つ内容、この辺について質問したいと思います。

総務課財政係長 売買契約がなされた後に土地代金の入金を確認いたします。その後に所有権移転の登記をかけるわけなんですけれども、司法書士の先生を介さずに職員が登記を嘱託という形でかけさせていただいております。それに係る費用につきましては、登録免許税ということで大体2万円から3万円の間ぐらい、1件当たり、面積に応じてかかるんですけれども、その費用だけがかかるという形になります。その費用につきましては全額買主様から負担いただいておりますということでございましたので、歳入歳出同額を措置させていただいているという内容になります。町の負担はなしということになります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって歳出の第1款議会費から第6款農林水産業費についての質疑を終結します。

続きまして、第7款商工費から第11款災害復旧費についての質疑を許可します。

7番 それでは、改めて、8の3の1、河川費の中で、豪雨時に河川や水路があふれ、住家等への浸水が想定される箇所の修繕を行うと。この具体的な箇所と修繕の内容、この説明を求めたいと思います。

地域整備課長 工事の内容につきましては、全部で6か所あります。西又の県道を横断している水路あるんですけれども、その脇の水路の水によって常に崩落する場所の整備、あと富田湯の入につきましても水路から越流して民家に流れ込むということで、その整備、長沢権現沢、お寺の脇から大場商店のほうに流れる川なんですけれども、これの河川断面が足りない部分があるということで、少し河川断面を掘り下げるような工事を行います。真木野後山線の道路脇、松橋川のすぐ脇を通っている町道になりますけれども、それについて常に松橋川が越水するというので、若干かさ上げするような工事を行います。富田野崎山線、こちらについても水路あふれる部分を改修するような工事になります。鼠沢水路についても、越水して田んぼのほうに常に被害が行くという場所について水路の改修を若干行うような計画しております。以上です。

7番 6か所ということで、これはあくまでも災害が起きた補修ということではなくて、起きたというか、あふれたことも踏まえて、それを越えないようにというか、未然に防げるようにと、そういう工事なんですか。前に水害等とかあったわけなんですけれども、そういう補修

でやっているわけではないですよ、この事業は。その確認を、質問したいと思います。

地域整備課長 これらの箇所につきましては、大雨のたびに水路等が越流して周辺に被害を与えるような箇所になります。その防止対策工事という形で行うものであります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

3番 22の7の1の4、商工費、これの商工業活力アップ推進事業で当初200万円予算取っていたと思うんですけども、当初見込み5件だったのが今回増えたということでございますけれども、この内容についてお聞かせいただきたいと思います。

まちづくり課長 内容については、備品が3件、広告費が1件、予備分として1件で合計5件を計上しているものです。以上です。

3番 今回150万円、今説明あった5件だと思うんですけども、今説明もらったのがいまいち理解できないんですけども、再度お願いしたいんですけども。

議長 3番議員、もう一回お願いします。

3番 今、課長、説明、答弁あったんですけども、いまいち理解できないので、再度お願いします。

まちづくり課長 内容についてなんですけど、備品で申請を、相談をいただいている、備品について3件、広告費で申請のご相談をいただいているのが1件、あとは予備分として1件を追加させてもらって、5件としている内容です。

3番 備品というのはどういったものを指していますか。

まちづくり課長 申請はまだこちらにいただいている状況です。商工会に申請したいといった相談が来ているという現状なんですけど、備品については細かいところまでこちらでは把握していません。そのものが何なのかということじゃなくて、備品なのか広告費なのかという把握だけです。

議長 暫時休憩をします。

午前11時09分 休憩

午前11時10分 再開

議長 会議を再開します。

まちづくり課長 備品については、1つが建築業の工具です。もう一つが小売店の冷蔵庫、もう一つが飲食店の、ここはまだはっきりしていませんが、エアコンと聞いています。もう一つの広告費がセールを行う際のチラシ代という内容で商工会から報告をもらっている内容です。

議長 いいですか。ほかにありませんか。

9番 それでは、24ページです。8款土木費です。8の2の2です。

道路新設改良費ということで、内容を見ますと太折から富田方面の道路の調査ということで

ございますが、令和2年の予算の審議のときに、道路新設に太郎野地区の道路の申請があった、それが含まれているかと質問したら、これは国土強靱化計画であるので、ここには全然のせていないと、まず財源確保するのが先だという町長の答弁でございましたが、これを見ますと測量設計委託料150万円計上しています。そうしますと国土強靱化の計画と本体の予算との関わりといたしますか、それはどう理解をすればよろしいでしょうか。

町長 国土強靱化計画、町で作りましたので、そこにはクリーンセンターからホーヤ沢に抜ける道路についての記述はございます。ただ、それを今度補助事業ベースにのっける場合については令和2年度の当初予算の中ではなかったということで、今回上げさせていただいたのは、まず補助事業に申請するにしても、概略設計的な基本設計の部分、どこからどこまでおよそ延長このぐらいというようなもので基本的にこのぐらいかかるであろうというようなものを算定しながら補助事業ベースにのっけていく必要があるので、このたび道路新設改良費に概略設計といいますか、基本設計の分をのせさせていただいたと。いずれにしましても、補助事業の外の部分ということで、費目的には道路新設改良費に計上させていただいたということでございます。

9番 そうしますと少し動いたという感じでございますが、今回の150万円、測量設計をすることであれば、大体の路線というのは確定しているんですかね、その辺分らないんですが、どういう調査といいますか、その感じがつかめないんですが。

町長 どう線形を造ったらいいかというような、まだ航空写真とか地図上でこういう形というものであります。したがって、それに基づいてさらに基本設計、さらには実施設計という形に入っていきますので、大本の粗々の計画をまず作るということでございます。

9番 そうしますと、その大本の粗々の計画というのは、太折地区の住民の方には説明をこれからされるんですか。まずその粗々のものを作ってから、形ができてからそうしていくという考えなんですか。先ほど補助事業これからどうなるか分からないということで、基本設計をまずやってみないと分からないという話でございますが、こういうものが調査が入れば、太折地区なり抜けられる、こっちから、逆に富田方面から来る方々の何といいますか、道路ができるんだなという安堵感というのが発生してしまうんじゃないかなと思うんですが、そのあたり、例えば私が太折に行って、今度道路これから調査始まるよというあたりを話をしてもよろしいでしょうか。

町長 まずはその取り組む第一歩ということでございますので、何年に完成するとか何年に着工するということについては補助事業ベースにのっからないとはっきりとは申し上げられませんが、町としましては第一歩を今年度から進めているということで、地区の方に申し上げていただいてもそれは問題ないと思っております。

議長 ほかにありませんか。

1番 28ページの10の1の3、IT教育事業費のソフト導入による経費ですけれども、これは導入したリース料なのか、導入したプラス、リース料なのか、詳しく教えてください。

教育課長 今回の経費につきましては、ハードをWindows10に昨年度末にバージョンアップしたわけですけれども、それに伴いまして、そこに入っていたソフトが10に対応するためのバージョンアップが必要だということで、今回そのソフトについてのバージョンアップに伴うリース料が4月から発生してきている部分の経費でございます。

付け加えますと、前年度までについてはこの経費につきましてはリース期限が過ぎておりまして無償の形で使わせていただいたんですけれども、Windows10へのバージョンアップに伴って必要になってきた経費ということでございます。

1番 10にアップしたということで理解できますけれども、以前は無償でできていたものが10にアップしたことによってリース料が発生したという理解でよろしいでしょうか。

教育課長 以前のバージョンはWindows7でした。そのときには発生していたんですけれども、それが年数経過でリース期限が、お支払い期限が終わりまして、その後無償譲渡という形で今まで使わせていただいていた。その間はリース料が発生していなかったんですけれども、10には対応していないソフトだったので、そのバージョンアップが必要だということでございます。

議長 ほかにありませんか。

3番 26ページの8の4の1、住宅管理費の中で町営住宅管理事業で修繕料120万円ございますけれども、ひだまりに土地を購入して、退去者が増える見込みということでございますけれども、何名の予定しているでしょうか。

地域整備課長 ハイムひだまり外6室分を考えております。以上です。

3番 これの退去者の費用負担というのは発生していないんですか。

地域整備課長 退去者の費用負担につきましては、敷金で賄えるものは敷金で賄うような形で、それを超えるものにつきましては退去者の費用負担となります。以上です。

3番 町の住宅管理条例の中で修繕費用の負担ということで第20条にありますけれども、軽微な修繕箇所ということで、その軽微に全部入るという理解でよろしいでしょうか。というのは、ここでなっている修繕費の費用負担ということで、畳の表替えとかガラスの取替え、軽微な修繕、あと給水栓、その他附帯構造上重要でない部分の修繕ということで条例にありますので、この中に該当するということで、費用負担は前もらっていたやつから間に合うというようなことでよろしいでしょうか。

地域整備課長 条例等に記載されているとおりでよろしいかと思えます。以上です。

2番 26、27ページの9款の1の3、消防費244万6,000円について質問いたします。

これに関しましては、全協でも説明いただきましたけれども、排水ポンプ3台の新規購入と

いう内容だと思います。これに関しましては、今現在2台ありますけれども、これの保管場所等々、合計で5台になりますけれども、その保管場所を改めて確認をしたいと思います。

住民税務課長 購入後の保管場所ですよろしいでしょうか。

3台購入するうちの2台につきましては、6分団12部のポンプ小屋を想定してございます。あともう一つにつきましては、3分団の空いているポンプ小屋を補修しまして、防災センターが完成後につきましては防災センターへ移したいと考えております。

2番 今現在2台保管しているわけですがけれども、あの農村環境改善センター脇の保管場所はなくなるという認識ですよろしいでしょうか。

住民税務課長 農村環境改善センターに、今使用できる部分、ポンプとして1台保管してございますので、それにつきましてはそのままそこに保管していきたいと思っております。

2番 排水ポンプ本体の購入もそうですけれども、それを使用するに当たっていろいろな備品あるいは器具等々、消防団の6分団ではいろいろ工夫して使っておりますので、その辺も併せて目を向けて、細かい機器があるかと思っておりますので、その辺の面倒も少し見ていただければと思います。よろしくお祈いします。

住民税務課長 今回そのほかに消耗品30万円計上しておりますので、その部分で対応していきたいと思っております。

3番 2番議員の関連でお伺いします。

排水ポンプを3台購入ということですがけれども、これの電源は、3台増加することによって、以前の2台あるやつ、今回3台増やすことによって電源は間に合うのでしょうか。

住民税務課長 堀内の川端地区に既設の電源を設置しておりますので、その部分でポンプは2台動く予定になっております。そのほか1台につきましては3の6に電源車を配備してございますので、そちらを使っていく形になるかと思っております。あと不足する部分につきましては、消防の協力事業所をお願いしたりとかそれで対応していきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

9番 それでは、26ページです。10の1の2です。

右のほうに事務費で職員給与、職員手当ございます。先ほど佐藤広幸議員から会計年度任用職員の報酬の話ございましたが、ここで言っている職員の手当というのはどなたの分を示しておるのでしょうか。

総務課長 町の職員となります。私たちというふうにご理解いただければと思います、教育委員会の職員。

9番 10款なんだけれども、学校の先生の話ではないの。

それじゃ質問を変えますが、ここで手当が出てきたので、その関連ではないですがけれども、前回、コロナの関係で学校の先生方が大変苦勞しているの、手当をしたらどうかと提案

したら、教育長から「加配で対応する」という話ございました。8月20日まで加配の募集をしてそれから対応するという話でございましたが、その募集の結果はどうなったでしょうか。

教育課長 小中学校への支援をするための人員につきましては、国の予算を使って県で募集をかけました。その結果なんです、小学校に指導員という形で2名、それからスクールサポートスタッフという形で1名、小学校には9月1日から3名の方が配置されました。なお、中学校については現在県と書類の途中でございまして、スクールサポートスタッフ1名に応募がありましたので、そちらを9月7日から配置する予定で今のところなっております。その状況につきましては、給与は県の会計年度任用職員ということで、県での支出ということで、町と協定を結びまして、小中学校に来てもらうという形になります。

9番 そうしますと小学校3名、中学校1名しか応募なかったという話なんです、私が前回言った、消毒とか様々な学習指導とか大変になっているということで、どうですかと話しただけけれども、今の3名なり1名でそのカバーはできるのでしょうか。加配はこれで終わりなんですか、教育長、どうですか。

教育長 学校の現状から申し上げますと、小学校では先ほど課長から説明した人員で足りているという状況です。中学校につきましては、9月7日からスクールサポートスタッフということで1名を除菌の作業をしていただくということでお願いしてございまして、それは県からの派遣ということなんですけれども、その状況を見て、不足であれば再度いろいろ声がけを、周知して人員を確保したいと思っておりますけれども、学校でのそういう除菌作業の負担を幾らかでも軽減を図っていきたいという考えは持っておりますので、まずはお一方の申込みが来たということで、活用して状況を見たいと考えております。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、26ページ、9・1・3の消防費の中の下水道加入新設手数料10万円しかないんですけれども、下水道加入を消防費で出すというのは何か理由があるんですかね。住宅費の中に入るような項目のような気がしますが、この理由について質問いたします。

地域整備課長 こちらにつきましては、福祉避難所と防災拠点施設の下水道加入新設手数料となっておりますので、こちらから支出するような形を取りました。以上です。

議長 ほかにありませんか。

9番 30ページ、災害の関係です。11款です。

様々今回7月の災害で大きく被災された箇所がございますが、31ページの林道の関係ですが、3路線4か所とございますが、この3路線4か所の場所をお伺いします。

地域整備課長 林道後山線堀内になりますけれども、林道後山線1か所、松橋滝の沢線2か所、あと猿羽山富田線1か所になります。以上です。

9番 最後の猿羽山富田線ですが、これは令和2年7月、この間の災害で発生した箇所、また新

たに発生しているんですか。あの富田猿羽線は2年前の災害で崩れてそのままなっている状態ではないんですか。その後ちょっと見てこなかった。7月でまた新たに崩れた場所があるんであればお伺いしたいんですが。

地域整備課長 猿羽山富田線につきましては、平成30年度災害で上のほうが崩れておりまして、道路を埋めていたという状況でありました。さらに今回の大雨で山自体が結構大きく崩れている状況が発見されまして、今回予算を少し大きく取って復旧に努めるような形になります。これにつきましては、県の森林整備課の治山と協力して工事を進めるような形で進めていくような計画になっております。以上です。

9番 今の猿羽山富田線なんですが、この間見てきました。大変なことになっていました。あれを工事するのは相当の、何といいますか、課長は工事費を増やしてという話ございましたが、かなりの工事費、工事期間、時間もかかるんじゃないかなと思って見てきましたけれども、あれは課長がおっしゃったように平成30年8月の豪雨であれだけ大きく崩れています。それをそのまま2年間放っておいたというのは、あれだけの土砂災害について、大きくて何も手をつけられなかったということでそのままなっておったんでしょうか。その2年間の間もあの林道についてはお金をかけて下刈りといいますか、林道の脇を草を刈ったりして整備はしているんですけれども、あの土砂があるおかげで前に進めなくて、あの林道、山を持っている方々も困っているようなんですが、そのあたり、町長、現場見ましたか。見てない。大変なことになっているんですよ。あの林道も整備をしないと、おとといの一般質問で申し上げましたが、林道は駄目だと農業振興課長から切られましたけれども、あれを整備しておくことが災害に備えるための方策だと思うんですけれども、そのあたりどうなんでしょうか。

町長 猿羽山富田線について現場は直接見ておりませんが、地域整備課からの報告を受けております。県でも先ほど課長からありましたとおり治山事業として取り組みたいということがありそうなので、そこら辺は先ほど課長から答弁のあったとおり県と連携をしながら取り組む事業となると思います。林道の構造上、災害のときのダブルネットワークを確保することであるんですが、のり勾配のきつさとか、災害になったときのダブルネットワークとしての担保というものについては農業振興課長からあったとおりだと思います。

ただ、猿羽山富田線につきましては、先ほど課長からあったとおり、県と連携しながら治山事業ということでの取組ということになると思いますので、その点については県と連携して進めてまいりたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

2番 30ページの災害関係になります。30ページの11の1の1、農業用施設災害復旧費1億2,000万円の内容ですけれども、農地が7か所、農業用施設が15か所という説明だと思いますけれども、その具体的な場所、数は多いんですけれども、教えていただきたいと思ひます。

地域整備課長 それでは、農地につきましては、湯の入、大平、馬形、裏山、一本杉、こぶし、長沢で、農業用施設につきましては施設の用途まで説明したいと思います。ユスナゴ揚水機場、ホーヤ沢揚水機場、開墾堰頭首工取水施設、根渡揚水機場、楡形山揚水機場、向野揚水機場、長沢水路、スルス沢農道、ホーヤ沢農道、ほか小さい災害が5件となっております。以上です。

2番 今の農地の7か所のうち例えば馬形ですけれども、最上川のすぐ右岸ですか、あの場所だと思ふんですけれども、それのこの間浸水した田んぼの土砂を取り除くとかそういう具体的な工事の内容でしょうか。

地域整備課長 議員おっしゃるとおりで、土砂撤去の復旧工事になります。以上です。

2番 これは多分今年度は収穫かなり難しいのかなと思ふんですけれども、その土砂を撤去していただいて、来年も耕作できるように整備するという理解でよろしいでしょうか。

地域整備課長 来年度、できる限り災害復旧、これからいろいろ手続、補助事業するに当たっては手続あり、その後、降雪期に入ってくるわけなんですけれども、できる限り工事は来年度の作付に間に合わせたいと考えております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって歳出の7款商工費から11款災害復旧費についての質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第50号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について

議長 日程第4 議案第50号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番 46ページです。5の2の2で備品購入費ございます。25万円ですが、この備品の内容につ

いてお伺いします。

健康福祉課長 事業用器具費でございますけれども、こちらにつきましてはタブレット5万円の5台分となっております。これにつきましては、地域包括支援センターの職員並びに保健師が家庭を訪問した際の説明資料などのために使うことを想定したタブレットの導入となっております。

9番 分かりました。このタブレットは、ほかに課長のところの職員は皆さん持っている、包括支援センターの人方だけ、外に出て歩く人だけに持っていただくようになっているわけ。何を言いたいかというと、中にいる人と出ていく人の互換性がこのタブレットにあるのかなと、ちょっと言い方あれですかね。

健康福祉課長 このタブレットの使用につきましては、各家庭訪問をした際の利用ということを考えてございまして、いろいろ介護のケアサポートであったりそういったときに住民の方に説明する資料を入れていったりとか、あと健康教室などのそういった説明をする場合に資料として、紙ベースでの説明でなくて、タブレットを利用して説明するような形にしたいということを考えてございまして、中にいる職員、役場の中での使用というところは考えていないところです。

9番 今まで紙でやったものをタブレットで見せながら説明をするという話でございますが、さっき何を言いたかったかということ、我々この間ウェブ会議なるものをやったものですから、課長がこっちにいて、出た係の方と何か話をしながらやるようになるのかなと思って聞いたんですが、今後そういう形ですのような考えといたしますか、方向性というのは何か持っていますか。

デジタルファースト推進室長 今、コロナ禍の中でテレワーク等の推進等が言われております。それを受けまして、町でも検討しているところなんですけど、外に情報を持ち出すとなるとやはりセキュリティーの面できちんとしたソフトを導入しないといけないということになります。その経費については検討したところ高額な金額がかかるという状況で、足踏みしている状況なんですけど、今後また検討して、外部に出た職員についても内部にいる職員と情報をやり取りできるような形で、机上のパソコンと同じ状況が外でも使えるような環境整備は今後検討していきたいと考えております。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは全く同じ項目で、この財源の内訳で県支出金となっております部分があります。歳入を見ても32万4,000円が県から来ているということなんですけれども、これは要するにひもつき予算、つまりどういうものに使いなさいよというような予算の下に来ている中でタブレットを選んだかという部分を質問させていただきたいわけですが、県から来ている内容、分かる範囲で、どういうものに使っていいというのを説明していただきたいと思

ます。

健康福祉課長 この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金という事業でございまして、これについては国で県を通じて10分の10で町に交付されるということでございます。中身としましては、新型コロナウイルス感染症の対策を念頭に置いたものでございまして、このタブレットにつきましては将来的には医療機関と保健師とか包括センターの職員とのやり取りといいますか、アドバイスをいただいたりとかそういったことにも使えたらなというところもございまして、導入したいと考えたところであります。

7番 そうしますと、タブレット5台の使う人というのは、私は保健師かなと思ったんですけども、保健師じゃなくて、調査員というか、包括支援センターの調査員のような方が家に行き、具合が悪いような方がいらっしゃったら通信をして、保健師からのアドバイスをいただくということを今後想定してタブレットを導入したということなんですか。

健康福祉課長 今お話ししたのは将来的な発展した使い方であって、当初につきましては保健師及び包括支援センターの職員が家庭訪問して、そこでいろいろな事業の説明に使うということで、将来的には、さっきデジタルファーストからのお話もありましたけれども、役場とつないだりとか、あとは医療機関などをつないでアドバイスをいただいたりとかそういったことにも使っていきたいと考えております。

議長 ほかにありませんか。

1番 同じタブレット関係で質問しますけれども、5台のタブレットというのは、月々のリース料が発生する端末なのか、単なる情報を持ち出す的なものならチップなしのタブレットでもよいのかと思いますけれども、今現状はどういう契約内容のタブレットなのでしょうか。

健康福祉課長 機種を選定はこれからいたしますのであれなんですけれども、当初は通信料については、通信できるような状態では使わない予定でおります。あくまでも当初は資料の説明用に使うということで、今後通信が必要になるといった場合はまた予算措置をしていただいて、通信料を予算措置したいと考えております。以上です。

1番 今回はタブレット導入ということだけで、今後相互性を考えた上で有料化に向けても検討するという答えでよろしいでしょうか。

健康福祉課長 そのとおりで結構だと思います。

議長 ほかにありませんか。

6番 48ページ、49ページですけれども、今回の令和2年度の補正予算ということで、まだ年度途中でありますが、拠出金、一般会計繰出金866万9,000円とありますが、介護保険事業は一般会計からの繰入金がないと運営できない中で、年度途中で一般会計繰出金ということで866万9,000円ありますが、こういう繰出金が発生した理由をお聞かせください。

健康福祉課長 7款2項1目の一般会計繰出金につきましては、過年度分の精算の繰出金でござ

います。令和2年度の分ではございませんで、令和元年度分の一般会計の分について精算できたものですから、今回繰出金として予算措置をするということでございます。以上です。

6番 そうしますと毎年、前年度の余り分については9月の定例会で繰出金として一般会計に戻しているということでやってきているということでしょうか。

健康福祉課長 過年度分について精算をしまして、そのような必要が出てくる場合につきましてはいくつかの形で措置をさせていただいているということでございます。

6番 最終的には、単年度収支として黒字化しないと駄目だということの原則があるにしても、赤字になった場合は反対もあり得ると考えていいでしょうか。

健康福祉課長 一般会計からの繰入れにつきましては、あくまでルール分ということで、制度上定まった割合で繰入れをさせていただいております。赤字になった場合ということもございますけれども、そういった場合につきましては基金積立ての金額について活用していきたいと考えてございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

午後1時02分 再開

議長 それでは、休憩前に復し、会議を再開いたします。

日程第5 議案第51号 新庄市との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更について

議長 日程第5 議案第51号 新庄市との新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第52号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第6 議案第52号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第53号 舟形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第7 議案第53号 舟形町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

-
- 日程第8 認定第1号 令和元年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について**
認定第2号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
認定第3号 令和元年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
認定第5号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号 令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号 令和元年度舟形町水道事業会計決算の認定について

議長 日程第8 認定第1号 令和元年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和元年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和元年度舟形町水道事業会計決算の認定について、以上7会計議案を議題上程します。

提案理由の説明を求めます。

会計管理者 (朗読、説明省略)

議長 続きまして、監査委員による各会計の決算審査結果報告を齊藤代表監査委員より求めます。

代表監査委員 それでは、令和元年度舟形町歳入歳出決算審査意見を申し上げます。

第1. 審査の対象でございます。

令和元年度舟形町歳入歳出決算の審査対象は、舟形町一般会計、国民健康保険特別会計事業勘定、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険特別会計事業勘定、農業集落排水事業特別会

計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計、それに財産に関する調書でございます。

第2. 審査の期間及び方法でございます。

審査期間は、令和2年7月14日から令和2年7月29日までであります。審査日数は7日でございます。

令和元年度一般会計及び特別会計の審査に当たっては、審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、また水道事業会計の審査に当たっては財務諸表及び附属明細書について、1. 決算の数字は正確であるか、2. 予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか、3. 会計経理事務は関係法令等に準拠して正確に処理されているか、4. 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどに主眼を置き調査照合するとともに、関係者から説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査の結果を踏まえて審査を行いました。

審査の結果でございます。

令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計の会計報告書の計数は正確であると認められます。また、予算の執行、会計経理事務の処理及び財産の取得、管理及び処分については、一部に改善を要する事項が見られたものの、総体として適正に行われているものと認められます。

続きまして、(1) 一般会計を申し上げます。

令和元年度の決算は、歳入歳出予算現額62億8,754万6,000円に対し歳入決算額は59億6,392万2,000円、歳出決算額は57億5,374万7,000円で、歳入歳出差引額は2億1,017万5,000円の黒字でございます。この歳入歳出差引額から事業の繰越しにより翌年度へ繰り越すべき財源1,772万2,000円を差し引いた実質収支は1億9,245万3,000円の黒字でございます。さらに、本年度の実質収支から前年度の実質収支1億6,295万6,000円を差し引いた単年度収支は2,949万7,000円の黒字でございます。また、単年度収支に財政調整基金の積立額、取崩額を加減した実質単年度収支は1,919万8,000円の黒字でございます。

(2) 特別会計を申し上げます。

令和元年度の国民健康保険特別会計事業勘定の外4特別会計の決算は、表1に記載のとおりでございます。歳入歳出予算現額19億142万7,000円に対し歳入決算額は19億4,883万2,000円、歳出決算額は18億6,406万1,000円で、歳入歳出差引額は3,736万6,000円の黒字でございます。また、5つの特別会計全てが黒字決算でございました。

(3) 水道事業会計を申し上げます。

令和元年度の決算は、営業利益△7,953万7,000円、経常利益△1,648万4,000円、純利益が同じく1,648万4,000円、それに前年度繰越剰余金△3,350万6,000円を加え、当期末処分剰余金は△4,999万1,000円となります。資産合計及び負債資本合計は前年度より1億2,573万円減少

しております。資産合計の減少は、減価償却費 1 億 2,885 万 4,000 円の計上によりまして有形固定資産が減少したためであります。一方、負債資本合計の減少は、企業債償還 8,082 万 4,000 円及び長期前受金の収益化により繰延資産が 7,349 万 3,000 円減少したことなどによるものであります。また、今年度は、前年度に災害復旧工事として計上しました特別損失の計上がなく、経常利益と純利益は同額、このようになっております。

(4) 財産でございますけれども、これは決算書の 290 ページから 294 ページに記載のとおりでございますので、5 ページと 6 ページは割愛いたします。

7 ページの決算の概要でございますけれども、これは決算書のとおりでございます。また、先ほどの会計管理者よりの説明と重複する部分もございますので、7 ページから 13 ページまでの説明は省略させていただきます。

14 ページ、第 5. 審査の意見を申し上げます。

舟形町では、2020 年から 2029 年までの長期計画として第 7 次舟形町総合発展計画を策定いたしました。そして、具体的な施策を達成するため、支える基盤として、健全で持続可能な行政運営を基本目標といたしました。それは財政の健全化と行政の効率化に期すると思われまので、人とお金、財政の角度からの審査意見としたいと思えます。

(1) 財政健全化の現状把握と課題でございます。

最初に、各比率を分析しまして、現状を把握した上で課題をご提示申し上げたいと思えます。

ア. 実質赤字比率、連結実質赤字比率でございますけれども、これは共に黒字決算でございますので、15 ページの表 9 に記載のとおり、比率はございません。先ほど決算の結果の中で、一般会計の決算収支は形式収支で 2 億 1,017 万 5,000 円の黒字である、形式収支から明許繰越等のため翌年度に繰越しできる財源を控除した実質収支の額は 1 億 9,245 万 3,000 円の黒字であるとしました。しかし、形式収支から平成 30 年度における実質収支額を減じた単年度収支で見た場合、黒字額は 2,949 万 7,000 円まで減少いたします。また、単年度収支から財政調整基金の積立額及び取崩額を加減した場合の実質単年度収支で見た場合では 1,919 万 8,000 円まで収れんしてしまいます。指標としては形式収支及び実質収支によることとなつてはいるものの、地方自治法第 208 条には会計年度及びその独立の原則を規定化しております。単年度収支及び実質単年度収支においても黒字決算の継続を可能にすべく努力していただきたい、このように思えます。

次に、実質公債費比率でございます。

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性を見る場合、その動向には常に注意する必要がございます。その公債費に係る負担の度合いを判断するための指標が実質公債費比率でございます。第 7 次舟形町総合発展計画では令和 6 年度末の実質公債費比率を 16% 未満に抑制するという数値目標を

設定いたしました。現状値は13.1%であり、前年度から0.6%増加しております。しかし、この数値は3年間の平均値であり、単年度で比較した場合、令和元年度は平成30年度から1.4%上昇しております、14.4%になっております。実質公債費比率の上昇要因を3年前の数値と比較すると、算定式の分母においては一般会計における元利償還金が減少したものの、水道事業、農業集落排水事業への繰出金の増加などにより歳入が拡大したためであります。一方では、分母となる市町村民税などによる標準税収入額が増加したものの、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額などにより分母となる歳入が減少しました。その結果、比率が上昇したものであります。実質公債費比率は、第7次計画の中間点となる令和6年度にピークに達すると推定されておりますが、18%を超えると地方債の発行が許可制になるということですので、絶対に回避しなければなりません。16%未満という数値は必達目標、このように思います。

続きまして、将来負担比率でございます。

将来負担比率は、地方債や将来支払っていく可能性のある負担金などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものであります。令和元年度の比率は前年度から0.6%上昇し27.6%になっております。要因としては、公益企業の地方債残高の減少により一般会計の繰出見込額の減少及び普通交付税算入見込額増加などがありますものの、一般会計における地方債残高が増大したため、全体として将来負担比率は増となったものであります。将来負担比率の推移は、表10のとおりであります。年々増加傾向にあります。しかし、この比率から見まして、例えば平成30年度が27%、令和元年度が27.6%ということで、0.6%増加したということがございますけれども、余り深刻さは伝わってこない、そのような感じでございます。

そこで、地方債残高比率というものを出示してみました。この比率は、将来償還すべき全会計の地方債現在高を地方公共団体の標準的な状態で収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す標準財政規模で割ったものでございます。非常に単純な比率でありますけれども、単純であるがゆえに地方債残高の大きさが認識できる、このように思います。地方債残高の額は標準財政規模の約3.3倍になっております。また、防災拠点施設整備事業債、福祉避難施設整備事業債の発行が予定されておまして、地方債残高比率が上昇するのは必至の状態にあります。この地方債残高の比率の適正水準については明確な基準がありません。しかし、実質公債費比率及び将来負担比率と併せ、年度別の推移、将来の見通し等について注意を払っていく必要がある、このように思います。

続きまして、経常収支比率を申し上げます。

令和元年度の経常収支比率は、前年度の87.6%から0.3%上昇し87.9%になりました。平成30年度の県平均は90.9%であります。また、総務省の地方財政白書「平成30年度決算」につ

いてでございますけれども、都道府県、全国の市町村の平均が全く同率で93.0%でございます。また、市町村において経常収支比率が100%を超えているのが51団体あると記載されました。全国で51の市町村が100%を超えている、こういう状態でございます。この指標は、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものでありまして、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを意味する数値でございます。地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには財政構造の弾力性が確保されていなければなりません。全国と比較すると正常値とはいえ、80%以上では弾力性を失いつつあり、90%以上になると財政構造が硬直化してくると言われており、緊張感を持って注視していただきたい、このように思います。

第7次舟形町総合発展計画では、時代の変化に的確に対応する行財政運営、基本施策1として財政健全化を掲げました。特筆すべきは、目標、指標として数値目標を設定したことあります。具体的には、第7次計画の中間地点であります令和6年度末における経常収支比率を現状値87.9%を92%未満に抑制するという計画であります。これは自らが掲げた自己目標でございますので、92%は必達ということで頑張っていたきたい、このように思います。

以上は比率によって町の財政を見てきましたけれども、次に課題を申し上げたいと思います。財政健全化についての課題でございます。

計画に基づいて施策を将来にわたって着実に展開していくために、歳入歳出の両面において持続可能な財政基盤を確立し、自主性、自立性の高い行財政運営を実現していく必要がございます。そのため、1つは、高い水準にある町税収入は県内で同率の第2位でございます。これを維持していくこと、2番目には未収金対策を推進、3番目として受益者負担の適正化、そして第7次計画に策定するクラウドファンディング等の活用も含めて多様な財源の確保などにより自主財源の拡充に努める格段の努力が必要であるものと、このように思います。そのため、財政健全化に向け、車の両輪であります執行部と議会はそれぞれがそれぞれの立場で住民生活向上に向け、健全な思考と確かな審議、決定に注力をしていただきたい、このように思います。

続きまして、カ. 財政の見える化の推進について申し上げます。

地方公共団体において、毎年度統一的な基準により財務書類等の作成、更新を行い、分かりやすく財務内容を説明することが求められております。これが地方財政の見える化でございます。舟形町においても、住民に対する説明責任をより適切に果たし、住民のサービス向上や財政マネジメントの強化を図る観点から、より分かりやすい財政情報の開示に取り組んでいただきたいと思います。

私ども民間企業の経理担当者において最初に目を通さなければならないものに企業会計原則というものがございます。その原則の第1、一般原則ということで、7つあるんですけど

も、その第4項に、企業会計は財務諸表によって利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない、このように記載されています。明瞭性の原則と呼んでいますけれども。

平成30年度決算報告について、ほかの市町村においては実質赤字比率等について財政用語の説明も加えて開示しておりましたが、「広報ふながた」では開示されず、非常に簡単な説明に終わっていたのは残念でございます。今後の課題として考えていただきたい、このように思います。情報を開示する場合は、より分かりやすく、かつ住民が適切に理解し判断を誤ることのなきよう可能な限り負の情報も公表すべき、このように思います。行政と住民の情報の共有化を図っていただきたいと思います。以上が財政面でございます。

これからは人の面で申し上げます。

(2) 行政の効率化、第7次舟形町総合発展計画は、時代の変化に的確に対応する行財政運営、基本施策2として行政の効率化を掲げました。行政の効率化に資する施策は人材育成と組織改革であると思われますので、特に財務事務の適正執行について意見したいと思います。

ア. 人材育成について。

職場教育の手法の一つとしてOJTというのがあります。職場の上司や先輩が部下や後輩に対し具体的な仕事を与え、その仕事を通して、仕事に必要な知識、技術、態度などを意図的、計画的、継続的に指導し、習得させることによって全体的な業務処理能力、力量を育成する活動であります。1. 効果的なOJTに取り組み、職員が制度の内容、法令等の理解を深め、注意不足に起因する事務処理上の誤謬の根絶を図る。2. 上司による継続的かつ反復的な教育により、週次、月次、四半期、半期ごとに設定した目標管理を徹底し、進捗度合いを確認し合い、自己啓発と業務の進行過程を徹底するなどにより実践的な効果を上げるなどの努力をしていただきたい、このように思います。

次に、組織に関するものでございます。

イ. 組織の活性化、改革について。

国と地方の役割分担を見直し、地域の自主性、自立性を高めるため、地方分権改革を積極的に推進することとされております。国が都道府県に対し、都道府県がさらに市町村に事務権限の委譲はますます進展するものと思われます。

そのような潮流の中で、当町においても組織を活性化するに大きく寄与するのは権限の委譲であると考えられます。課内において、課長、補佐、係長等の権限を洗い出し、再構築し、可能な限り下位の者に委譲することにより組織の活性化を図り、窓口の一本化による住民の利便性向上、行政の効果的、効率的な運営の推進を図っていただきたい、このように思います。また、財務事務に対しては、金銭を取り扱う業務であるため、厳格な内部統制が必須でございます。1人を専担にして任せ切るのではなく、担当者のほかに副担当を置き、相互牽

制を図る必要があります。また、各課には課に係る各種団体の事務局としての金融機関の預貯金通帳等の保管も業務の一つでありますけれども、通帳類は担当者が保管するのではなく、各課の長が一元管理する、このような体制を取っていただきたいと思います。

最後に、総括意見を申し上げます。

今年新型コロナウイルスが全世界に広がる中、人々の生活や仕事の様式が今までとは違う形で行うことを求められております。また、全国で起きている自然災害で国も地方もその対応に追われており、当町においても平成30年度決算においては豪雨災害復旧事業費の総額が繰越分も含め約15億700万9,000円、うち町の負担分が4億8,900万円とされております。令和元年度決算においては繰越分7億848万2,000円を含んで8億5,290万6,000円、防災行政デジタル無線改修工事2億6,128万6,000円、都市防災施設整備事業8,542万2,000円等の防災関係の大型事業が続き、ほかにも定住促進住宅団地造成工事、道路分4,665万5,000円、造成分6,303万6,000円、地方創生型若者向け定住移住住宅建築事業1億6,159万8,000円等の大型事業が続いております。さらに、令和2年度は都市防災施設整備で福祉避難所建設と防災拠点施設建設を合わせて12億8,593万8,000円の工事が見込まれておりまして、引き続き大型物件が建設されております。

それに伴いまして、令和元年度の町の実質公債費比率は昨年より0.6%上昇しまして13.1%になっております。一方、将来負担比率は、昨年度より0.6%上昇しまして27.6%となっております。平成30年度の県平均59.9%を下回っております。これは町の収入に対する借金の返済額は多くなっているものの、その借金に対し交付税算入が見込まれることを意味するものであります。交付税算入割合の多い地方債を選択したり、国・県の補助制度を存分に活用したりしている職員の努力を評価したいと、このように思います。しかし、その大本であります国は900兆円とも言われる国債を発行して財政運営していることを鑑み、今後も町の財政面について注視していく必要がある、このように考えます。

以上で決算審査の意見とさせていただきます。

議長 ただいま上程されました7会計決算等調書の審査方法についてお諮りいたします。認定第1号から認定第7号まで計7議案を審議するため、舟形町議会委員会条例第5条第1項の規定により決算審査特別委員会を設置して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、決算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、舟形町議会委員会条例第7条第4項の規定により、全議員10名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ただいま指名した全議員10名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで休憩をし、決算審査特別委員会の正副委員長の互選のため、決算審査特別委員会を招集いたします。午後2時30分まで休憩をいたします。

午後2時16分 休憩

午後2時29分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告願います。

5番 特別委員会正副委員長の互選結果の報告をいたします。

決算審査特別委員会で慎重審議した結果、委員長に伊藤欽一議員、副委員長に奥山謙三議員と決定いたしましたので、ご報告をいたします。

議長 ただいま報告ありましたように、決算審査特別委員会の委員長に伊藤欽一議員、副委員長に奥山謙三議員が選任されました。決算審査特別委員会委員長及び副委員長の互選の報告を終わります。

決算審査特別委員会に入りますので、本会議を9月9日まで休会とすることといたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本会議を9月9日まで休会といたします。

本日はこれにて散会とします。

午後2時30分 散会

令和2年9月10日（木曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第4日目）

令和2年舟形町議会第3回定例会第9日目

令和2年9月10日（木）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八鍬太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
副町長	菅原正春	総務課財政係長	八鍬幸仁
会計管理者	須貝孝子	デジタルファースト推進室長	沼澤一征
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小野芳喜	教育長	伊藤幸一
まちづくり課長	曾根田健	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	代表監査委員	齊藤徹
住民税務課長	伊藤茂樹	監査委員事務局長	相馬昇
地域整備課長	伊藤秀樹		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬昇 主 事 伊藤優

議事日程

日程第1 認定第1号 令和元年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
認定第3号 令和元年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第 4号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 令和元年度舟形町水道事業会計決算の認定について
- 日程第2 議案第54号 舟形町教育委員会委員の任命について
- 日程第3 議案第55号 舟形町教育委員会委員の任命について
- 日程第4 議案第56号 町村の境界変更について
- 日程第5 議案第57号 境界変更に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第6 発議第 5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第7 委員会付託の審査報告
- 陳情第 1号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳情第 2号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳情第 3号 長尾地区道路についての陳情
- 請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する請願
- 追加日程第1 発議第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第7号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出について
- 追加日程第3 発議第8号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
- 日程第8 閉会中の所管事務調査報告
総務文教常任委員会・産業振興常任委員会
- 日程第9 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時02分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから9日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

-
- 日程第1** 認定第1号 令和元年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
認定第3号 令和元年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
認定第5号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号 令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号 令和元年度舟形町水道事業会計決算の認定について

議長 日程第1、令和元年度決算の認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員会に付託しました認定第1号 令和元年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和元年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和元年度舟形町水道事業会計決算の認定について、以上7会計についての審査報告を求めます。

決算審査特別委員長 令和2年9月10日 舟形町議会議長 八楸 太殿。決算審査特別委員会委員長。

決算審査特別委員会審査報告書。令和2年9月定例会において、9月4日に本委員会を設置し、付託されました、令和元年度舟形町一般会計歳入歳出決算、令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、令和元年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、令和元年度舟形町水道事業会計決算、以上、7会計の決算認定について、9月4日から

8日までの3日間、提出された決算書等の内容を町長以下職員の説明を受け、慎重に審査した結果、認定すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

議長 ただいまの委員長報告について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより認定第1号から認定第7号まで7議案について採決します。認定第1号から認定第7号までの7議案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、認定第1号から認定第7号まで7議案について原案のとおり認定されました。

日程第2 議案第54号 舟形町教育委員会委員の任命について

日程第3 議案第55号 舟形町教育委員会委員の任命について

議長 日程第2 議案第54号及び日程第3 議案第55号 舟形町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。議案第54号及び第55号については一括提案、審査し、採決については各個別に採決することといたします。提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより個々の議案ごとに採決をいたします。

初めに、議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第54号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第55号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第56号 町村の境界変更について

議長 日程第4 議案第56号 町村の境界変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 境界変更に伴う財産処分に関する協議について

議長 日程第5 議案第57号 境界変更に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

議長 日程第6、発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

6番 (朗読、説明省略)

議長 意見書の内容については、事務局長より朗読いたします。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決します。発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第7 委員会付託の審査報告

議長 日程第7 委員会付託の審査報告を議題といたします。

陳情第1号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情、陳情第2号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情、陳情第3号 長尾地区道路についての陳情、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する請願、陳情第1号、陳情第2号及び請願第1号の3件については一括して佐藤広幸総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和2年9月10日 舟形町議会議長八楯 太殿。総務文教常任委員会委員長。

請願陳情審査報告書。本委員会に付託された請願及び陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第1号 付託年月日・令和2年6月9日。件名・看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情。審査結果・採択。

陳情第2号 令和2年6月9日。介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出に関する陳情。採択。

請願第1号 令和2年9月2日。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する請願。採択。

以上です。

議長 次に、陳情第3号について、石山和春産業振興常任委員長の報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和2年9月10日 舟形町議会議長八畝 太殿。産業振興常任委員会委員長石山和春。

閉会中の継続審査申出書。本委員会は、令和2年第3回定例会で審査付託になった事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申出します。

記

1. 事件 陳情第3号 長尾地区道路についての陳情。
2. 理由 慎重審議を要するため。

議長 これより陳情第1号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

陳情第1号は委員長報告のとおり採択と決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

陳情第2号は委員長報告のとおり採択と決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

陳情第3号は委員長申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、陳情第3号は委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第1号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

請願第1号は委員長報告のとおり採択と決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

ここで文書配付のため、暫時休憩をいたします。

午後1時37分 休憩

午後1時38分 再開

議長 会議を再開いたします。

ここで、本日の日程の追加についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付をいたしました議事案件を、追加議事日程のとおり、本日の日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 発議第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出について

議長 追加日程第1、発議第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

7番 発議第6号、令和2年9月10日、舟形町議会議長八楸 太殿。提出者・舟形町議会議員佐藤広幸、賛成者・舟形町議会議員伊藤欽一。

看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出について

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第99条並びに舟形町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由

高齢化社会が現実となる中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算しました。しかし医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着が進まず、慢性的な人員不足が続いています。については、看護師賃金水準の底上げをはかり、安全・安心で良質な医療・看護サービスを提供し続けるために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設することを国に対し強く要望いたします。

議長 意見書の内容について、議会事務局長より朗読いたします。

議会事務局長 それでは、朗読させていただきます。次のページお開き願います。

看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書。

高齢化社会が現実となる中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算しました。しかし医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着が進まず、慢性的な人員不足が続いています。山形県医労連が2017年5月に実施した看護職員の労働実態調査（990人）では、慢性疲労を抱えている看護師は73%、健康不安の訴えが72.2%もありました。また、74.8%もの看護師が辞めたいと思いながら働いている実態が明らかになりました。辞めたい理由の第1位は「人手不足で仕事がきつい」41.7%、次いで「思うように休暇が取れない」39.9%、「賃金が安い」35%という結果となっています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、人員不足を深刻化させ、患者・利用者に対する良質なサービス提供に影響を及ぼしかねない事態となっています。

看護師の賃金水準が全産業平均より低い原因のひとつには、同じ国家資格でありながら働く地域によって初任給の格差が月額8万円にも及ぶ地域間格差が指摘できます。厚生労働省の平成30年度賃金構造統計基本調査でも山形県と東京都では看護師の年収で72万4,000円、月額にすると6万円もの開きがあります。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大きすぎて看護師の賃金水準が引きあがらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安全・安心な職員体

制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。今後、在宅医療・介護の需要増加が見込まれる中、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化の実現が必要と考え、下記事項について国に要望します。

1、看護師賃金水準の底上げをはかり、安全・安心で良質な医療・看護サービスを提供し続けるために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月10日、山形県舟形町議会議長。

内閣総理大臣殿

厚生労働大臣殿

財務大臣殿

以上でございます

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより、発議第6号を採決します。発議第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第7号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出について

議長 追加日程第2、発議第7号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

7番 発議第7号、令和2年9月10日、舟形町議会議長八楯 太殿。提出者・舟形町議会議員佐藤広幸、賛成者・舟形町議会議員伊藤欽一。

介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出について

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第99条並びに舟形町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由

高齢化社会が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。

今後、在宅医療・介護の需要増加が見込まれる中、介護従事者の賃金底上げをはじめとする処遇の改善、人材確保と体制強化の実現が必要と考え、介護従事者賃金水準の底上げをはかり、安全・安心で良質な介護サービスを提供し続けるために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設することを国に対し強く要望いたします。

以上です。

議長 意見書の内容について、事務局長より朗読いたします。

議会事務局長 それでは、朗読させていただきます。次のページをお願いします。

介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書

高齢化社会が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。日本医労連が2017年5月に実施した「介護施設夜勤実態調査」では、「2交替夜勤」の施設が9割を占めており、その内8割以上が、16時間以上の長時間労働となっています。また仮眠室の有無については約半数の施設で「仮眠室がない」と回答しており、職場環境の改善が急がれます。さらに介護従事者の賃金は医療従事者と比べて低く、山形県医労連加盟組織の施設でも介護と医療とでは平均賃金に約6万円の差があります。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、人員不足を深刻化させ、利用者の安全や良質な介護サービスの提供に影響を及ぼしかねない事態になっています。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし現実には、職員確保や体制の充実は事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。今後、在宅医療・介護の需要増加が見込まれる中、介護従事者の賃金底上げをはじめとする処遇の改善、人材確保と体制強化の実現が必要と考え、下記事項について国に要望します。

記

1、介護従事者賃金水準の底上げをはかり、安全・安心で良質な介護サービスを提供し続けるために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月10日、山形県舟形町議会議長。

内閣総理大臣殿

厚生労働大臣殿

財務大臣殿

以上でございます

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより、発議第7号を採決します。発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議第8号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

議長 追加日程第3、発議第8号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

7番 発議第8号、令和2年9月10日、舟形町議会議長八畝 太殿。提出者・舟形町議会議員佐藤広幸、賛成者・舟形町議会議員伊藤欽一。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第99条並びに舟形町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由

子どもの学ぶ意欲や主体的な取り組みを育む学校教育の役割は重要であり、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、その条件整備は不可欠であることから、計画的な教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充を求めるため、別紙意見書のとおり、国及び政府に対し強く要望いたします。

議長 意見書の内容について、事務局長より朗読いたします。

議会事務局長 それでは、朗読させていただきます。次のページをお開き願います。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。

新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国にどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年9月10日、山形県舟形町議会議長。

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

財務大臣殿

総務大臣殿

文部科学大臣殿

以上でございます

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより、発議第8号を採決します。発議第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

初めに、佐藤広幸総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長 では、報告いたします。

令和2年9月10日 舟形町議会議長八楸 太殿。総務文教常任委員会委員長佐藤広幸。

所管事務調査報告書。総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記。

1. 期日 令和2年8月6日（木）

2. 調査内容

○総務課デジタルファースト推進室

(1) 事業計画及び進捗状況についての説明

- ・事業計画は、ICT活用計画の策定・電子申請システムの利用促進・情報発信力の強化、職員の情報セキュリティ意識の強化と適切な管理。
- ・進捗状況は、4月から特定個人情報取扱職員、入庁3年以下職員、各課係長以下級職員、全職員と順次研修を実施し、課題の解決にICTが活用できるか等のアンケート調査及び庁舎内セキュリティ状況の調査をした。

(2) 所感

ICTを活用した事業の効率化を図り職員の事務負担軽減と町民へのサービス向上に寄与することと、庁舎内の経費削減に期待したい。情報の共有化が図られることは同時に、個人情報の漏えいが懸念されるのでセキュリティ管理の徹底に努められたい。

○住民税務課

(1) 事務の重点項目についての説明

- ・空き家対策・高齢者先進安全自動車購入補助、ごみ減量化とリサイクル・税の収納対策の4項目についての説明。
- ・空き家対策の申請は現在8件で、他5名からの相談が来ている。
- ・高齢者先進安全自動車補助は、国で補助しているので町への申請はなし。
- ・令和元年度で可燃物焼却量は約1,037トン、不燃物処理量は約92.8トン。
- ・可燃物の1人1日当たり546グラムで、昨年より12グラム増えている。
不燃物は1人1日当たり48グラムで、昨年より1グラム減っている。
- ・町税徴収率は、町民税と軽自動車税が100%で、固定資産税99.85%、国民健康保険税が99.67%。現年度分収納率は県内1位。

(2) 所管

町税収納については、職員の努力と意識の高さを評価します。可燃物焼却量は1人当たりの量が、前年度より増加しているため、さらなる減量化推進に努めるとともに、町民への周知の推進を図りたい。

以上でございます。

議長 ただいまの総務文教常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

続いて、石山和春産業振興常任委員長より報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和2年9月10日 舟形町議会議長八畝 太殿。産業振興常任委員会委員長石山和春。

所管事務調査報告書。産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記。

1. 期日 令和2年8月6日(木)
2. 調査内容 舟形町水道施設の現地調査(水源地及び浄水場)

(1) 十二川原水源地

①施設の概要

ア. 給水区域:長沢地区、舟形地区、太折地区、尾花沢市の一部。

イ. 浄水方法:十二川原滅菌室において、塩素消毒による浄水。

②課題と対応策

増水時に井戸の濁度が上昇するため、消毒薬のみの浄水では不十分である。同施設にも、膜ろ過浄水による浄水設備の設置を検討すべきである。

(2) 小松水源地

①施設の概要

ア. 給水区域:紫山地区、沖の原地区、富長地区、堀内地区、大蔵村の一部。

イ. 浄水方法：沖の原浄水場において、膜ろ過設備と消毒薬による浄水。

②課題と対応策

同水源地は最上小国川と隣接しており、過去の豪雨災害時に濁流による浸水の危険性があった。町民のライフライン確保の観点から水源地へ濁流の浸水を防ぐ対策工事が必要である。

また、本年7月豪雨災害において、堀内橋に設置の添架管の一部が流木により破損した。事故の要因は添架管が橋の上流側に設置されていることが考えられる。今後、堀内橋の架け替え時には、河川の増水等も想定すべきである。

なお、今回の破損事故を受け町内全域の橋に設置している添架管の設置状況等について、早急に点検する必要がある。

以上になります。

議長 ただいまの産業振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第9 議員派遣の件

議長 日程第9 議員派遣の件についてを議題といたします。議員派遣の内容については、議会事務局より朗読いたします。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 以上をもちまして9月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。町長よりお礼の申出がありますのでお受けします。

町長 令和2年度第3回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

9月2日から9日間の日程で、18件の案件につきまして満場一致でご決議賜りまして、御礼を申し上げます。一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は、真摯に受け止めてまいり、行政運営に努めてまいりたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響で若鮎まつりを中止した代替として、先日9月5日・6日に鮎をドライブスルー方式で販売いたしました。渋滞するようなトラブルもなく、無事終了することができました。暑い中頑張っていたいただいたまちづくり課を中心とした職員の皆様、並びに振興公社の職員の皆様に心より感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

おかげさまで、焼き鮎販売尾数は3,699となりました。遠く県外や町外から来町されたお客様、議員の皆様、舟形町職員労働組合の皆様をはじめ、ご購入いただきました全てのお客様に心から感謝と御礼を申し上げます。

定例会閉会の御礼の挨拶で申し上げるのは、少しばかり違和感がありますが、新型コロナウイルス感染症に係る国地方創生臨時交付金2次補正分についての臨時議会を、今月下旬頃に召集したいと考えております。ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は、日本中の誰もが経験したことのない国難であります。この国難を乗り越えるべく、2次補正の予算内容については、アフターコロナを見据え、未来の舟形町に大きく貢献する事業予算でなければなりません。二元代表制という地方自治制度の中で、行政と議会が真の町民の幸せのために手を携え、知恵を出し、共に汗をかいていただきますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、秋の収穫作業等で忙しくなる季節、そして、日中と朝晩の寒暖の差が大きくなる季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。9日間ありがとうございました。

議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第3回舟形町議会定例会を閉会いたします。9日間にわたる慎重審議、大変ご苦労さまでした。

午後2時10分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 鍬 太

署 名 議 員 小 国 浩 文

署 名 議 員 叶 内 富 夫